

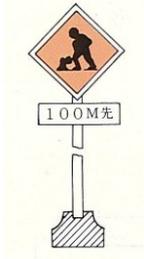
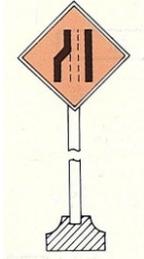
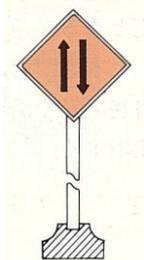
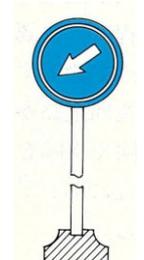
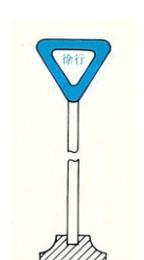
## VI 保安施設設置

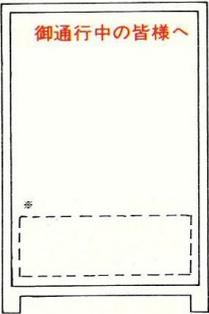
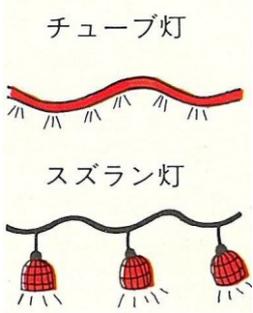
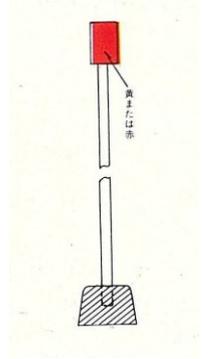
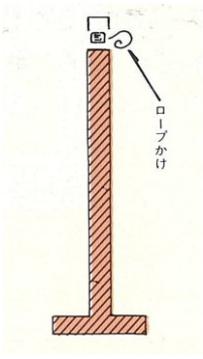
# 目 次

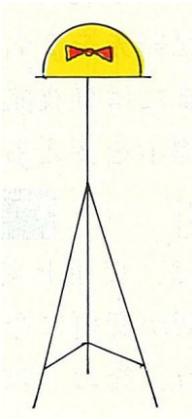
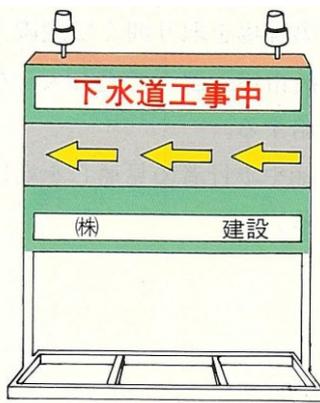
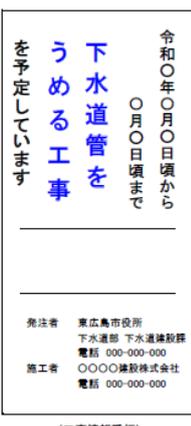
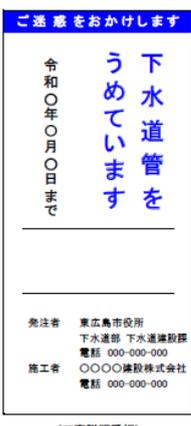
1	保安施設の標準様式 .....	VI-1
2	保安施設設置の留意点 .....	VI-8
	(1) 標識、表示板 .....	VI-8
	(2) 交通誘導員の配置 .....	VI-8
	(3) 保安柵 .....	VI-9
	(4) 夜間の保安灯及び照明 .....	VI-9
	(5) その他 .....	VI-10
3	保安施設の設置例 .....	VI-11
	(1) 片側交互通行 .....	VI-12
	(2) 一方通行 .....	VI-15
	(3) 一部占用 .....	VI-17
	(4) 全面通行止め .....	VI-23
4	一方通行解除 .....	VI-26
	(1) 一方通行規制解除の計画 .....	VI-26
	(2) 一方通行規制解除の実施 .....	VI-27
	(3) 一方通行規制解除計画の作成要領 .....	VI-28
	(4) 一方通行規制解除の実施要領 .....	VI-29

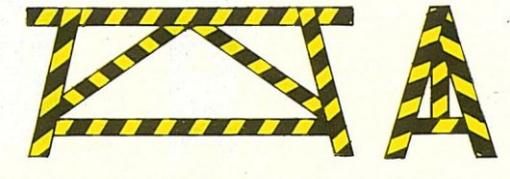
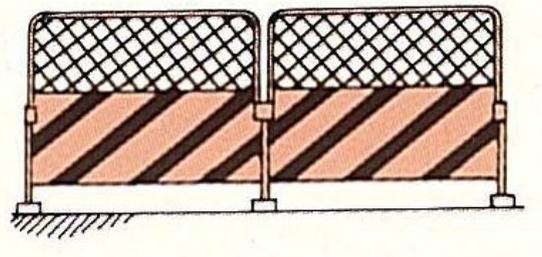
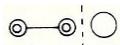
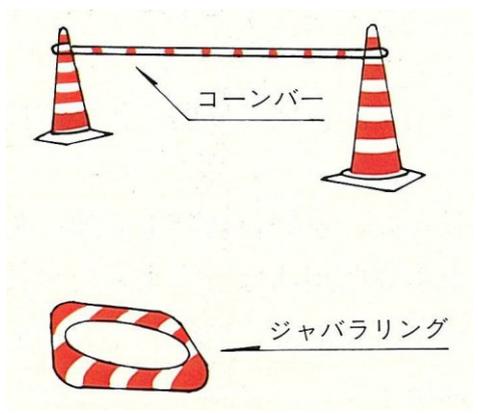
# 1 保安施設の標準様式

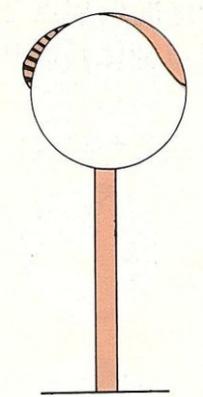
下水道工事における保安施設は、工事現場の状況によって土木工事共通仕様書や保安施設設置基準等を参考に、その現場状況に最も合ったものを使用するものとする。

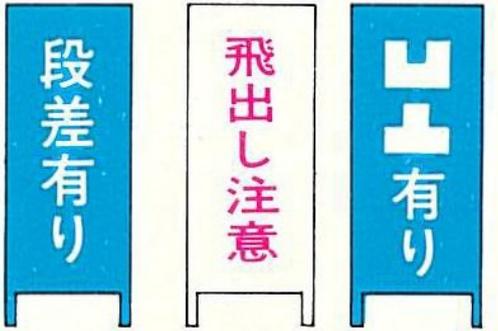
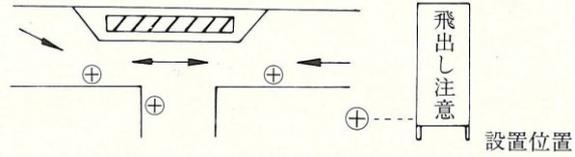
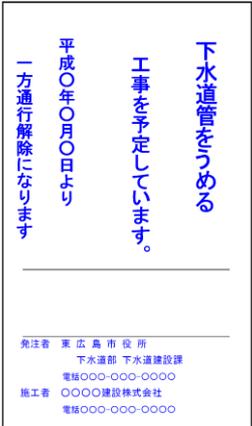
記号名称	下水道工事標準仕様	土木工事標準仕様	備 考
① 工事標識			1. 設置位置は原則として、工事現場から約 50 m、100m先及び工事現場の起点、終点とする。 なお、道路幅、交通量等の状況によっては 100～500m先にも設置する。
② 道路幅員減少標識			1. 設置位置は原則として、工事現場から約 50 m、100m先及び工事現場の起点、終点とする。 なお、道路幅、交通量等の状況によっては 100～500m先にも設置する。
③ 片側交互通行標識			1. 設置位置は原則として、工事現場から約 50 m、100m先及び工事現場の起点、終点とする。 なお、道路幅、交通量等の状況によっては 100～500m先にも設置する。
④ 方向指示標識			1. 方向指示が必要な箇所に 1 枚以上設置する。
⑤ 徐行標識			1. 設置位置は原則として工事現場から約 50m 先及び工事現場の起点、終点付近とする。

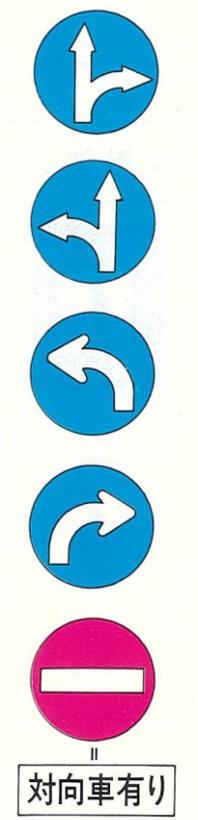
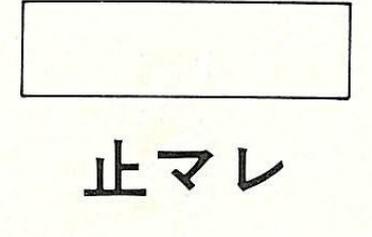
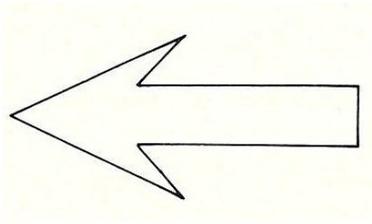
記号名称	下水道工事標準仕様	土木工事標準仕様	備 考
⑥ 下水道工事標識			<p>1. 設置位置は工事現場の起点、終点とする。</p> <p>2. 夜間緊急連絡先を2名以上記入する。</p> <p>3. 夜間作業または昼夜間作業を行う場合は掲示板の標示を変える。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">夜</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">間</span>      <span style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">昼</span> <span style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">夜</span> <span style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">間</span> </p> <p>4. 工事期間は、交通上支障を与える実際の機関とし、工期が変更になった場合は速やかに書き換える。なお、末尾に（予定）を記入する。</p>
⑦ 下水道工事 お願い標示板			<p>1. 設置位置は原則として工事現場から約50m先とする。</p> <p>2. 土木専門用語は、出来るだけ使用せず、道路利用者や沿道住民が十分理解出来る用語を使用する。</p>
⑧			<p>1. 工事現場の囲いの部分に高さ約1.0m～1.5m程度、視認距離夜間150m以上、間隔2m以内で設置する。</p> <p>2. 夜間道路が暗く、車両や歩行者等の通行に危険や支障をきたすおそれがある現場では、状況に応じて200ワット以上の照明灯を設置する。</p>
⑨			<p>1. 間隔は3.0m以内で設置する。</p>

記号名称	下水道工事標準仕様	土木工事標準仕様	備 考
⑩ 回 転 灯			<p>1. 夜間施工又は夜間に交通解放できない場合 その両端に視認距離夜間 200m以上（40 ワット以上）のものを設置する。 ただし、近隣に迷惑になる場合は、必要な対策を講じる。</p>
⑪ 誘 導 標 示 板			<p>1. 夜間施工又は夜間に交通解放できない場合 その両端に視認距離夜間 200m以上（40 ワット以上）のものを設置する。 ただし、近隣に迷惑になる場合は、必要な対策を講じる。</p> <p>2. 下水道工事中の標示板とともに設置する。</p>
⑫ ま わ り 道 案 内 標 示 板			<p>1. 設置位置は、迂回が必要となる交差点とする。</p> <p>2. 現在位置、方位を明示する。</p> <p>3. 公共的な施設などわかりやすい目標物を記入する。</p> <p>4. 下水道工事の施工箇所を明示する。</p> <p>5. 下水道工事中の標示板と共に設置する。</p> <p>6. 案内図は見る方向にあわせて書く。</p>
⑬ お 知 ら せ 標 示 板			<p>1. 設置位置は、工事現場から約 100mの範囲内とする。</p> <p>2. 施工箇所、施工期間、作業時間等を記入する。</p> <p>3. 昼夜間の連絡員及び電話連絡先を記入する。</p> <p>4. 土木専門用語は、出来るだけ使用せず、道路利用者や沿道住民が、十分理解出来る用語を使用する。</p>

記号名称	下水道工事標準仕様	土木工事標準仕様	備 考
⑭			1. 工事現場を取り囲んで設置する。 2. 一般市民が誤って立ち入らないようロープなどで連結する。 3. 長期間設置する場合は鉄パイプで強固に連結する。
			
保安柵 (バリケード)			
⑮			1. 工事現場を取り囲んで設置する。 2. 一般市民が誤って立ち入らないよう鉄線で連結する。 3. 車両や歩行者の見通しを妨げないように設置する。
			
保安柵 (ネットフェンス)			
⑯ 信号機			1. 片側交互通行が長区間にわたる場合で、交通誘導員では対応が困難な場合に設置する。 なお、設置については所轄警察署と地元住民（町内会等）と協議を行う。 2. 信号機の切替時間を明記する。
			
⑰			1. 車両量誘導線、歩道境界線が必要な場合に設置する。間隔は、2 m以内とする。 2. 夜間または昼夜間にわたって設置するものは全面反射式とする。
			
セーフテークン			

記号名称	下水道工事標準仕様	土木工事標準仕様	備 考
⑮			1. 歩行者、通行車両、工事用車両等の誘導が必要な箇所に配置する。
人			
交通誘導員			
⑯			1. 工事の施設や安全欄等によって死角が出来人や車の飛び出しが危険となった場合に設置する。
鏡			
カーブミラー			
⑰			1. 工事現場の起点終点付近に設置する。 2. 車両通行止の場合は、⑬お知らせ標示板と共に設置する。
歩行者通行可能 車両進入禁止 標示板			
⑱			1. 歩行者横断通路の前後に設置する。
歩行者横断通路標示板			

記号名称	下水道工事標準仕様	土木工事標準仕様	記号名称						
<p>②</p> <p>警戒標識</p>			<p>1. 段差、凹凸の標識は、その場所から 30m～50m前方に設置する。</p> <p>2. 「飛出し注意」は、工事により片側交互通行となっている箇所の交差点の手前に2～3か所以上設置する。</p> 						
<p>③</p> <p>予告看板</p>			<p>1. 一方通行規制解除区間の起点と終点へ事前（7～10日）に通行車両にわかりやすく設置する。</p> <p>2. 一方通行規制を解除した時点で撤去する。</p>						
<p>④</p> <p>予告看板</p>			<p>1. 一方通行規制が復元する区間の起点と終点へ事前（7～10日）に通行車両にわかりやすく設置する。</p> <p>2. 一方通行規制を復元した時点で撤去する。</p>						
<p>⑤</p> <p>標示看板</p>	<p>表</p> <table border="1" data-bbox="488 1621 715 2047"> <tr> <td>一方通行解除 始り</td> <td>一方通行解除 終り</td> </tr> <tr> <td>一方通行解除 区間</td> <td>一方通行解除 区間</td> </tr> <tr> <td>一方通行解除 終り</td> <td>一方通行解除 始め</td> </tr> </table> <p>裏</p>	一方通行解除 始り	一方通行解除 終り	一方通行解除 区間	一方通行解除 区間	一方通行解除 終り	一方通行解除 始め		<p>1. 設置の時期は、一方通行規制解除を開始した時点から、一方通行規制復元をするまでの期間。</p> <p>2. 両方向からの車両に分かるように両面書きもしくは、2枚合せて設置する。</p>
一方通行解除 始り	一方通行解除 終り								
一方通行解除 区間	一方通行解除 区間								
一方通行解除 終り	一方通行解除 始め								

記号名称	下水道工事標準仕様	土木工事標準仕様	記号名称
㉔ 仮設交通標識			<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一方規制解除の期間中、車両を安全に誘導する為に、必要に応じて設置する。これは、一方通行規制を解除すると、一方通行とは逆方向にも車が通るようになるが、その方向には道路指定標識等が設置されていないため、曲がってはならない方向に曲がったり、直進できないのに直進してしまうことがあるので、これを防止するために設置するものである。</li> <li>2. 一方通行を解除した時点から復元する時点まで設置する。</li> <li>3. 一方通行を復元後は、必ず既設の標識類を原形復旧する。</li> </ol>
㉕ 仮設交通標示(停止線)			
㉖ 道路標示(指定方向)			<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一方通行規制解除の期間中、不用となる指定方向矢印を消す。</li> <li>2. 一方通行を復元後は、必ず原形復旧する。</li> </ol>

## 2 保安施設設置の留意点

### (1) 標識、標示板

- ① 歩行者及び車両に対して、よく見える位置に設置する。
- ② 設置した標識類によって、見通しや通行に支障とならないよう設置する。
- ③ 転倒したり吹き飛んだりしないように、土のう、鉄パイプ、ジャバラリング等の重しやガードレール等への緊結によって固定する。
- ④ 現場周辺の道路及び工事現場の状況によって、適宜標識類の増減を行う。
- ⑤ 工事現場の状況に即応して、標識類の設置・撤去を行う。  
特に夜間は、車両の通行が可能になるにも関わらず、「車両通行止め」の標示を出しっぱなしにしている現場が見受けられるが、この場合標識を一時撤去するか、袋をかぶせる等の措置を講ずること。
- ⑥ 設置した標識類については、常に点検を行い、修繕、塗装、清掃等の維持管理を行うこと。

### (2) 交通誘導員の配置

- ① 工事現場への工事車両出入口に配置する。ただし、工事車両の誘導員は、原則として別途配置するものとする。
- ② 通行帯が掘削機などの旋回範囲にかかる場合は、原則としてその前後に配置する。なお、掘削機等の誘導員は、別途配置するものとする。
- ③ 工事車両が工事現場への出入をバックで行わざるを得ない場合は、バックする車両の後尾に配置する。
- ④ 歩行者通路の両サイドに配置する。
- ⑤ 占用部分の片側又は両サイドに配置する。
  - 1) 片側交互通行 …… 両側
  - 2) 一方通行 …… 片側
  - 3) 全面交通止 …… 両側
  - 4) 一部占用 …… 現場状況により、片側又は両側
- ⑥ 全面通行止めの場合、あるいは大型車両のみ通行止めの場合は、現場に通じる各交差点に配置する。
- ⑦ その他現場の状況に応じて配置する。

なお、上記の配置区分で同一位置にダブって配置されるものについては、現場の状況を十分配慮の上、安全上支障のない範囲で減ずることができるものとする。

### (3) 保安柵

#### ① 設置における留意点

- 1) ネットフェンス及びバリケードは、原則として連続して設置するものとし、セーフティーコーン間隔は2 m以内とする。
- 2) ネットフェンスは鉄線で、バリケードはロープまたは鉄パイプで、セーフティーコーンはコーンバーで連結する。
- 3) 転倒したり吹き飛ばされないように、土のう、鉄パイプ、ジャバラリング等で対策を講じる。

#### ② 現場の囲い

- 1) 昼間………ネットフェンス (h=1.8m) を連結して設置するものとする。  
ただし、
  - ア) 工事車両の出入、掘削機械などの旋回等により、ネットフェンス (h=1.8m) が設置出来ない場合は、ネットフェンス (h=1.2m以上)、バリケードまたはセーフティーコーンとする。
  - イ) 試験掘り等の一時的で簡易的な工事の場合は、ネットフェンス (h=1.2m以上)、バリケードまたはセーフティーコーンとしてもよい。
  - ウ) 現場内に、万一第三者が立ち入っても危険がない場合は、ネットフェンス (h=1.2m以上) またはバリケードを連結して設置してもよい。
- 2) 夜間………ネットフェンス (h=1.8m) を連結して完全に取囲むものとする。  
ただし、
  - ア) 現場内に、もし第三者が立入っても危険がない場合は、ネットフェンス (h=1.2m以上) またはバリケードを連結して設置しても良い。

#### ③ 歩車道の区分

- 1) 仮設歩道が狭い場合  
セーフティーコーンを2 m間隔以内で設置し、コーンバー等で連結する。
- 2) 仮設歩道が広い場合  
バリケードまたはセーフティーコーンを設置し、コーンバーあるいは鉄パイプで連結する。
- 3) 長期間設置する場合  
鉄パイプで連結したバリケード、またはガードレールを設置する。

### (4) 夜間の保安灯及び照明

- ① 工事現場の囲い (ネットフェンス (h=1.8m) 、バリケード) には、必ずスズラン灯またはチューブ灯で囲む。
- ② 工事が短期間の場合は、設置式の保安灯でもよい。ただし、電池をよく抜き取られるので注意する。
- ③ 歩行者通路が暗い場合は、投光器で照らす。ただし、投光器の光が住民に、迷惑をかけないように配慮する。

(5) その他

- ① 工事が長期（一ヶ月以上）となった場合は現場状況により、センターライン、車両誘導線、横断歩道等を移動して新たに設置する。ただし、警察、公安委員会、地元と協議する。
- ② 仮設標識（進路指定標識、飛出し注意、カーブミラー等）を、現場状況にあわせ設置する。
- ③ 全面通行止の場合は7日～10日前に、工事現場の各交差点に予告標識を出し、付近住民または車両にPRをする。
- ④ 歩行者通路及び二輪車通路は出来る限り確保し、「歩行者通路」、「二輪車通行可」の標識は必ず設置する。
- ⑤ 歩行者通路は、工事現場及び車道と区分して設ける。幅員は0.75m以上とし、歩行者の多い所で、幅員が確保できる場合は1.5m以上として、歩行者に危険のないよう路面の凸凹をなくする。
- ⑥ 歩行者用通路は重機旋回範囲内に設置しない。

### 3 保安施設の設置例

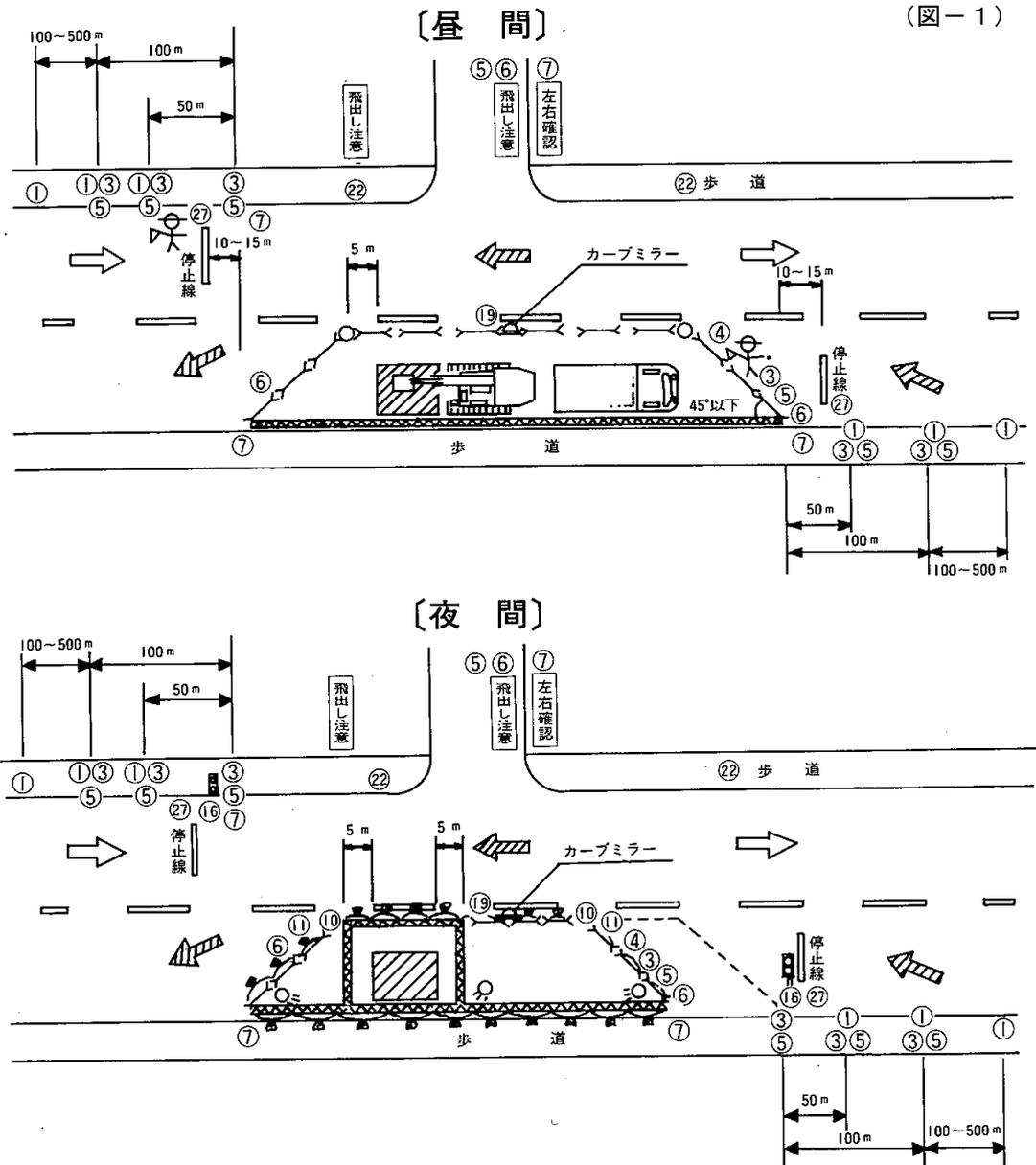
保安施設の設置は、工事の道路占有状態、車両の通行状態、工事現場やその周辺地域の状況等によって現場ごとに異なってくるが、ここでは車両の通行状態及び工事の道路占有状態等による一般的な設置例を示すものとする。

保安施設の設置例（一覧表）

占有形態		設置例			昼夜間	図番	
(1)	片側交互通行	①	標準的な設置例			昼間・夜間	図-1
		②	開削工における設置例			昼間	図-2
		③	立坑工における設置例			昼間	図-3
(2)	一方通行	①	開削工における設置例	1)	開口部が短い場合	昼間	図-4
				2)	開口部が長い場合	昼間	図-5
(3)	一部占有	①	立坑工における設置例	1)	2車線の路面中央部を占有して両側通行させる場合	昼間・夜間	図-6
				2)	3車線の路面中央部を占有して両側通行させる場合	昼間	図-7
		②	試験掘における設置例	1)	交差点の場合	昼間	図-8
				2)	道路横断をする場合	昼間	図-9
		③	下水管の維持管理及び測量・調査等により、既設マンホールを開口して作業する場合の設置例	1)	道路中央部の場合	昼間	図-10
				2)	路端の場合	昼間	図-11
(4)	全面通行止	①	標準的な設置例			昼間・夜間	図-12
		②	立坑工における設置例			昼間	図-13

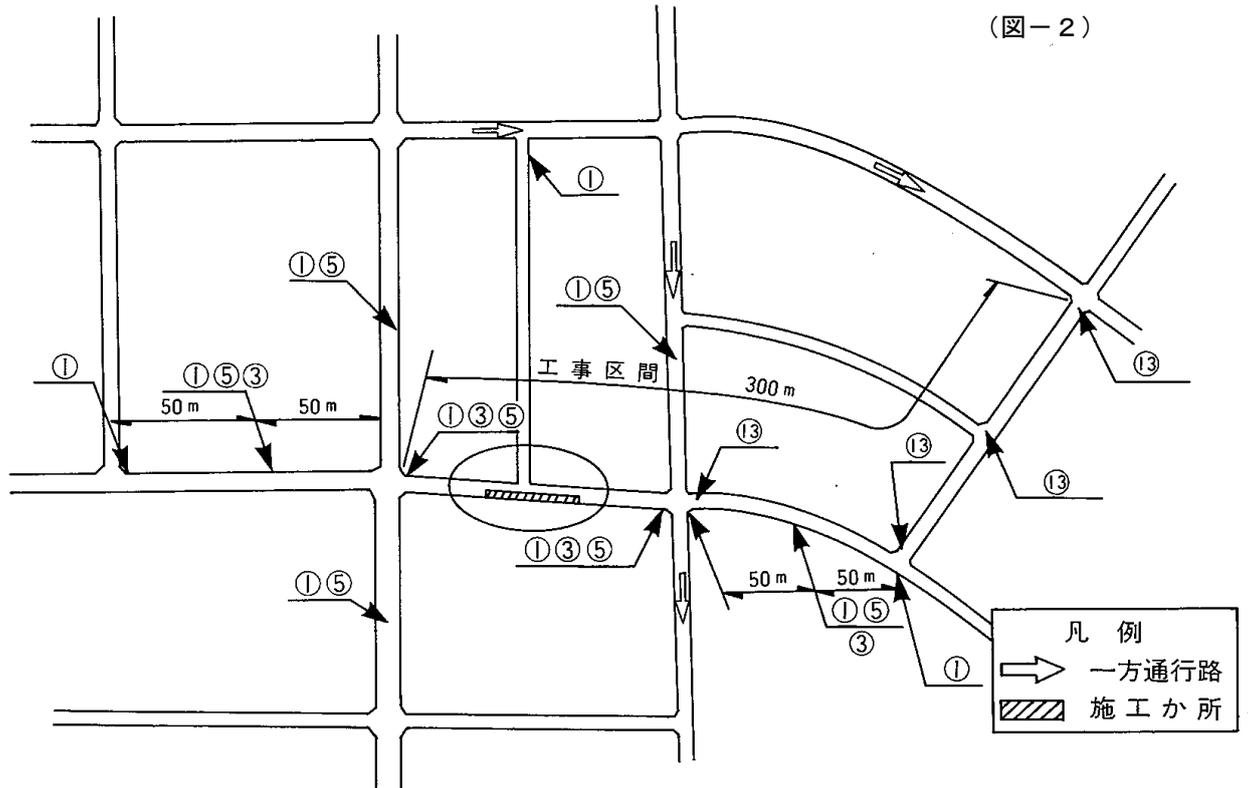
(1) 片側交互通行

① 標準的な設置例

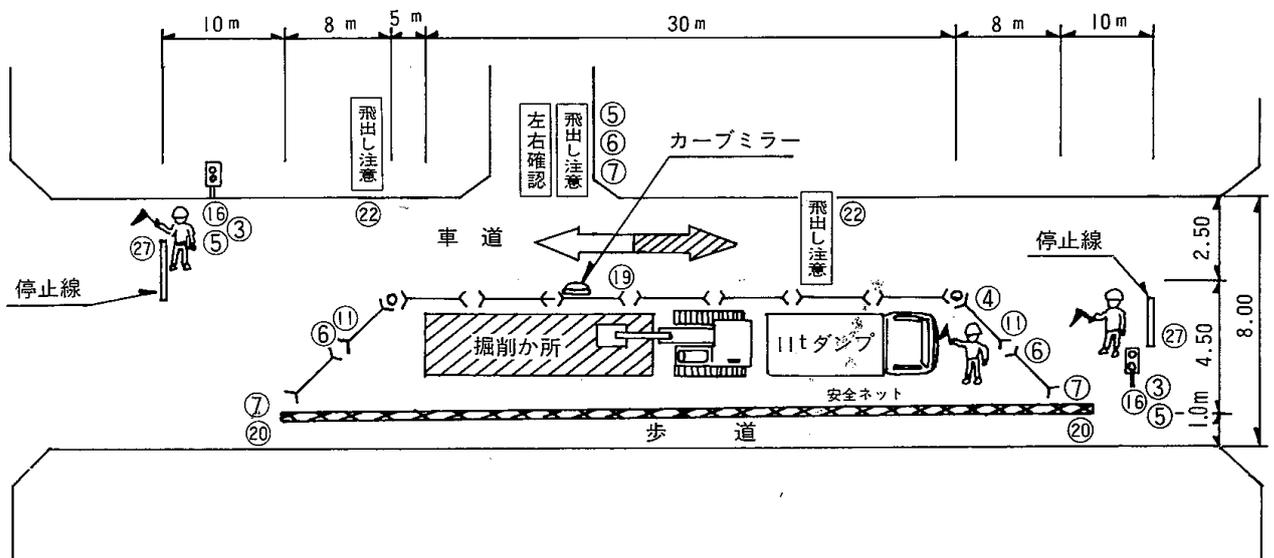


- 注) ① ①③⑤の設置数, 距離は交通量その他, 現地の状況により増減する。  
 ② 工事現場の両サイドに停止線を設置する。  
 ③ 停止線のか所には, 交通誘導員又は信号機を配置する。但し, 信号機は工事区間が長く誘導員では誘導が困難な場合又は夜間の誘導に使用する。  
 ④ 工事車両の出入の時には, 車両誘導員を配置する。  
 ⑤ 現場状況により, センターライン, 車両誘導線, 横断歩道等を移動してあらたに設置する。  
 ⑥ 夜間は, ネットフェンス, バリケードに保安灯 (チューブ灯, スズラン灯) を取付ける。

② 開削工における設置例（昼間）



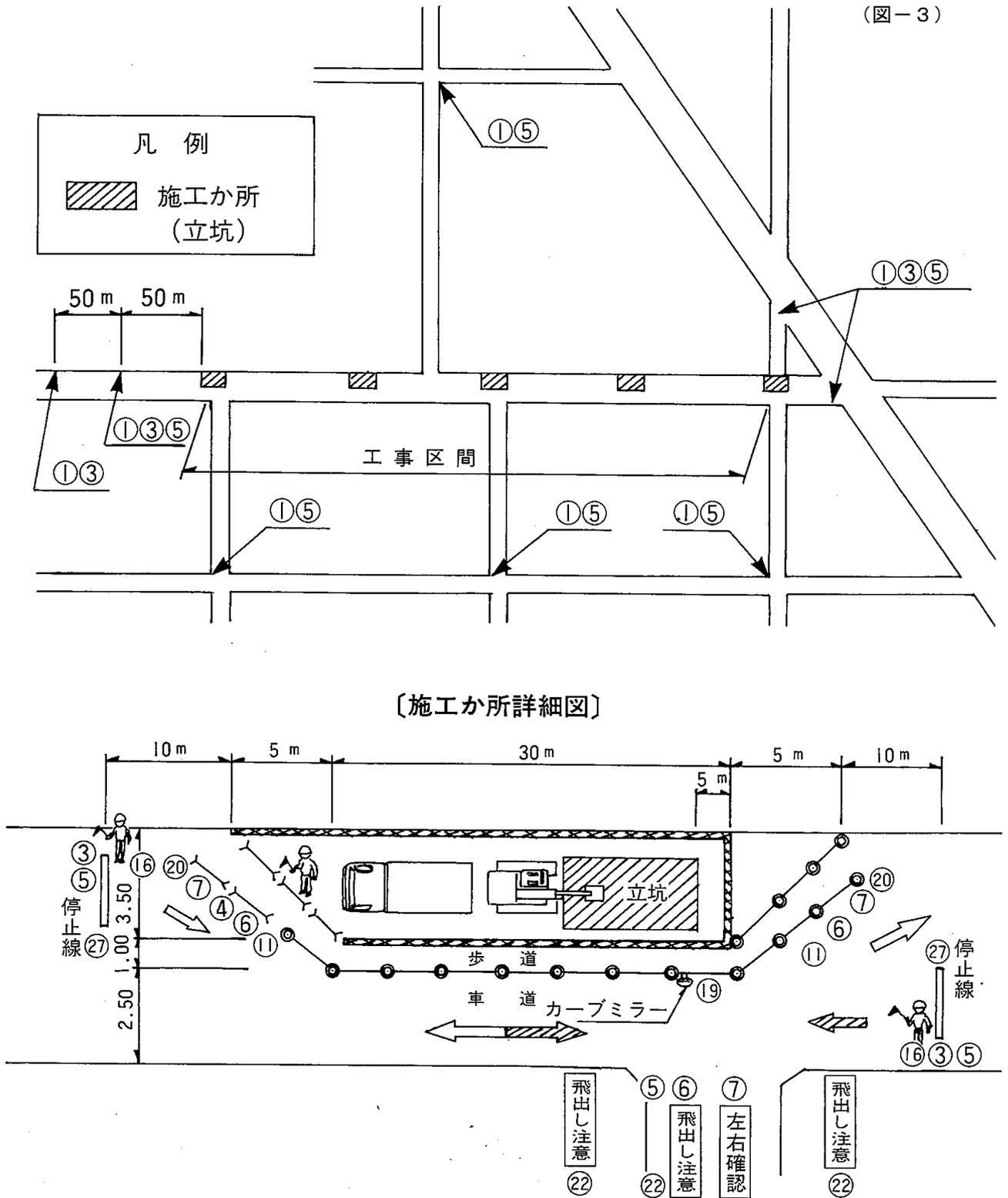
〔施工か所詳細図〕



- 注) ① 工事車両の出入の時には、車両誘導員を配置する。  
 ② 歩行者及び車両の誘導は信号機又は、交通誘導員により行なう。  
 ③ 現場状況により、センターライン、車両誘導線、横断歩道等を移動して新たに設置する。  
 ④ 仮設標識（進路指定標識、飛出し注意、カーブミラー等）を現場状況にあわせ設置する。  
 ⑤ 夜間は開口部をネットフェンス（ $h=1.8\text{m}$ ）で囲み保安灯を設置する。

③ 立坑工における設置例（昼間）

(図-3)



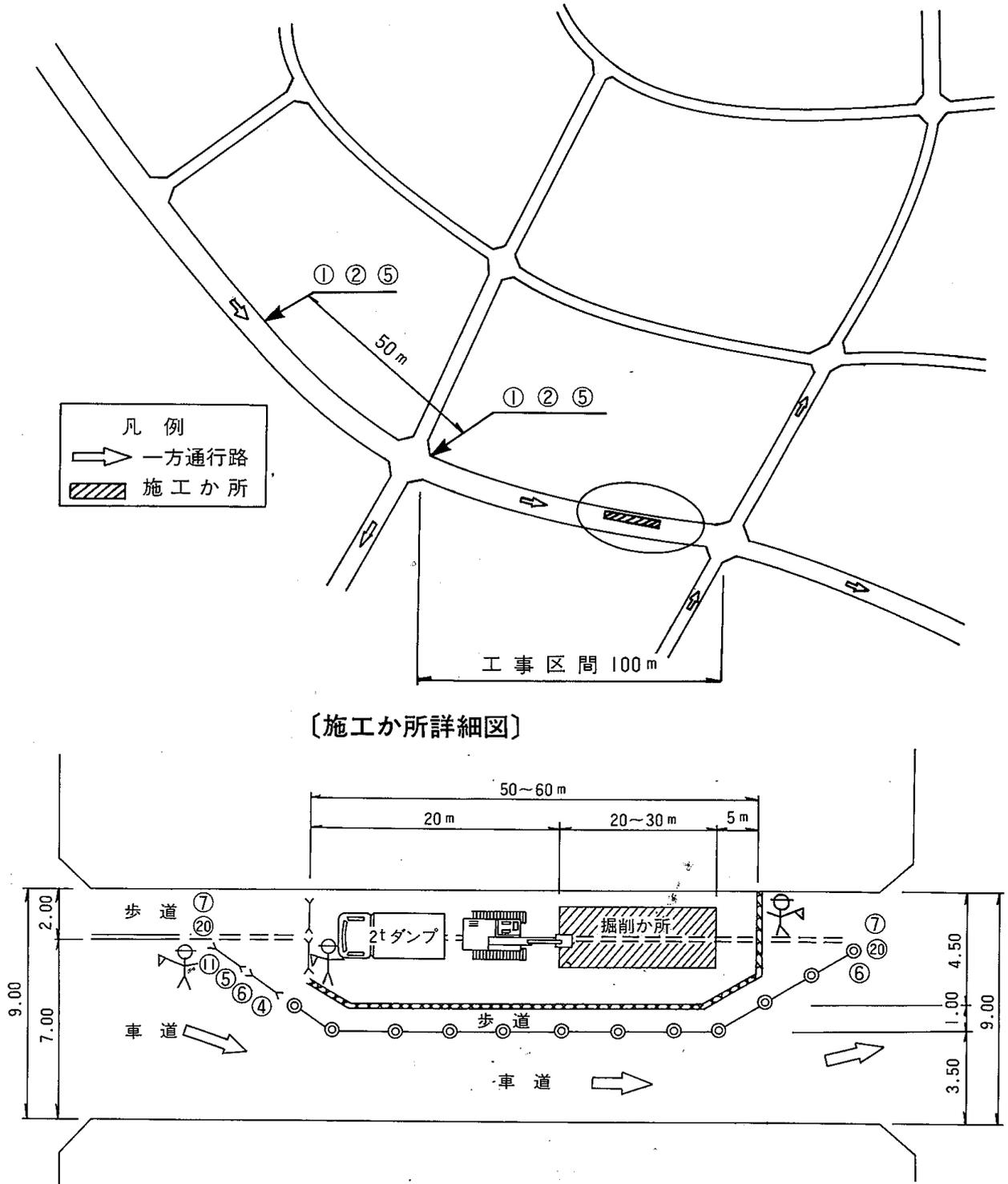
- 注) ① 工事現場の両サイドに交通誘導員あるいは信号機を設置する。但し、信号機は工事区間が長く、誘導員で誘導が困難な場合、又は夜間誘導に使用する。
- ② 夜間の掘削か所の囲いはネットフェンスを連結して取り囲む。
- ③ 夜間は安全柵、コーンバーに保安灯を取り付ける。

(2) 一方通行

① 開削工における設置例（昼間）

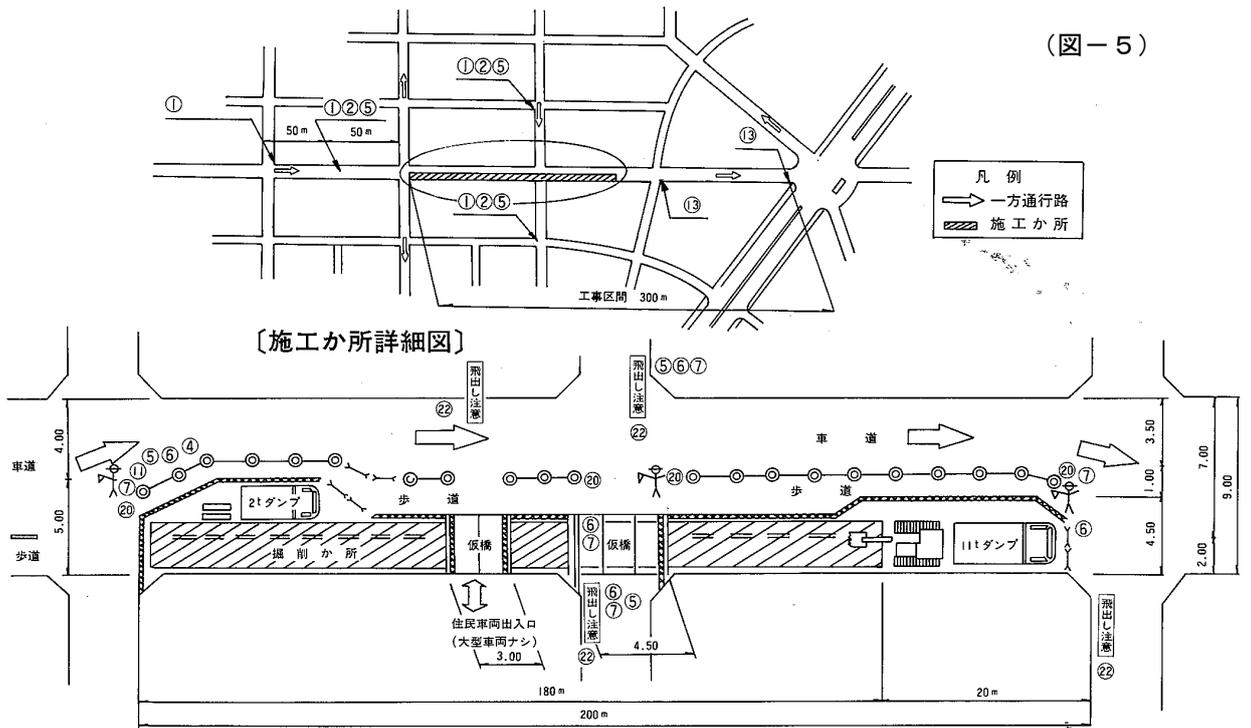
1) 開口部が短い場合

(図-4)



- 注) ① 夜間はネットフェンス, コーンバー等に保安灯を設置する。  
 ② 工事現場の車両進入側及び車両の出入口には, 交通誘導員を配置する。  
 ③ 工事車両の出入時の誘導は, 人通りが少ない場合は交通誘導員が行ってもよい。

2) 開口部が長い場合

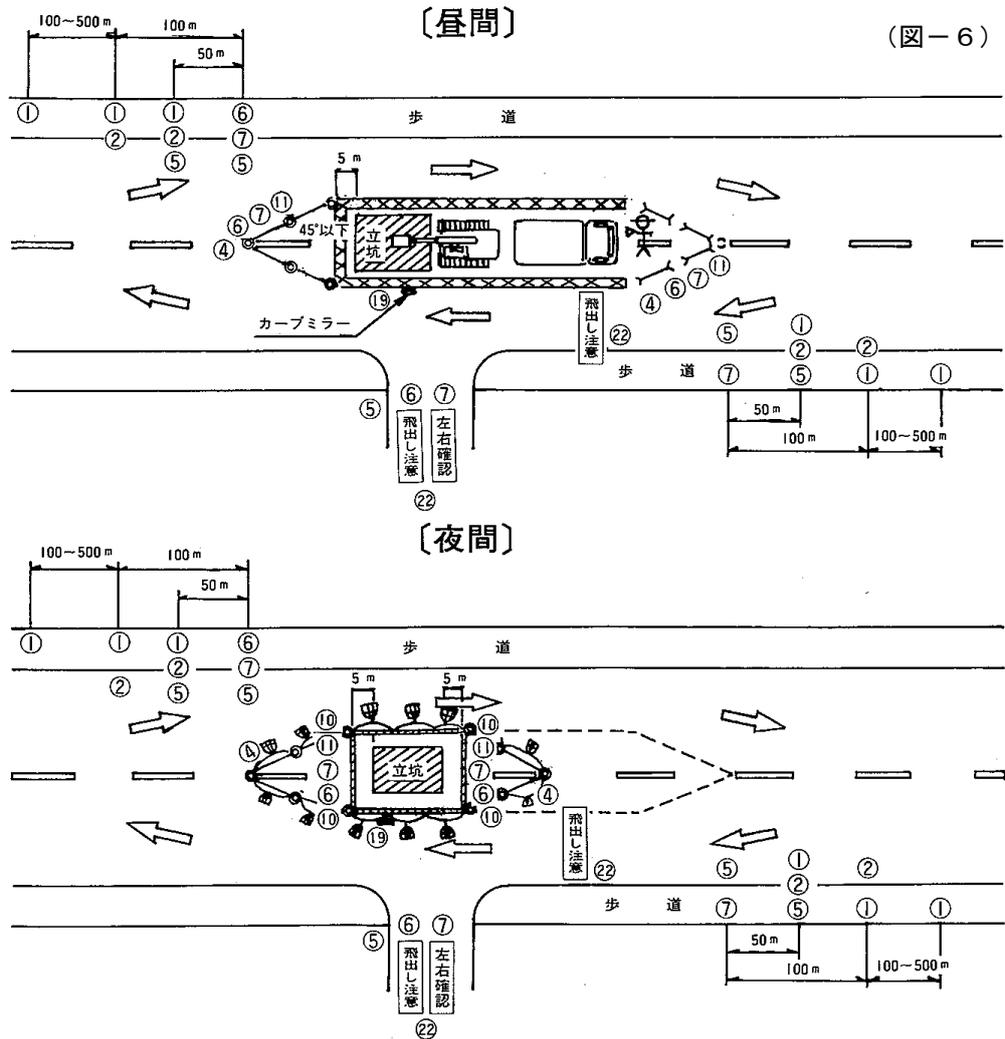


- 注) ① 夜間は開口部を安全柵で囲い、安全柵、コーンバーに保安灯を設置する。  
 ② 作業中は、工事車両出入口及び交差点に交通誘導員を付ける。  
 ③ 作業のため歩行者用通路の確保が出来ないか所は、前後に交通誘導員を配置する。  
 ④ 沿線住民の車両等出入口及び交差点は仮橋、路面覆工を行なう。

(3) 一部占用

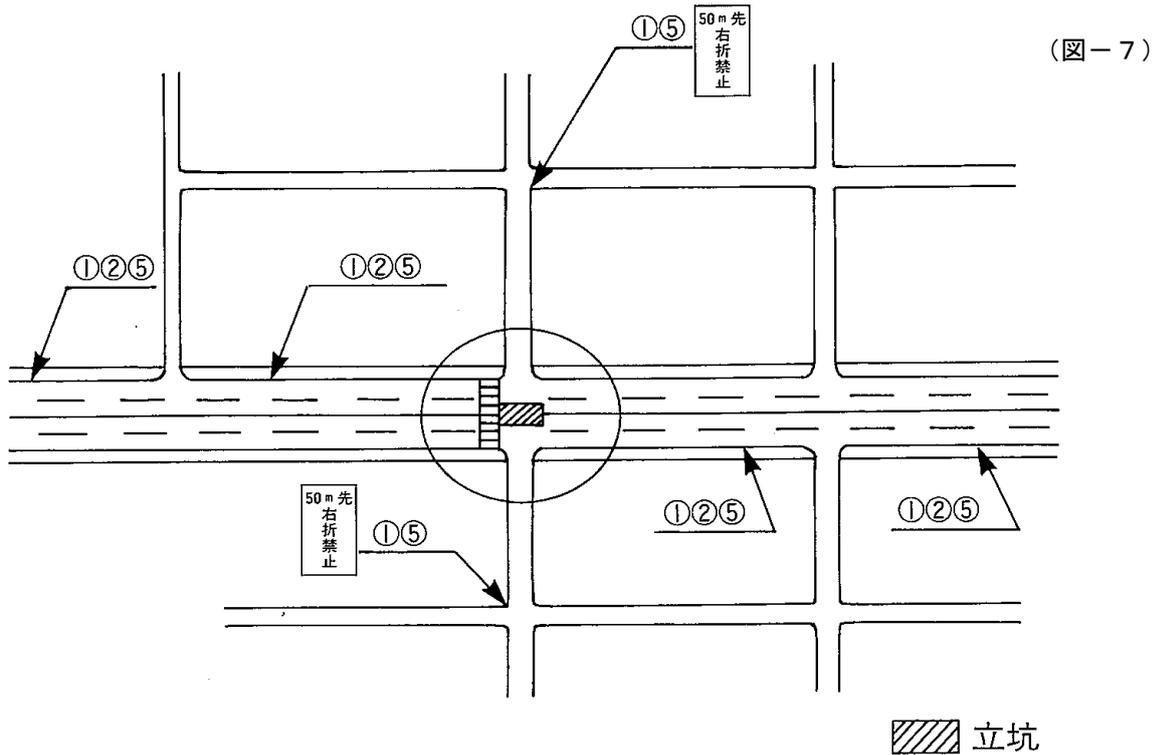
① 立坑工における設置例

1) 2車線の路面中央部を占有して両側通行させる場合（昼間及び夜間）

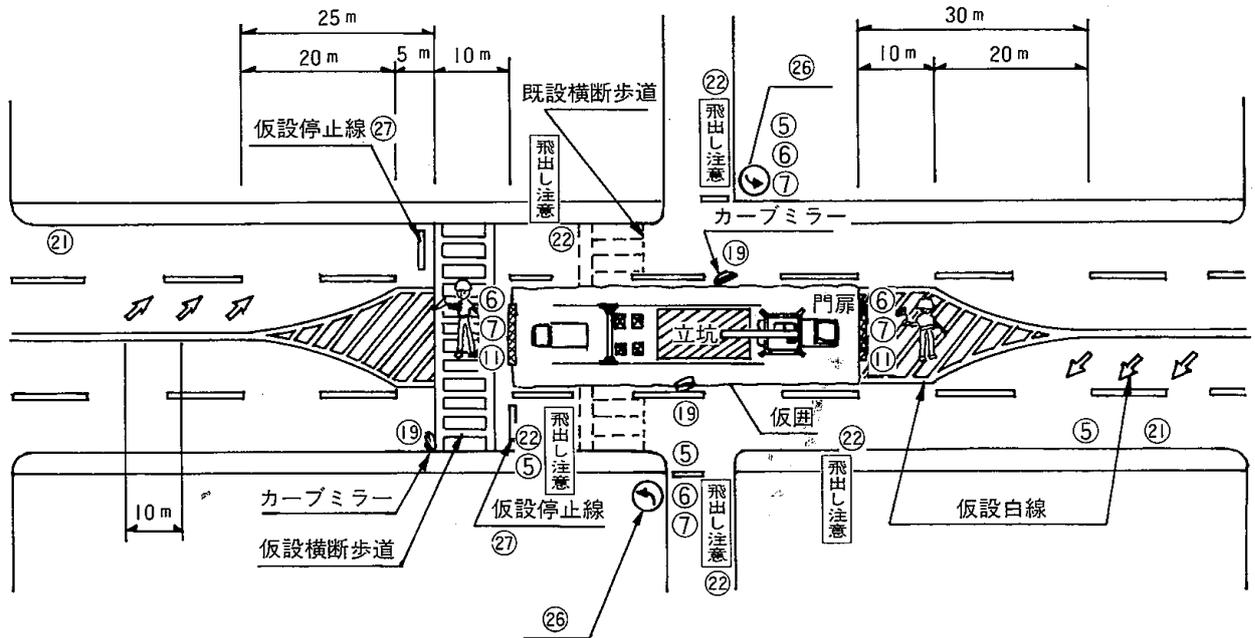


- 注) ① ①, ⑤の設置数, 距離は交通量その他現地の状況により増量する。  
 ② 立坑は第三者が立入らないようにネットフェンスで強固に連結して取り囲む。  
 ③ センターライン車両誘導線又は横断歩道は現場状況を十分配慮して書き換える。  
 ④ 仮設標識（進路指定標識, 飛出し注意, カーブミラー等）を現場状況にあわせて設置し撤去する。  
 ⑤ 夜間は安全柵に保安灯（チューブ灯, スズラン灯）を設置する。

3車線の路面中央部を占有して両側通行させる場合（昼間）



〔施工か所詳細図〕



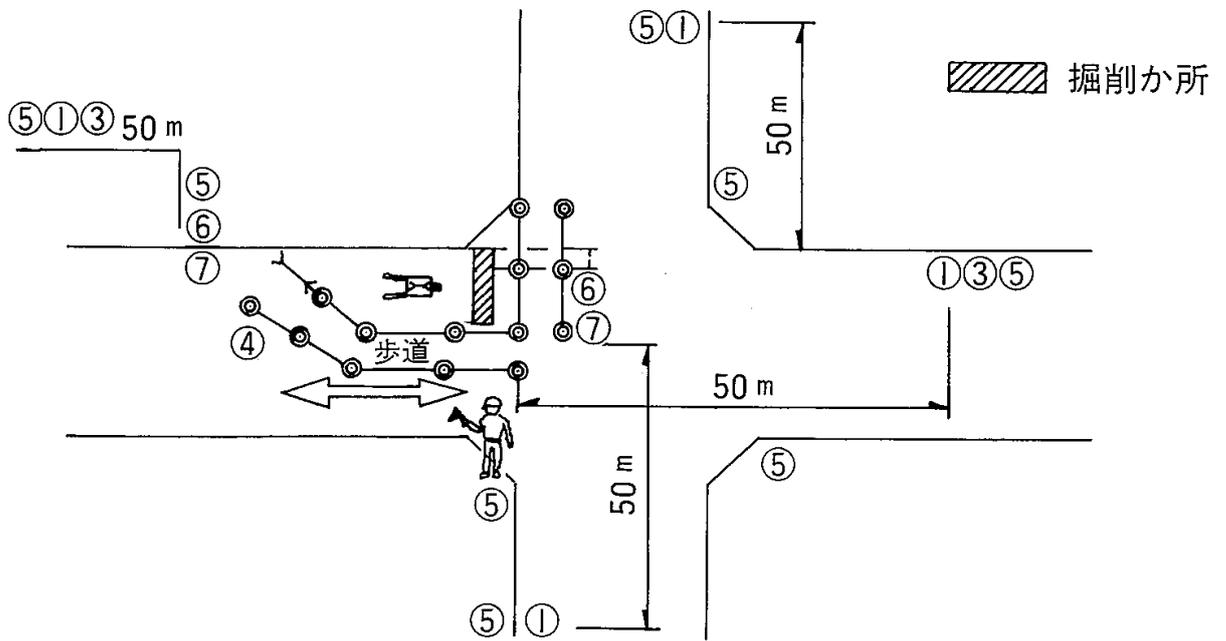
- 注) ① 夜間は、仮囲に保安灯（スズラン灯、チューブ灯等）を設置する。  
 ② 工事車両出入口には、交通誘導員を配置する。  
 ③ センターライン、車両誘導線又は、横断歩道は、現場状況を十分配慮して書き換える。  
 ④ 仮設横断歩道を設置する場合には、車両に対して「飛出し注意」、「除行」等の標識で歩行者への注意をうながす。

② 試験掘における設置例(昼間)

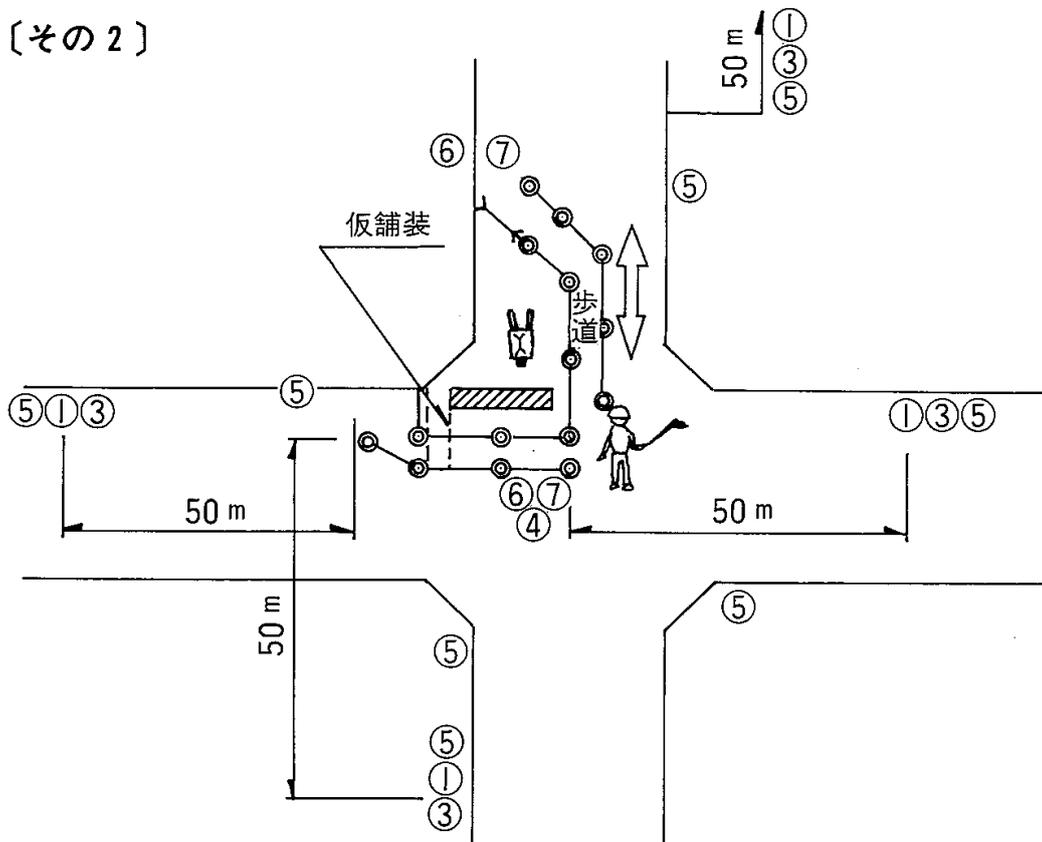
1) 交差点の場合

(図-8)

〔その1〕



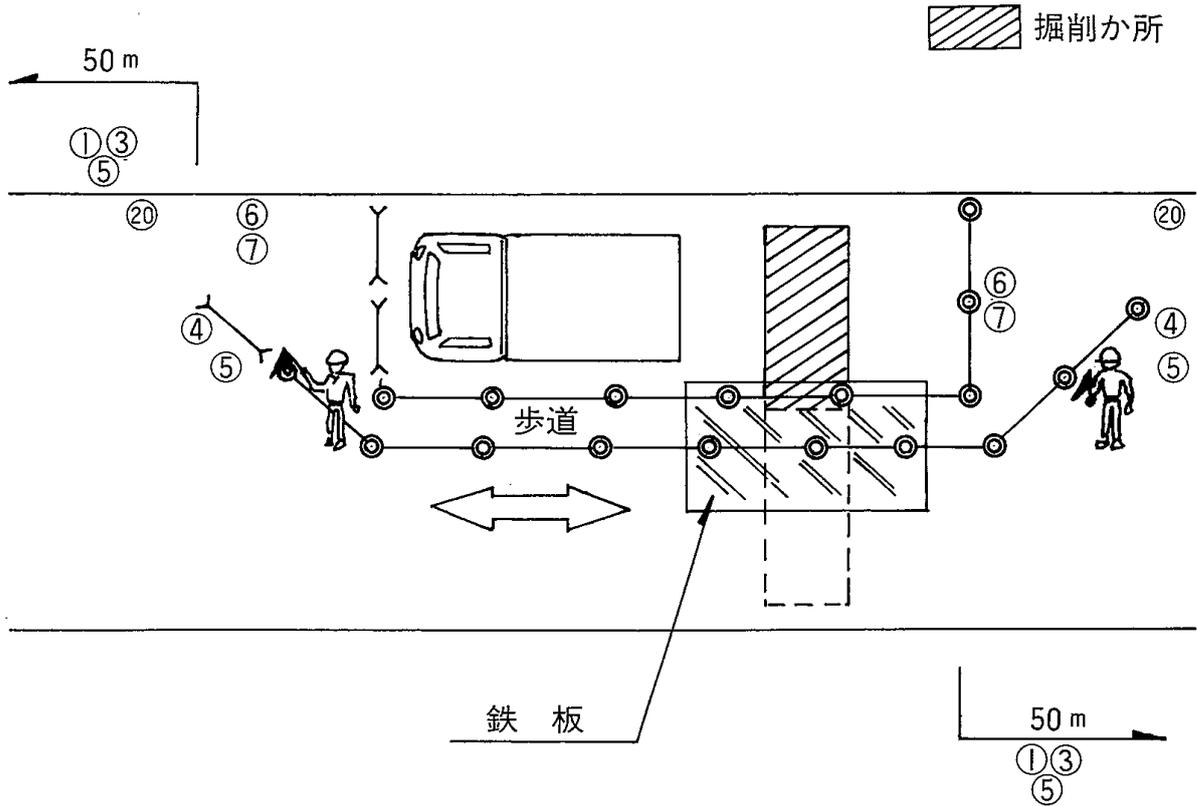
〔その2〕



- 注) ① 作業中は交通誘導員を片側又は両サイドに配置する。  
 ② 〔その1〕〔その2〕と片側ずつ施工する。  
 ③ 交差点付近には工事用車両の駐車しない。

2) 道路横断をする場合（昼間）

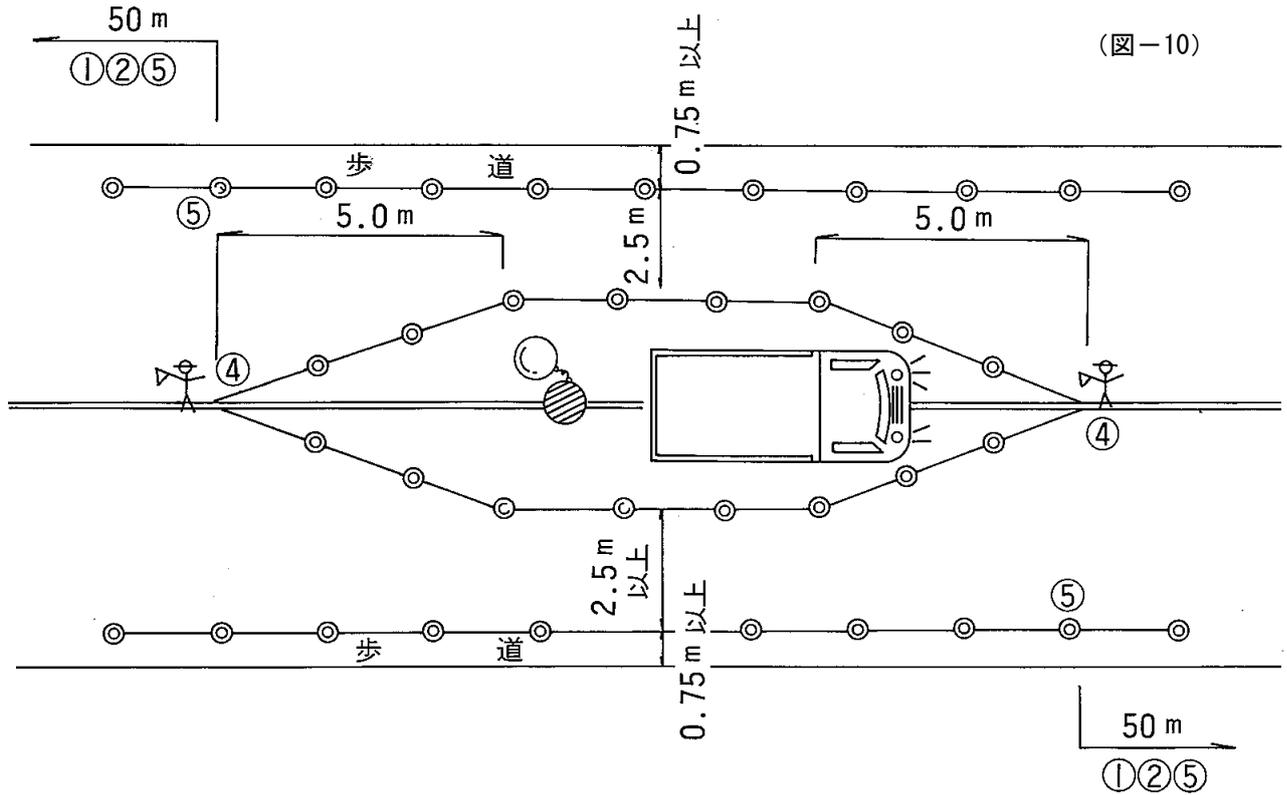
(図-9)



- 注) ① 作業中は交通誘導員を片側又は両サイドに配置する。  
 ② 道路中央で2ヶ所に分け、片側ずつ施工する。  
 ③ 道路中央には、鉄板等を敷く。

③ 下水管の維持管理及び測量・調査等により、既設マンホールを開口して作業する場合の設置例

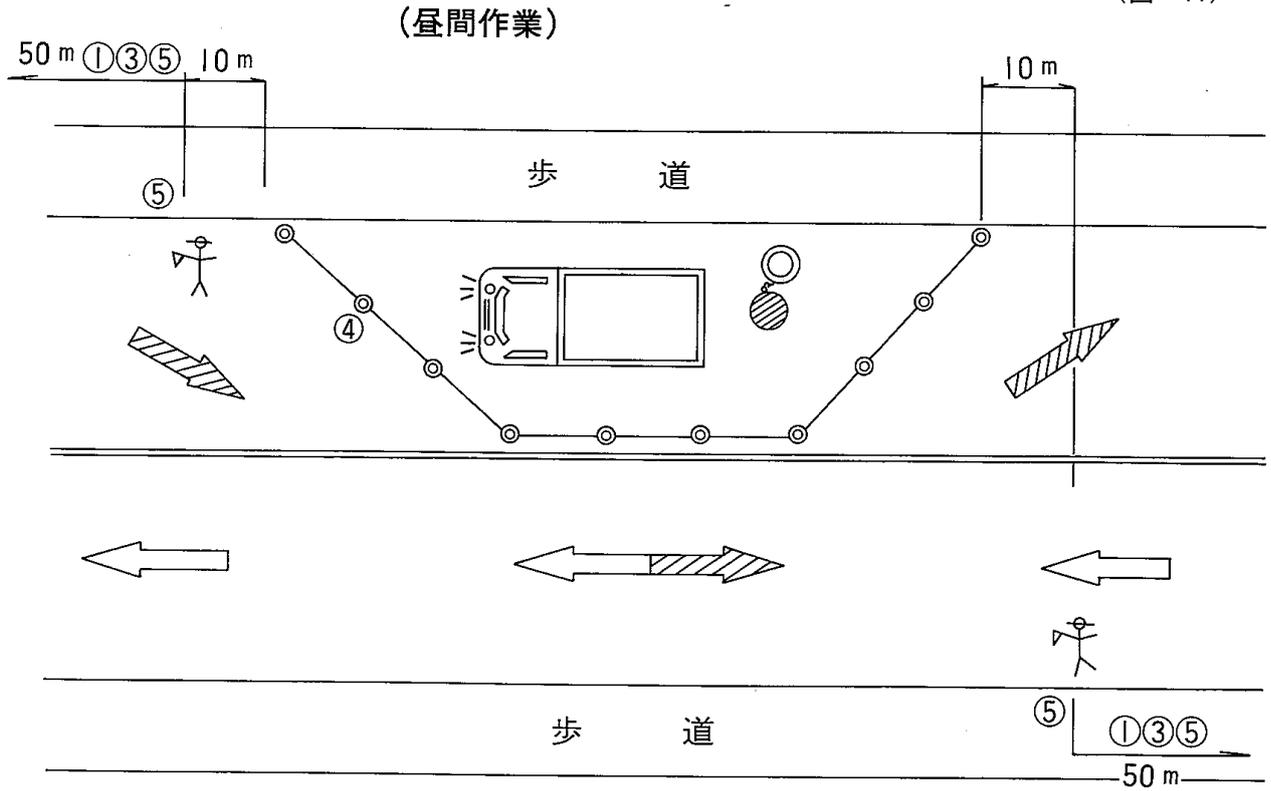
1) 道路中央部の場合（昼間）



- 注) ① 作業中は車両誘導員を片側又は両サイドに配置する。  
 ② 作業用車両の駐車灯を点灯しておく。  
 ③ 作業用車両のない場合は両対面か所に誘導標示板を設置する。

2) 路端の場合 (昼間)

(図-11)

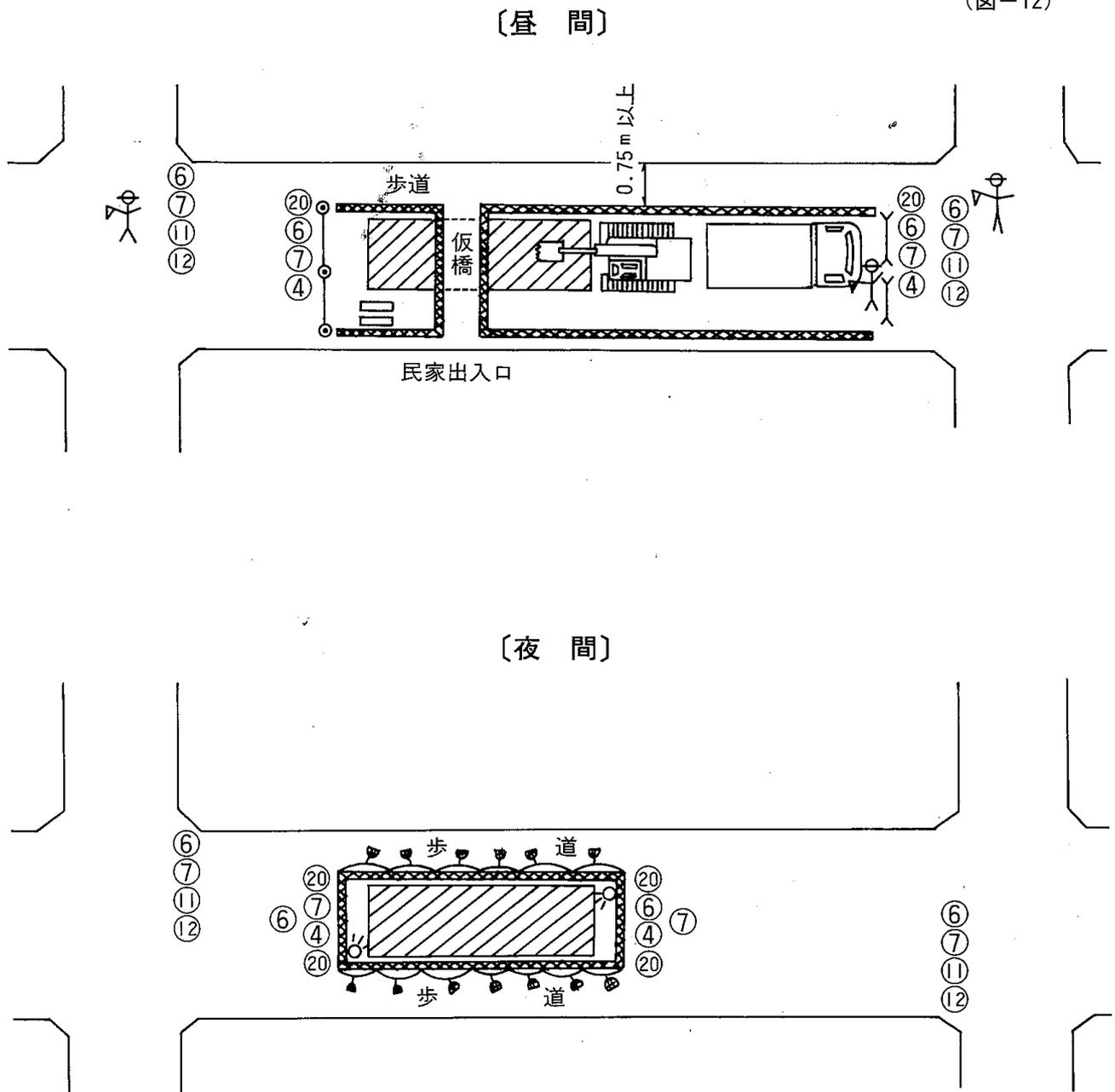


- 注) ① 作業中は、車両誘導員を片側及び両サイドに配置する。  
 ② 作業用車両の駐車灯を点灯する。  
 ③ 作業用車両は交通の流れに對面する方向に設置する。

(4) 全面通行止

① 標準的な設置例 (昼間及び夜間)

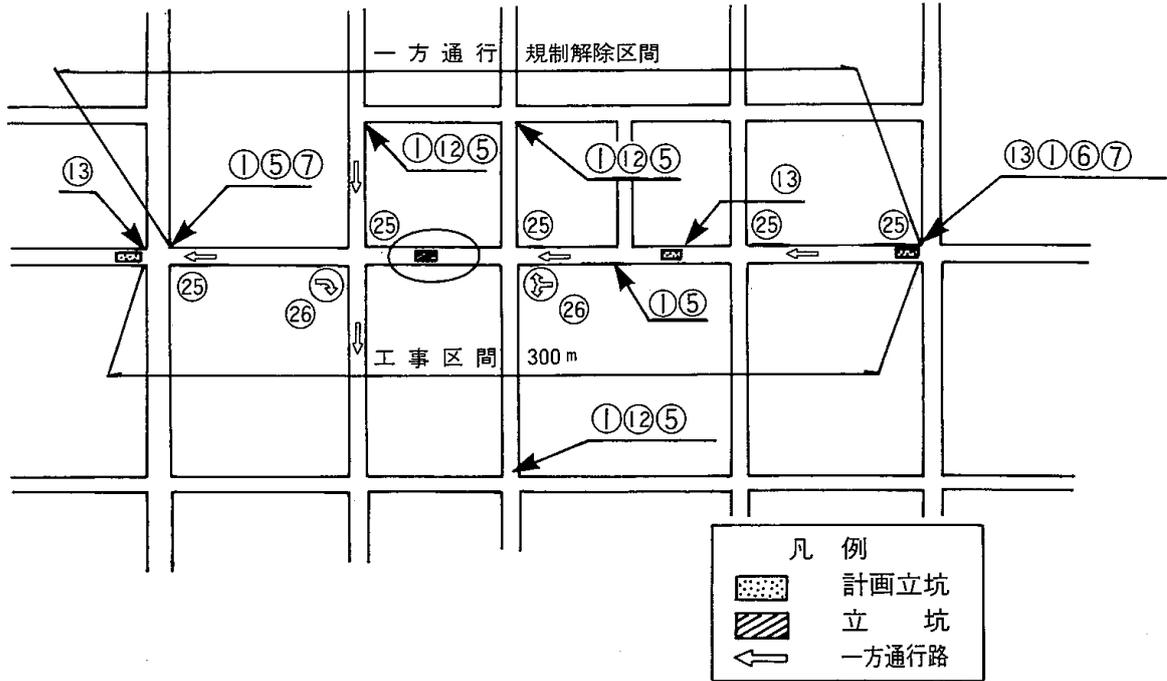
(図-12)



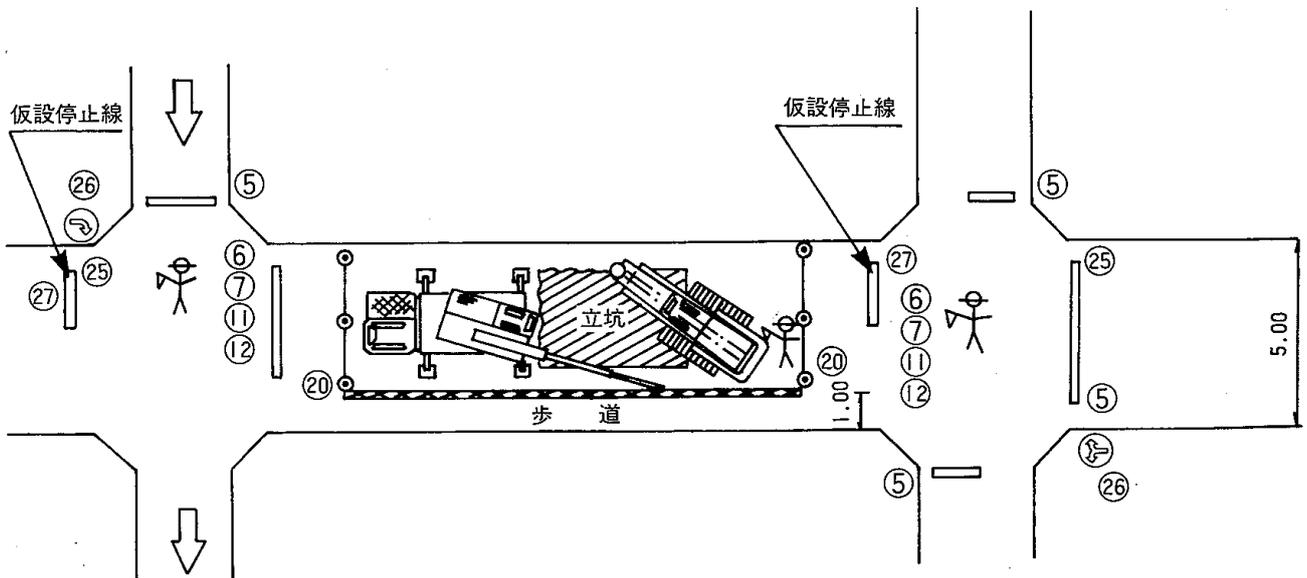
- 注) ① 7日～10日前に工事現場の各交差点に予告標識を出し付近住民又は車両にPRする。  
 ② 歩行者通路及び二輪車通路は出来る限り確保する。  
 ③ 工事場所は付近の各交差点に必ず迂回路お願い標識をペアで設置する。  
 ④ 工事区間の両交差点には交通誘導員を配置する。  
 ⑤ 夜間は安全柵に保安灯 (チューブ灯, スズラン灯) を設置する。

② 立坑工における設置例（昼間）

(図-13)



[施工か所詳細図]



- 注) ① 付近住民には事前に迂回路についてPRする。  
 ② 歩行者通路及び二輪車通路はできるだけ確保する。  
 ③ 工事区間の両交差点には交通誘導員を配置する。





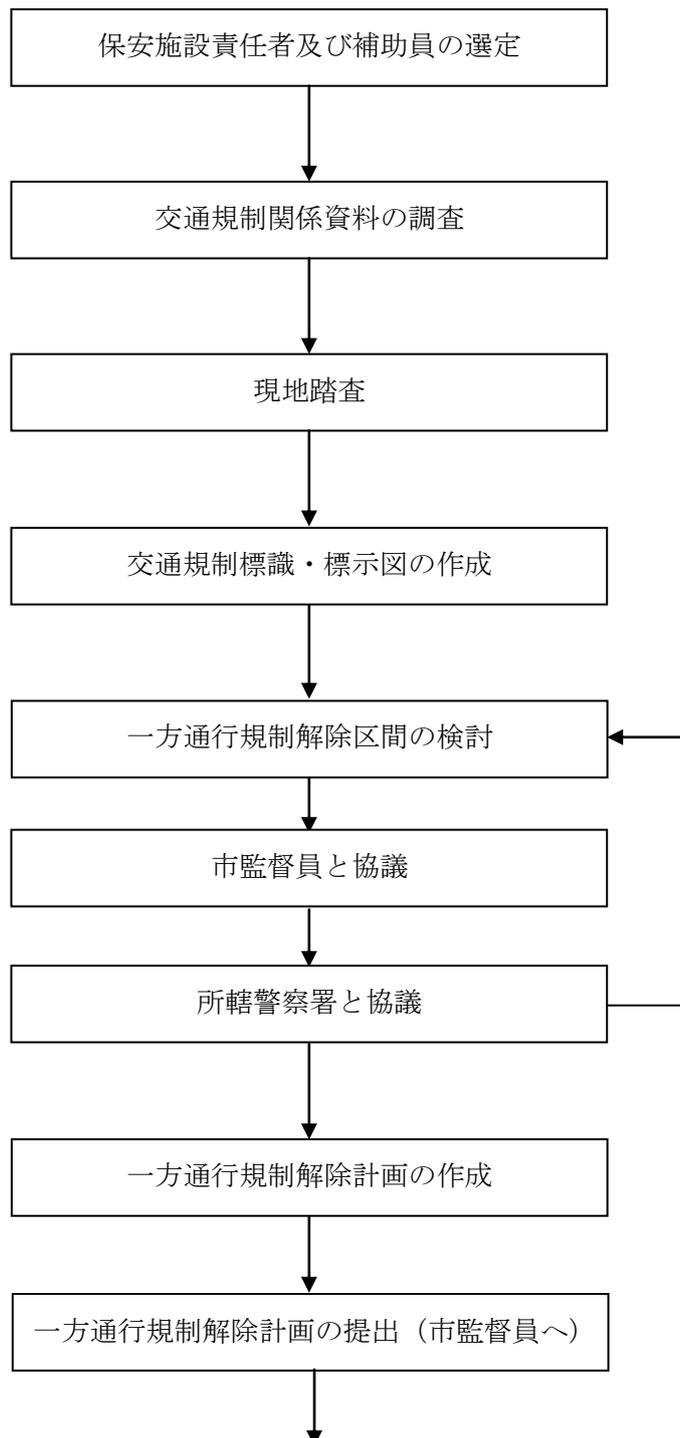
#### 4 一方通行規制解除

下水道工事に起因して車両通行止め規制が行われる場合には、地元住民等の進入路を確保する必要がある。このため、一方通行となっている道路の規制を解除することも出てくる。

この場合には、保安施設責任者は、綿密な調査・計画を立てた上で、一方通行規制の解除を実施しなければならない。

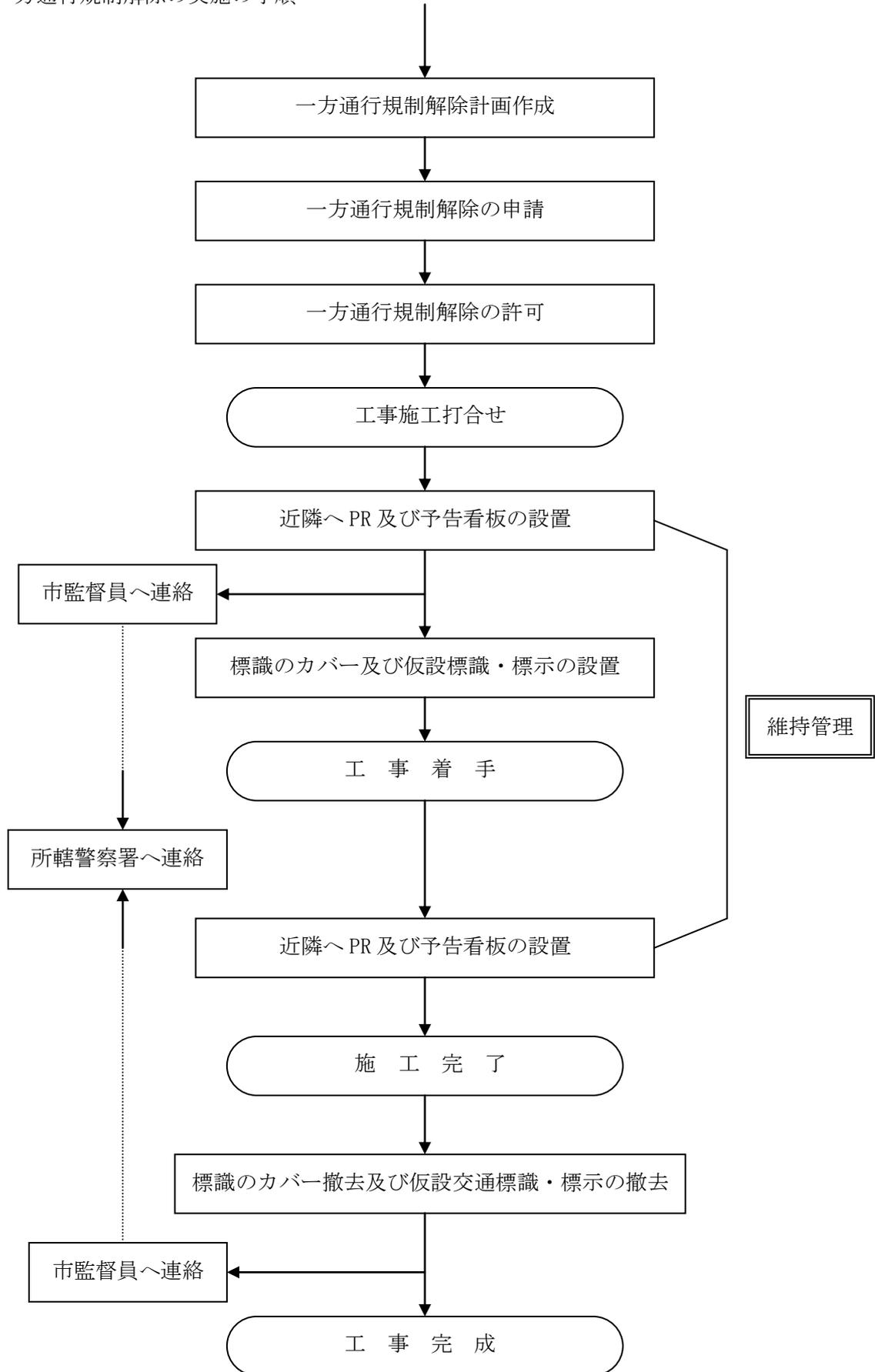
##### (1) 一方通行規制解除の計画

一方通行規制解除の作成の手順



(2) 一方通行規制解除の実施

一方通行規制解除の実施の手順



(3) 一方通行規制解除計画の作成要領

一方通行規制解除計画の作成は、次の手順と作業要領により行うものとする。

手 順	作 業 要 領	備 考
① 保安施設責任者及び補助員の選定	現場に常注できる受注者の社員の中から選定する。 保安施設責任者は、一方通行規制解除の計画・実施及び本工事の保安施設に関する関連業務を、責任を持って行わなければならない。また、補助員は責任者を補佐する。	
② 交通規制関係資料の調査	広島県公安委員会・所轄警察署が所有する交通規制図を収集する。	
③ 現地踏査	i) 収集した交通規制図及び工事設計図をもとに行う。 ii) 範囲は、原則として工事区域から2交差点先までとする。	
④ 交通規制標識・標示図の作成 標識 ・ 標示図の作成	交通規制標識及び標示（停止線等）を図示する。	作成図－1 参照
⑤ 一方通行規制解除区間の作成	i) 保安施設責任者は、工事現場付近の交通形態等を考慮して行う。 ii) 規制解除の範囲は、最小限にする。	
⑥ 監督員と協議	市監督員と保安施設責任者で協議を行う。	
⑦ 所轄警察署と協議	所轄警察署（交通規制課）・市監督員・保安施設責任者で行う。 協議事項 ④一方通行規制解除区間と期間 ⑤解除期間中の仮設標識・標示の設置位置 ⑥交通標識に付けるカバーの枚数	
⑧ 一方通行規制解除計画の作成	下記の様式に従って、一方通行規制解除計画を作成する。 i) 表紙（A4版） ii) 位置図 iii) 一方通行規制解除図 iv) 工程表	作成図－2 参照
⑨ 一方通行規制解除計画の提出	一方通行規制解除計画を市監督員に3部提出する。 内訳 一 所轄警察署提出用・・・2部（1部は公安委員会） 市監督員控用……………1部	

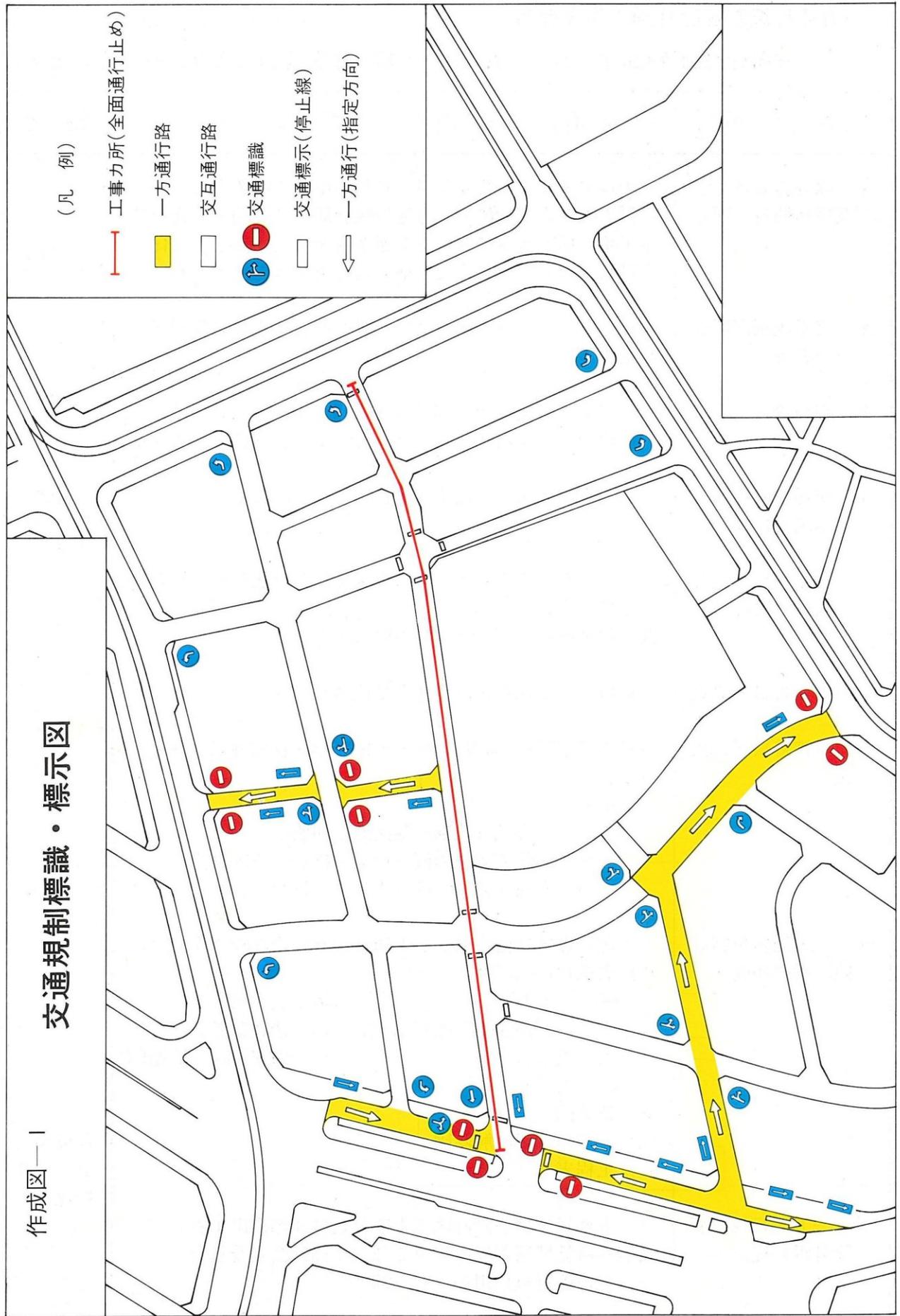
(4) 一方通行規制解除の実施要領

一方通行規制解除の実施は、次の手順と作業要領により行うものとする。

手 順	作 業 要 領	注 意 事 項
① 近隣へPR及び 予告看板の設置	i) 事前に工事区域とその周辺へ口頭または、チラシ でPRする。 ii) 事前（7～10日）に予告看板を設置し通行車両に PRする。	予告看板は、わかり やすい位置に設置す る。
② 標識にカバー設 置及び仮設標識・ 標示の設置	i) 一方通行規制解除に必要な交通標識に、広島県公 安委員会指定のカバーを解除区間全体へ同時に設置 する。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> 注) 許可を受けた区域以外では、絶対に使用して はならない。 ii) 一方通行規制解除をすることにより、規制解除期 間中必要となる仮設交通標識の設置及び交通標示の 記入を同時に行う。（作成図-2 参照） なお、仮設交通標識については、「1 保安施設の標 準様式 ②6」を参照。 注) カバー及び仮設の交通標識の購入は、所轄警察 署と協議を行う。	解除区間の内外は、 カバーを設置しなけ ればならない。  仮設の交通標示（停 止線等）は、短期間 の場合ペンキなどで記 入してもよい。  維持管理は、保安施 設責任者を持って行 う。
③ 現地踏査	i) 事前に工事区域とその周辺に口頭または、チラシ で一方通行規制が復元することをPRする。 ii) 事前（7～10日）に一方通行が復元の予告看板を 設置し通行車両にPRする。	予告看板は、わかり やすい位置に設置す る。
④ 標識のカバー撤 去及び仮設交通標 識・標示の撤去	i) 一方通行規制解除時に設置したカバーを設置同様、 同時に撤去を行う。 ii) 一方通行規制解除を行うことにより、規制解除期 間中に設置した仮設交通標識・標示類を原形復旧す る。 注) カバー及び仮設の交通標識は厳重に保管する か、廃棄処分とし、許可を受けた区域以外では 絶対に使用してはならない。	解除区間の内外は 特にもれのないよう に、カバーを撤去しな ければならない。

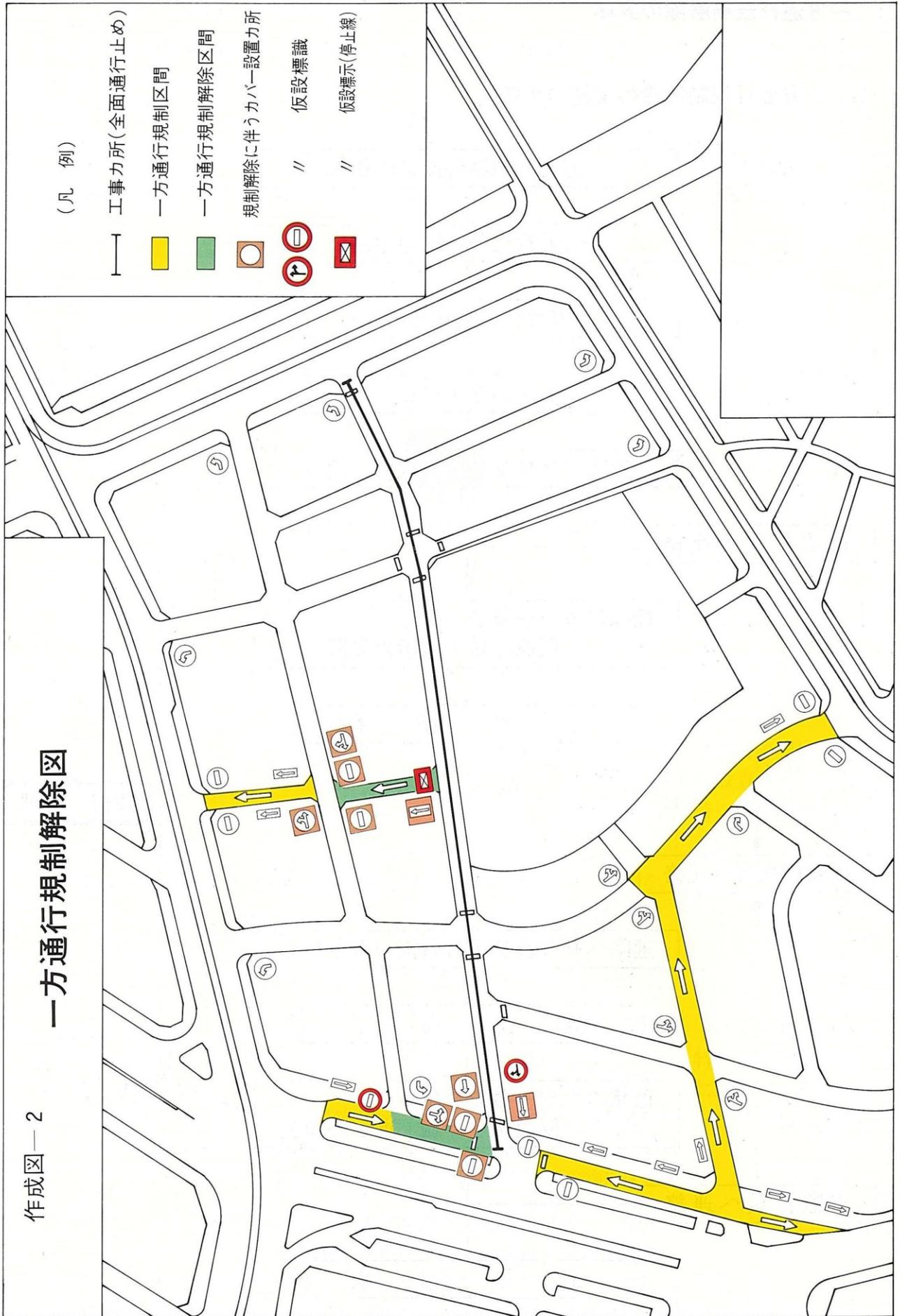
作成図—1

### 交通規制標識・標示図



作成図—2

# 一方通行規制解除図



## VII 家屋調査

# 目 次

1 調査範囲 .....	VII-1
2 調査項目 .....	VII-2
3 調査方法 .....	VII-3
4 報告書の作成、提出 .....	VII-3

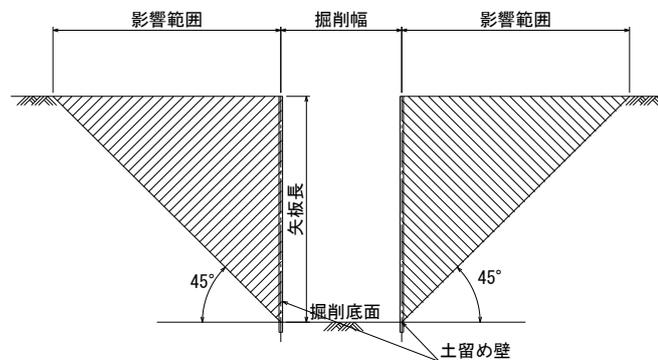
## 1 調査範囲

- (1) 工事の規模、施行方法、工事箇所の地盤、地形等から建物等が影響を受けると予測される範囲（原則として施工箇所の沿道家屋等）
- (2) その他本市の監督員が必要と認める範囲

## 【参考例】仮設構造物の周辺構造物への影響について（工作物の事前調査範囲）について

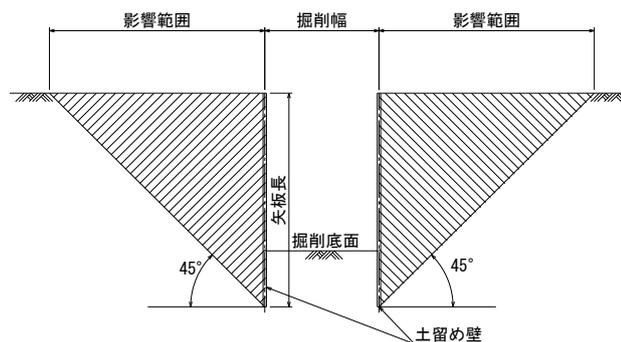
下水道工事に伴う仮設構造物の周辺構造物への影響範囲は、「道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月 社団法人日本道路協会）p.59 図-2-8-2 土留め壁の引抜を行う場合の影響範囲」のうち、 $\phi=0$ （内部摩擦角が無視できる種類の粘土）とした場合を安全側と考え、下図の通り、 $45^\circ$ ライン内側の範囲（Ⅱ）を仮設構造物の施工による地盤変形の影響が及ぶと考えられる範囲とする。

- 軽量鋼矢板建込工、建込み簡易土留め などの場合



掘削底面から  $45^\circ$  ラインの内側を影響範囲と考える。

- 矢板（鋼矢板・軽量鋼矢板）圧入工・打込工 などの場合



矢板の先端から  $45^\circ$  ラインの内側を影響範囲と考える。

原則として、地盤変形の影響が及ぶ範囲については事前調査を行うものとするが、その範囲外であっても工作物の状況や工作物の縁切れなどを総合的に判断し決定すること。

## 2 調査項目

建物等の調査は、次の調査項目ごとに当該調査項目の状態を調査するものとする。

	調査項目	調査項目の状態	
建物外部	基礎	亀裂・浮き・破損（剥離）・傾斜・沈下	柱脚、土台の収まり
	外壁	仕上・亀裂・浮き・破損（剥離）・しみ	傾斜の度合い
	屋根	屋根葺材の種類および破損・ズレの状況	雨漏りの有無
	土間・犬走り	仕上・亀裂・浮き（仕上げ材）・破損（剥離）	基礎と犬走りの離れ及び高低
建物内部	柱	敷居及び鴨居との隙間・傾斜（2方向測定）	割れ
	内壁	仕上・亀裂・破損・浮き・しみ・ちり切れ	
	天井	仕上・亀裂・破損・しみ・たわみ	
	床	仕上・亀裂・割れ・破損・傾斜	ゆるみ（床のがたつき）
	建具	柱（垂直材）との隙間	開閉具合
	台所	壁、天井の亀裂・破損・タイル目地切れ・浮き	流し・給排水管等の状態
	浴室 便所	壁、天井の亀裂・破損・タイル目地切れ・浮き	浴槽・給排水管等の状態 便槽・浄化槽等の状態
工作物	門	仕上・亀裂・破損（剥離）・傾斜	門扉の開閉具合
	塀・石積・土留擁壁	仕上・亀裂・目地切れ・傾斜	天端の高低・揺れ・はらみ状態
	池	仕上・亀裂・目地切れ・水位（水漏れ）	使用水（井水か上水か）
	排水溝・側溝・枡	亀裂・折れ・曲がり	G.Lとの高低
	その他		

以上は、あくまで基本的な事項であり、状況に応じてより詳細な調査を行うこと。

### 3 調査方法

- (1) 受注者は、建物等の調査を建築士又は土地家屋調査士（以下「調査員」という。）に実施させること。なお、事前に調査員の氏名、資格等を書面により本市に提出すること。＜参考＞仕様書などに記載がある場合には、仕様書を従うこと。
- (2) 受注者は「家屋等の調査のお知らせ」、「建物等の事前調査承諾書」を事前に住民に配布し、「建物等の事前調査承諾書」については、後に報告書に添付すること。
- (3) 事前調査は目視、目測等により行うものとし、写真撮影、スケッチ等により現況を記録するものとする。ただし、建具の開閉具合、ちり切れ等の状態から、建物等が著しく沈下、傾斜をしていると判断される場合には、傾斜測定及び水準測定を実施する。なお、状況に応じてより詳細な調査を行うこと。
- (4) 写真は、必ず撮影対象物に定規等を当て、必要事項を記入した黒板を入れて撮影すること。なお、写真はカラーとし、大きさはサービス判を標準とすること。
- (5) 傾斜測定は、傾斜定規等を用いて傾斜の程度を測定すること。
- (6) 水準測定は、仮ベンチマーク（不動点）を設定し、建物等をレベル、水盛管等を用い測定すること。なお、建物等の測定は、基礎部最低4か所、工作物は折点とする。ただし、周辺地盤については、監督員と協議すること。

### 4 報告書の作成、提出

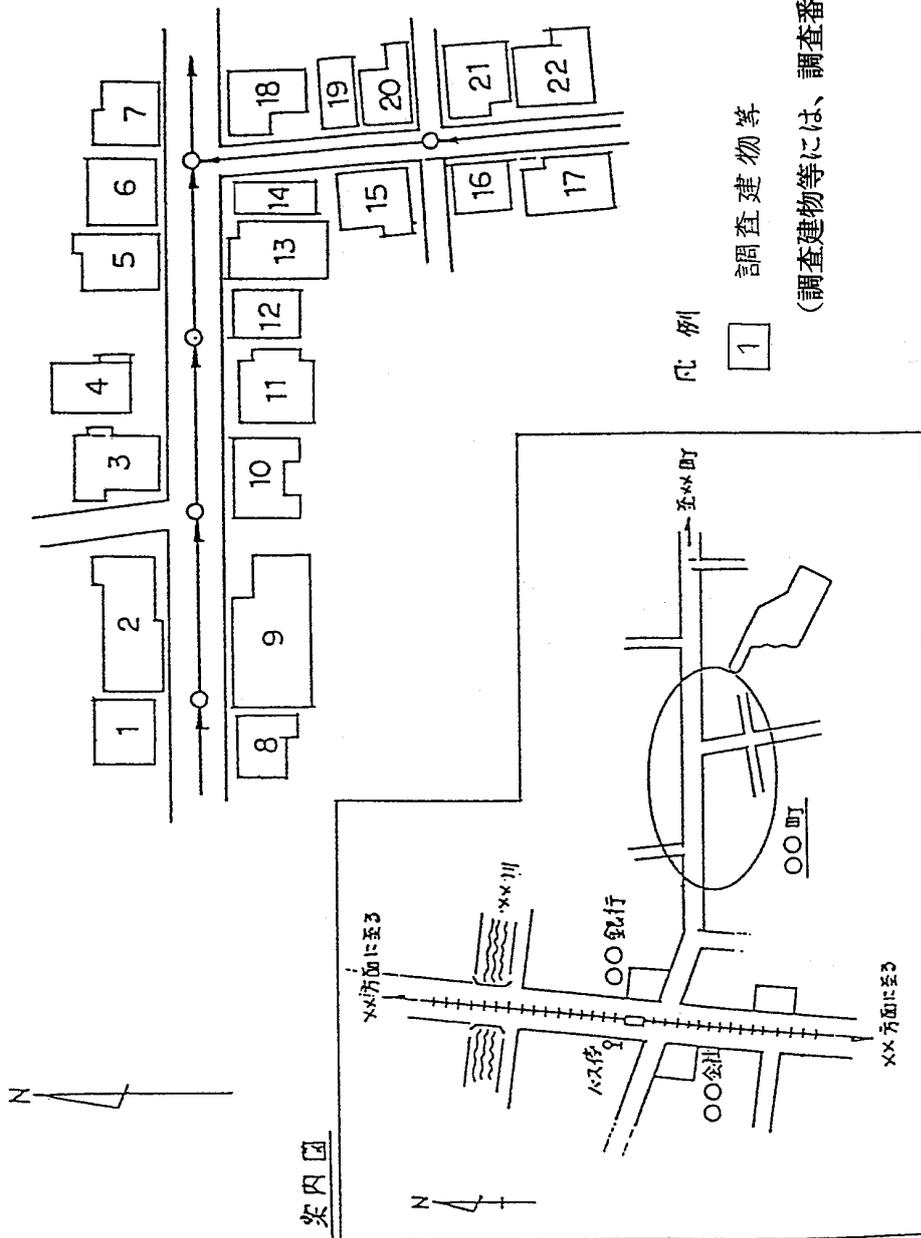
受注者は、報告書を作成し、提出すること。

- (1) 建物等の調査報告書＜参考＞
  - 仕様書などに記載がある場合には、仕様書を従うこと。
- ① 建物等事前調査報告書
  - ・ 建物等事前調査一覧表
  - ・ 建物等事前調査位置図
  - ・ 建物等事前調査図
  - ・ 建物等損傷調査書
  - ・ 写真帳



建物等事前調査位置図

(記載例)

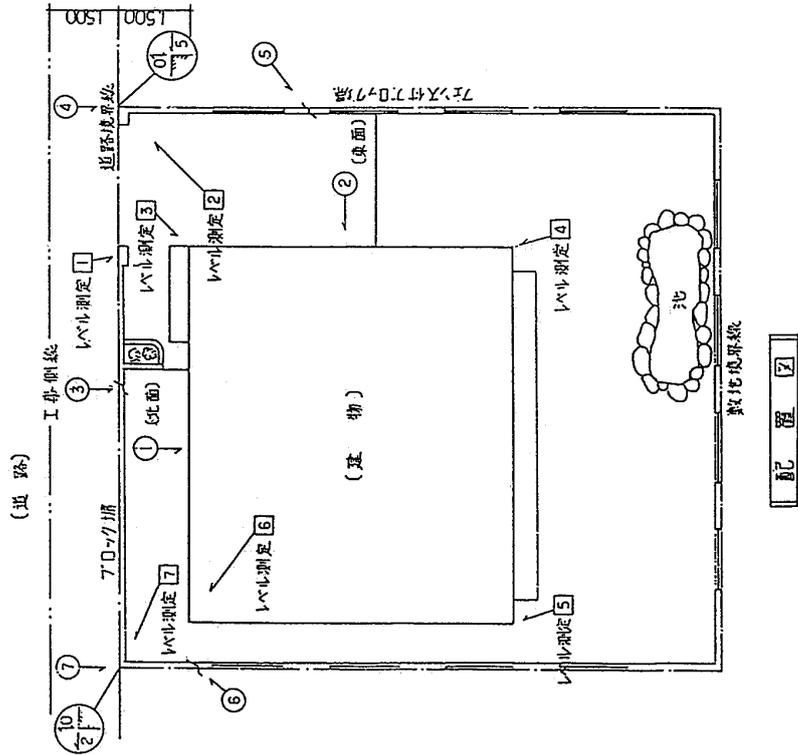
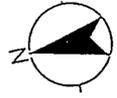


凡例  
 1 調査建物等  
 (調査建物等には、調査番号を記入する。)

(注意) この調査は、補償の内容に関する重要な資料であるので 取扱いについて注意すること。

建物等（事前・事後）調査図 1/4

調査番号	建物等所在地	〇〇市〇〇〇〇町6-34	構造用途	木造2階（日本瓦葺）専用住宅	事前調査	平成〇年〇月〇日	事前調査	平成〇年〇月〇日
1	建物等所有者	TEL 〇〇 〇〇〇	建築年数（増改築年数）	15年（ ）	調査員氏名		調査員氏名	
	建物等使用者	TEL 〇〇 〇〇〇	立会人	〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇〇	印	〇〇 〇〇〇	印



水準測定 (単位 mm)			
測定箇所	前	後	差
K.D.M(基準点)	15.632	—	—
1 (門柱)	20.682	—	—
2 ( )	20.667	—	—
3 (基礎)	19.369	—	—
4 (北壁)	19.032	—	—
5 (基礎)	19.382	—	—
6 (北壁)	18.932	—	—
7 (基礎)	19.377	—	—
8 (基礎)	18.929	—	—
9 (基礎)	19.367	—	—
10 (北壁)	18.857	—	—
11 (塀)	20.502	—	—

凡例

外壁門柱・塀の傾斜方向及び傾斜方向を示す(°/m)

柱の傾斜方向及び傾斜方向を示す(°/m)

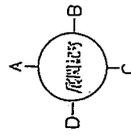
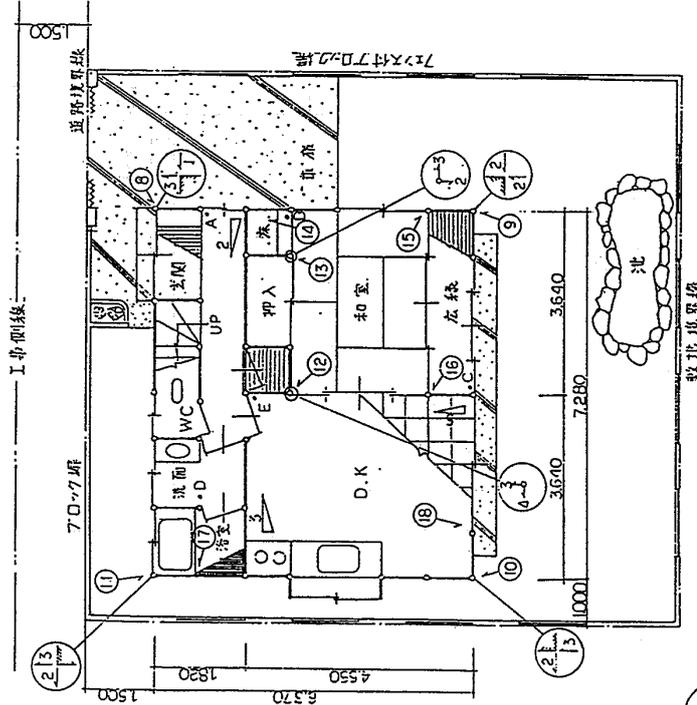
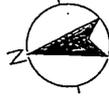
床の傾斜方向及び傾斜方向を示す(°/m)

写真撮影方向及び写真番号を示す

建物等（事前・事後）調査図 2/4

調査番号	建物等所在地	○○市○○○○町6-34	構造用途	木造2階（日本瓦葺）専用住宅	事前調査	平成○○年○○月○○日	事前調査	平成○○年○○月○○日
1	建物等所有者	TEL ○○ ○○○	建築年数（増改築年数）	15年（ ）	調査員氏名		調査員氏名	
	建物等使用者	TEL ○○ ○○○	立会人	○○ ○○○	○○ ○○○	○○ ○○○	印	印

[ 記載例 ]



1階平面

水	測	測	定	定	定	定
測	定	測	測	測	測	測
定	測	定	測	定	測	定
測	定	測	測	測	測	測
K.O.M(区画角)	A	15.632	19.479	19.504	19.479	19.481
D	C					
D	D					
E	E					

- 1 階床面積 46.374 m<sup>2</sup>
- 2 階床面積 33.124 m<sup>2</sup>
- 延床面積 79.498 m<sup>2</sup>



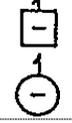
外壁・門柱・塀の傾斜方向及び傾斜方向を示す(°/m)



柱の傾斜方向及び傾斜方向を示す(°/m)



床の傾斜方向及び傾斜方向を示す(°/m)

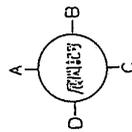
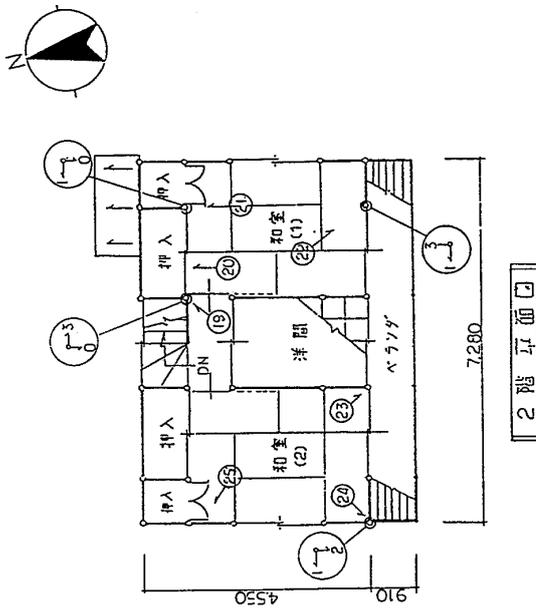


写真撮影方向及び写真番号を示す

建物等（事前・事後）調査図 3/4

調査番号	建物等所在地	〇〇市〇〇〇〇町6-34	構造用途	木造2階（日本瓦葺）専用住宅	事前調査	平成〇年〇月〇日	事前調査	平成〇年〇月〇日
1	建物等所有者	〇〇 〇〇〇	建築年数（増改築年数）	15年（ ）	調査員氏名	調査員氏名		
	建物等使用者	〇〇 〇〇〇	立会人	〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇〇	印	印

[ 記載例 ]

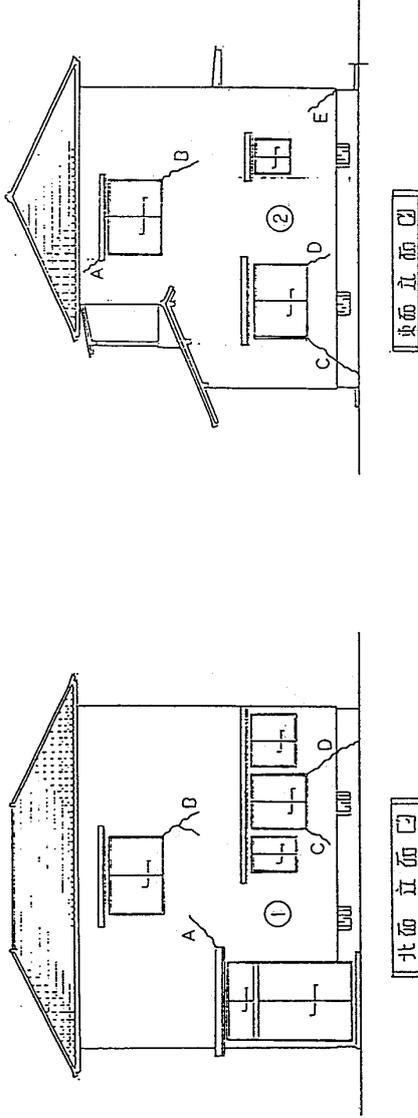


凡例	外壁・柱・塀の傾斜方向及び傾斜方向を示す(°/m)	柱の傾斜方向及び傾斜方向を示す(°/m)	床の傾斜方向及び傾斜方向を示す(°/m)	写真撮影方向及び写真番号を示す

建物等（事前・事後）調査図 4/4

調査番号	建物等所在地	構造用途	事前調査	事前調査	事前調査	平成〇年〇月〇日
1	〇〇市〇〇〇〇町6-34	建築年数 (増改築年数)	木造2階 (日本瓦葺)	専用住宅	調査員氏名	平成〇年〇月〇日
	TEL	建築年数 (増改築年数)	15年 ( )	調査員氏名	調査員氏名	
	TEL	立会人	〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇〇	印	印

[ 記載例 ]



・(外壁探像部)

写真番号	探像部	探像部位置	探像部種類	写真番号	探像部種類	探像部位置	探像部種類	写真番号	探像部種類	探像部位置	探像部種類
①	A	北	柱	②	A	北	柱				
	B	+	+		B	+	+				
	C	,	,		C	,	,				
	D	,	,		D	,	,				
					E	,	,				

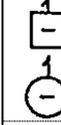
外壁・柱・塀の傾斜方向及び傾斜方向を示す(°/m)



柱の傾斜方向及び傾斜方向を示す(°/m)



床の傾斜方向及び傾斜方向を示す(°/m)



写真撮影方向及び写真番号を示す



建築物等損傷調査図 [記載例]

調査番号	建物等所在地	〇〇市〇〇〇〇町6-34		構造用途	水造2階(日本瓦葺)専用住宅	事前調査	平成〇年〇月〇日	事前調査	平成〇年〇月〇日
		TEL	TEL						
1	建物等所有者	〇〇	〇〇〇	建築年数(増改築年数)	15年( )	調査員氏名	調査員氏名	〇〇	〇〇〇〇
	建物等使用者	〇〇	〇〇〇						
	立	会	人						
名称(室名)	各部仕上り材	事前調査			事後調査				
		写真番号	損傷種類	損傷の状況	備考	写真番号	損傷種類	損傷の状況	
外部	外壁 <sup>①</sup> が塗り剥がれ吹付	①	外壁亀裂	立面図に記入	※南面・西面は 損傷無し				
"	"	②	"	"					
"	化粧ブロック積	③	ブロック積目地切れ	L=80cm W=2mm					
"	"	④	門柱傾斜	西=5mm/m					
"	"	⑤	ブロック積目地切れ	L=50 W=3					
"	"	⑥	ブロック塀傾斜	L=70 W=2					
"	"	⑦	"	西=2mm/m					
"	外壁 <sup>⑧</sup> が塗り剥がれ吹付	⑧	外壁傾斜	北=3 西=1					
"	"	⑨	"	北=2 西=2					
"	"	⑩	"	北=3 西=2					
"	"	⑪	"	北=3 西=2					
1階和室	柱	⑫	柱傾斜	北=3 西=4					
"	"	⑬	"	東=3 南=2					
"	内壁じゅらく塗り	⑭	内壁亀裂	L=90 W=2					
"	建具	⑮	建付不良	W=6					
" 広縁	内壁じゅらく塗り	⑯	内壁チリ切れ	L=120 W=3					
" 浴室	タイル張り(108角)	⑰	タイル剥離	S=0.2m <sup>2</sup>					
" D.K	建具	⑱	建付不良	W=5					
2階和室(1)	柱	⑲	柱傾斜	東=3 西=0					
"	内壁じゅらく塗り	⑳	内壁剥離	S=0.3					

[注意]

この調査は補償の内容に関する重要な資料であるので取扱いについては注意すること。



写真帳（調査番号 \_\_\_\_\_）宅 [記載例]



写真 No.
①

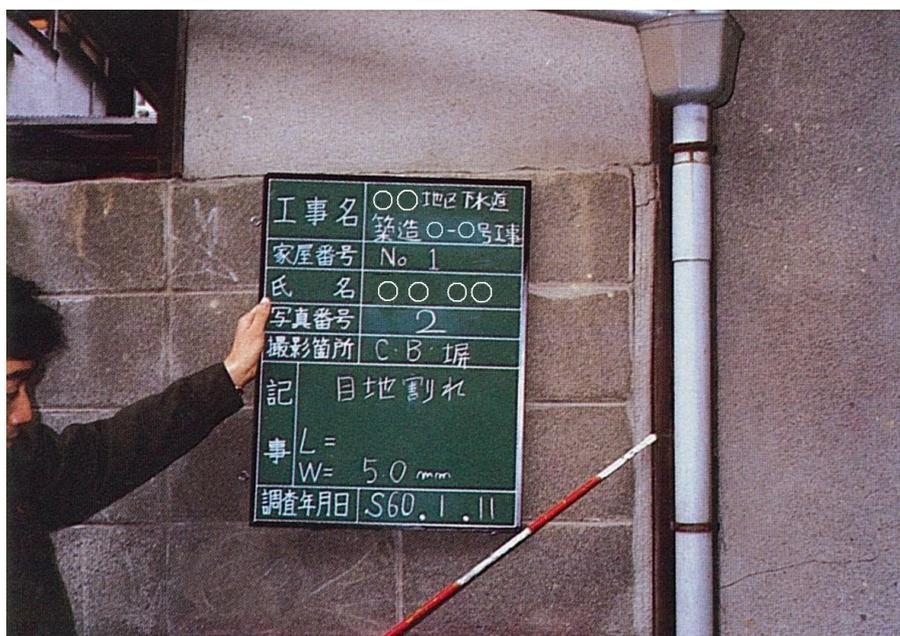


写真 No.
②

## VIII 事故防止対策

## 目 次

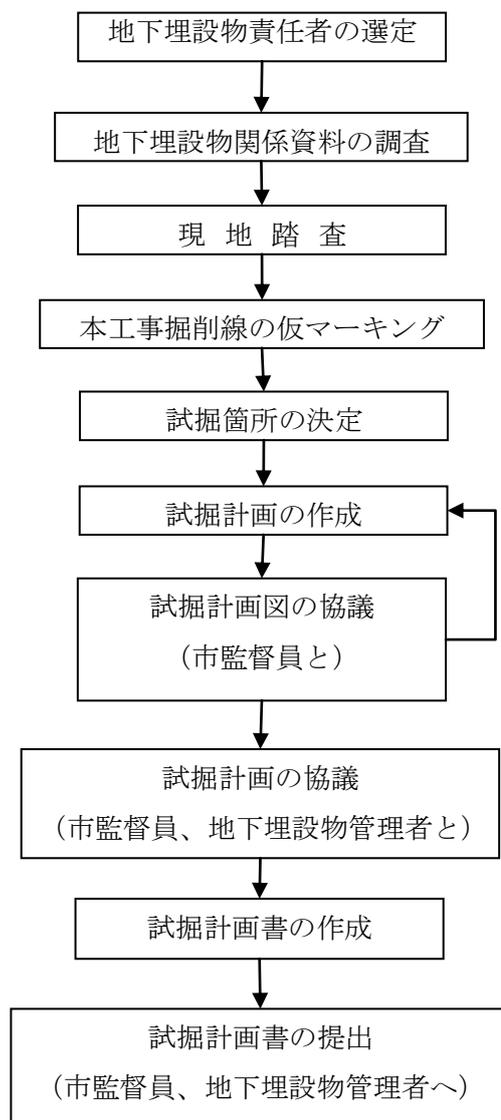
VIII-1	地下埋設物事故防止対策 .....	VIII-1
1	地下埋設物の調査 .....	VIII-1
	(1) 試掘計画.....	VIII-1
	(2) 試掘の実施.....	VIII-4
	(3) 調査結果に基づく地下埋設物対策 .....	VIII-9
2	地下埋設物に関する立会.....	VIII-10
	(1) 立会依頼.....	VIII-10
	(2) 立会の時期と確認事項.....	VIII-11
	(3) 立会チェックリストの作成 .....	VIII-12
3	安全の点検.....	VIII-15
	(1) 安全点検パトロール .....	VIII-15
	(2) 沈下、移動の測定 .....	VIII-17
4	事故対策 .....	VIII-21
	(1) 事故防止体制の確立 .....	VIII-21
	(2) 緊急連絡表の作成.....	VIII-21
	(3) 緊急時の資機材等の確保.....	VIII-22
	(4) 事故発生時の措置.....	VIII-22
	災害、事故等が発生した場合における初動の基本的処理要領（案） .....	VIII-24
	災害、事故等が発生した場合における初動の対応フロー（案） .....	VIII-25
5	各種地下埋設物防護方法.....	VIII-26
VIII-2	土砂崩壊事故防止対策 .....	VIII-34

## 1 地下埋設物の調査

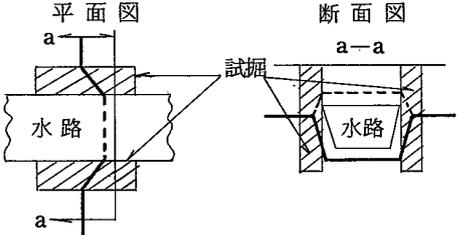
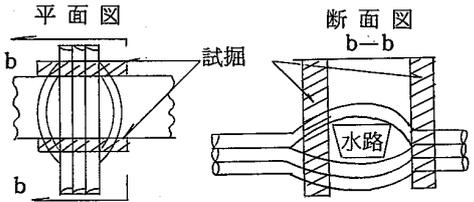
地下埋設物事故防止対策において、最も重要なことの一つは、試掘によって地下埋設物を直接確認することである。このためには、地下埋設物に関する指示や確認を一本化するために地下埋設物責任者を選定し、綿密な試掘計画を作成した上で試掘を実施しなければならない。

## (1) 試掘計画

## ① 試掘計画の作成の手順



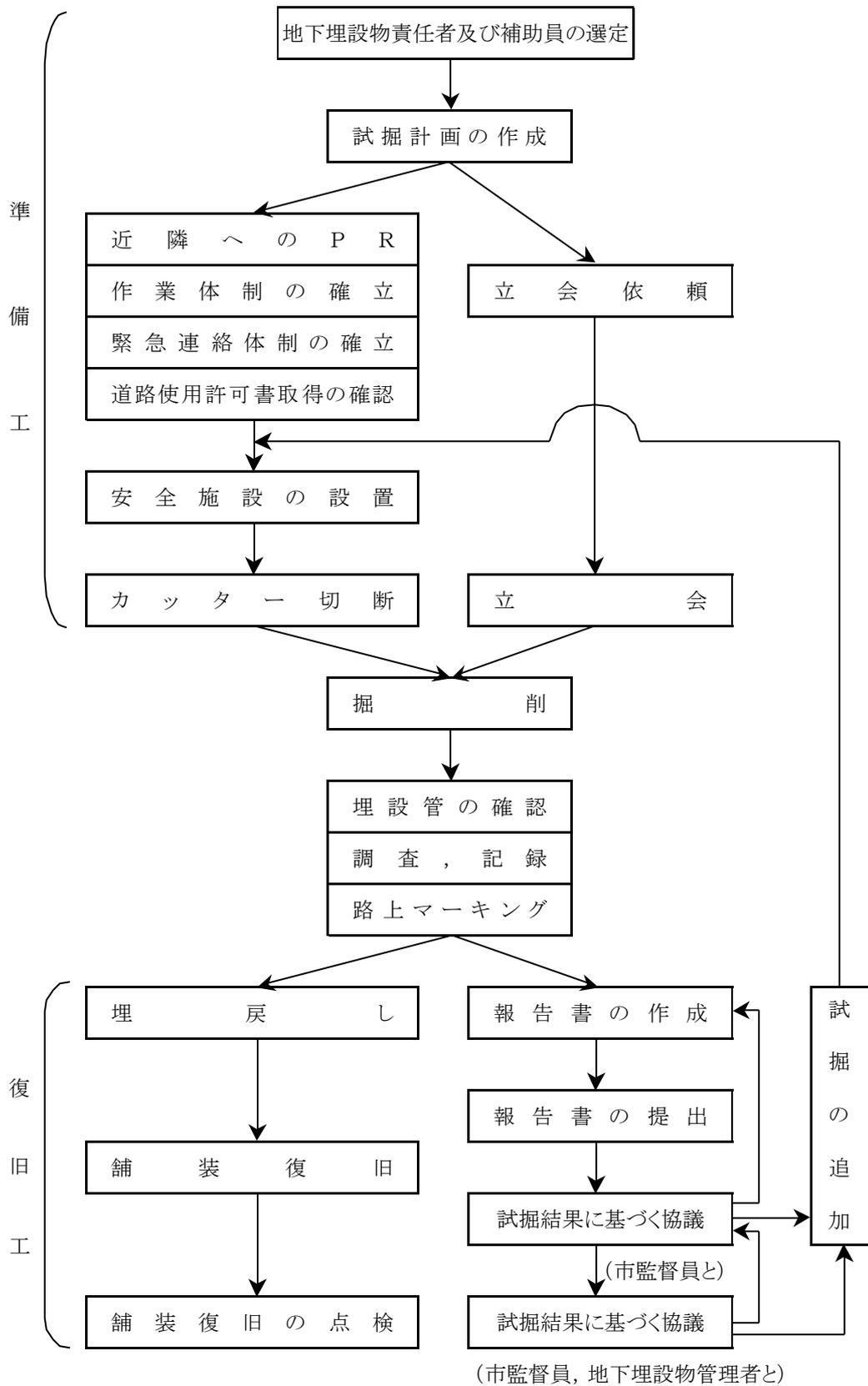
## ② 試掘計画作成の要領

手 順	作 業 要 領
1) 地下埋設物責任者及び補助員の選定	<p>現場に常駐できる受注者の社員の中から選定する。</p> <p>地下埋設物責任者は、試掘計画作成、試掘実施及び本工事の地下埋設物関連業務等、地下埋設物に関する業務を責任もって行うものとする。</p> <p>補助員は、地下埋設物責任者を補佐する。</p>
2) 地下埋設物関係資料の調査	<p>地下埋設物管理者が所有する地下埋設物布設図、完成図及び台帳を収集する。</p>
3) 現場踏査	<p>収集した地下埋設物関係資料及び工事設計図をもとに現場踏査を行う。</p>
4) 本工事の掘削線の仮マーキング	<p>道路上に本工事の掘削線を白ペンキで仮マーキングする。</p>
5) 試掘箇所の決定	<p>試掘は、原則として下記の箇所で行うものとするが、試掘箇所の決定に当たっては現場条件を考慮し、市監督員と協議の上、増減を行う。</p> <p>ア) 開削工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a マンホール築造予定箇所</li> <li>b 交差点端部 (ただし、交差点内の既設マンホールへの接続工事の場合は、現場条件を考慮して決定する。)</li> <li>c 曲管使用箇所 (曲がりの確認、防護コンクリートの確認)</li> <li>d 地下埋設物マンホール付近</li> <li>e 水路等の工作物横断部分の前後</li> </ul> <p>例一 1 (ガス、水道)</p>  <p>例一 2 (NTT、中電)</p>  <p>f 管路部は、地下埋設物に最も近接する箇所及びその位置から原則として30m ピッチ以内の箇所</p>

手 順	作 業 要 領
	ｲ) トンネル工事（小口径推進、普通推進、シールド等） <ul style="list-style-type: none"> <li>a 立坑部分（2箇所。ただし、交差点内に築造する場合は交差点端部）</li> <li>b 曲管使用箇所 （曲がりの確認、防護コンクリートの確認）</li> <li>c 地下埋設物マンホール付近</li> <li>d 水路等の工作物横断部分の前後</li> <li>e 管路部で薬注を行う場合は、地下埋設物に最も近接する箇所及びその位置から原則として 15mピッチ以内の箇所とし、現場条件によっては 15～30mピッチとする。</li> </ul>
6) 試掘計画図の作成	試掘計画図は、設計平面図に試掘予定箇所を記入する。
7) 試掘計画の協議	ｱ) 市監督員と試掘予定箇所について協議を行い、箇所の増減及び掘削位置等の変更があれば試掘計画図を修正する。 ｲ) 市監督員及び地下埋設物管理者と修正した試掘位置についての協議を行い、箇所の増減等があれば再度試掘計画図を修正する。なお、協議は必要に応じて現地協議も行うものとする。
8) 試掘計画書の作成	ｱ) 試掘計画図の試掘箇所に一連の番号をつける。 ｲ) 試掘計画図と対比できる試掘立会チェックリストを作成する。 ｳ) 試掘実施工程表を作成する。 ㇔) これらを下記の様式に従って試掘計画書としてまとめる。 様式 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 表紙（A－4版）               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ タイトル（試掘計画書）</li> <li>○ 工 事 名</li> <li>○ 工 期</li> <li>○ 工事場所</li> <li>○ 受注者</li> <li>○ 地下埋設物責任者名</li> </ul> </li> <li>b 工事位置図(1/2, 500程度)</li> <li>c 試掘実施工程表</li> <li>d 緊急連絡表</li> <li>e 試掘、立会チェックリスト表</li> <li>f 試掘計画図</li> </ul> 注：地下埋設物管理者への提出図には、チェックリストは添付しない。
9) 試掘計画書の提出	試掘計画書は、市監督員及び関係する地下埋設物管理者に各々 1 部提出する。

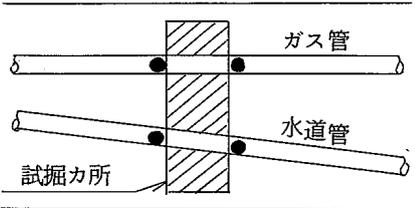
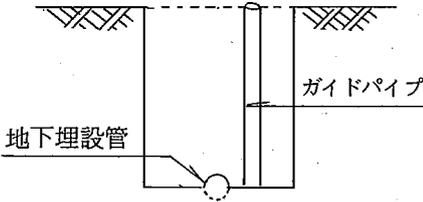
(2) 試掘の実施

① 試掘実施の手順



② 試掘実施の要領

	手 順	作 業 要 領
備 工	1) 地下埋設物責任者及び補助員の選定	試掘計画作成の要領の1)による。
	2) 近隣へのPR	ア) 事前に工事区域へPRのチラシを配布する。 イ) 試掘着工の2～3日前までに、口頭で着工についてのPRをする。
	3) 作業体制の確立	ア) 地下埋設物責任者と作業責任者で、施工方法、手順を決める。 イ) 各人の分担を決める。 ウ) 関係者全員に方法、手順及び注意事項を、毎日作業前に周知徹底する。
	4) 緊急連絡体制の確立	緊急連絡表を作成する。
	5) 道路使用許可書の取得	道路使用許可を取得する。
	6) 安全施設の設置	本要領の「VI 保安施設設置」を参照。
	7) カッター切断	試掘予定箇所のマーキングを確認する。
掘 削 工	8) 掘削	ア) アスファルトを撤去する。 イ) 掘削は手掘りであるが、50cm以下はスコップで掘削する。 ウ) 移設が予想される場合は、移設場所も考慮して試掘する。 エ) 掘削深は以下のとおりとする。 a NTT、中電等 下端まで掘削し、条数を確認 b 水道 管の半分以上の露出 c ガス 管の半分以上の露出 d 防護構造物は全容を確認できる所まで オ) 道路全幅を掘削する場合は、片側ずつ掘削する。
確 認 ・ 調 査 ・ 記 録	9) 埋設管の確認	ア) 市監督員、地下埋設物管理者、地下埋設物責任者の立会のもとに確認する。 a 管種、管径、条数、材質、老朽度、活死 b ガス漏れ、漏水の有無

	手 順	作 業 要 領																	
確認・調査・記録	10) 調査記録	ア) 管心方向を確認する。 イ) レベル測量、G. Lからの測量及びオフセット測量をする。 ウ) 横断的には中央分離帯等がある場合を除き、全幅員を記入し測定する。 エ) 黒板に必要事項を書いて写真を撮る。																	
	11) 路上マーキング	ア) 地下埋設管の中心をさげふりにて路上マーキングする。  イ) 地下埋設管の種類によってマーキングの色を変える。 <table border="0" data-bbox="719 846 1161 1137"> <tr> <td>N T T</td> <td>赤</td> <td>色</td> </tr> <tr> <td>ガ ス</td> <td>緑</td> <td>色</td> </tr> <tr> <td>水 道</td> <td>青</td> <td>色</td> </tr> <tr> <td>中 電</td> <td>橙</td> <td>色</td> </tr> <tr> <td>既設下水</td> <td>茶</td> <td>色</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>○</td> <td>色</td> </tr> </table>	N T T	赤	色	ガ ス	緑	色	水 道	青	色	中 電	橙	色	既設下水	茶	色	そ の 他	○
N T T	赤	色																	
ガ ス	緑	色																	
水 道	青	色																	
中 電	橙	色																	
既設下水	茶	色																	
そ の 他	○	色																	
	12) 埋戻し	ア) 推進工法等において、地下埋設物に接近して通過すると思われる箇所は、地下埋設物管理者と協議を行い、必要な措置を行った上で埋戻しを行う。 イ) 地下埋設物に接近して薬注、ボーリング等を行う必要がある場合は、ボーリングをする位置にガイド用のパイプ等を設置しておく。  ウ) 原則として掘削土で埋戻すものとするが、土砂が埋戻しに適さない場合は良質土で埋戻す。 エ) 転圧は20cm毎にランマー等で確実にを行う。また、管まわりは特に慎重に突き固める。 オ) 地下埋設管を全部露出させた場合は、管の下部を特に念入りに突き固める。																	

	手 順	作 業 要 領
復 旧 工	13) 舗装復旧	ア) アスファルト合材で路面を仕上げる。 イ) 以下の場合には路盤工の施工をする。 a 交通量が多い場合 b 重車量の通行箇所 c 試掘から本工事までが長期間の場合 ウ) 路上マーキングを再チェックする。
	14) 舗装復旧の点検	ア) 試掘箇所の沈下により交通に支障があると思われる場合は、直ちに補修する。

③ 試掘調査報告書作成の要領

1) 報告書の様式

報告書はA4版とする。

2) 添付書類

ア) 位置図

縮尺は1/2,500程度とし、下水管布設箇所を明示する。

イ) 試掘一般平面図

- a) 縮尺は1/500以上とし、試掘箇所を平面図に記入し、試掘計画図の測点番号を付す。
- b) 地下埋設物の正確な位置を記入する。
- c) 地下埋設管の図示は下記の通りとする。

地下埋設管	凡 例
N T T	— N — N —
ガ ス	—   —   —
水 道	— - — - —
中電ケーブル	— + — + —
既設下水管	----->
施工下水管	—————>
そ の 他	

d) 着色は試掘平面図及び試掘横断図とも、路上マーキングと同様とする。

- N T T.....  赤 色
- ガ ス.....  緑 色
- 水 道.....  青 色
- 中 電.....  橙 色
- 既設下水管.....  茶 色
- 施工下水管.....  黄 色
- そ の 他.....  ○ 色

e) 地下埋設管のほか、下記の地下埋設物構造物は全て記入する。

地下埋設構造物		凡 例
N T T マンホール		——(N)——
ガ ス	水 取 器	——(W)——
	仕 切 弁	——   <sub>G</sub> ——
水 道	仕 切 弁	——  ——
	空 気 弁	——(○)——
	減 圧 弁	——▶——
	消 火 栓	——●——
	漏 水 測 定 器	——⊥——
電 柱		○ <sub>E</sub>
中 電 マンホール		——(E)——
既設下水マンホール		——(下)——
施工下水マンホール		下水道指示による
雨 水 枿		〃

ウ) 試掘箇所詳細図

- a) 縮尺は 1/100 以上とする。
- b) 試掘箇所平面図に記してある測点順に並べる。
- c) 平面図と断面図は、対比できるように同一紙面に図示する。
- d) 断面図は全道路幅員を記入し、埋設物中心よりの距離とする。
- e) 下水管布設道路線の上流側より、下流側を向いた方向で作図する。
- f) 特殊な場合は市監督員と協議する。

エ) 写真添付

- a) 測点を明示する。
- b) 管種、管径、土被り、隣接管との距離等が確認できるよう撮影する。

3) 試掘調査報告書の提出と協議

報告書は、市監督員及び関係する地下埋設物管理者に各々 1 部提出する。

4) 試掘結果についての協議

試掘結果についての確認及び試掘箇所の追加等について、市監督員と協議を行った後、さらに市監督員及び地下埋設物管理者と 3 者で協議する。

### (3) 調査結果に基づく地下埋設物対策

本工事における地下埋設物対策は、試掘等の調査結果に基づいて、本工事の施工に支障となる地下埋設物の移設、あるいは本工事の施工によって悪影響を受ける恐れのある地下埋設物の防護等を十分に検討し、市監督員及び地下埋設物管理者との協議の上でその対策を講ずるものとする。

#### ① 地下埋設物対策の検討

##### 1) 移設位置の検討

路上に地下埋設物及び本工事のマーキングを行い、移設が必要かどうかを現場で検討し、移設が必要と思われれば移設位置図を作成する。

##### 2) 吊り防護方法の検討

地下埋設物を掘り方の中で防護する必要がある場合は、吊り防護の方法を検討し、吊り防護平面図を作成する。(5. 各種地下埋設物防護方法を参照)

##### 3) 薬注等による防護方法の検討

薬注、小口系攪拌グラウト杭及び大口径攪拌グラウト杭等による防護が必要と思われる場合は、本工事の施工による影響及びその対策の効果等を十分に検討し、検討書を作成する。

#### ② 地下埋設物対策の協議

1) 上記 1) 、 2) 、 3) の図面、検討書及び本工事の工程表を作成し、市監督員と協議を行う。

2) 1) の協議の後、市監督員及び地下埋設物管理者と協議を行い、対策を決定する。

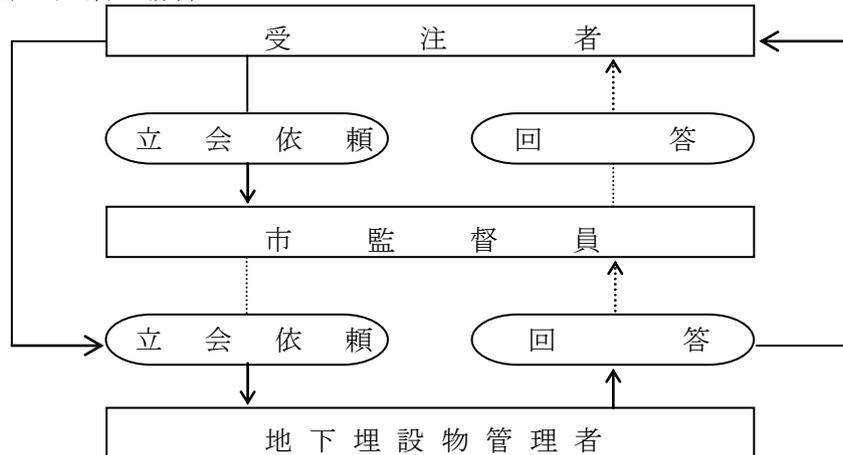
## 2 地下埋設物に関する立会

地下埋設物の試掘調査、あるいは地下埋設物に近接した工事等を行う場合は、市監督員及び地下埋設物管理者と協議を行った上、必ず市監督員及び地下埋設物管理者に連絡をとり、これらの立会のもとに施工するものとする。

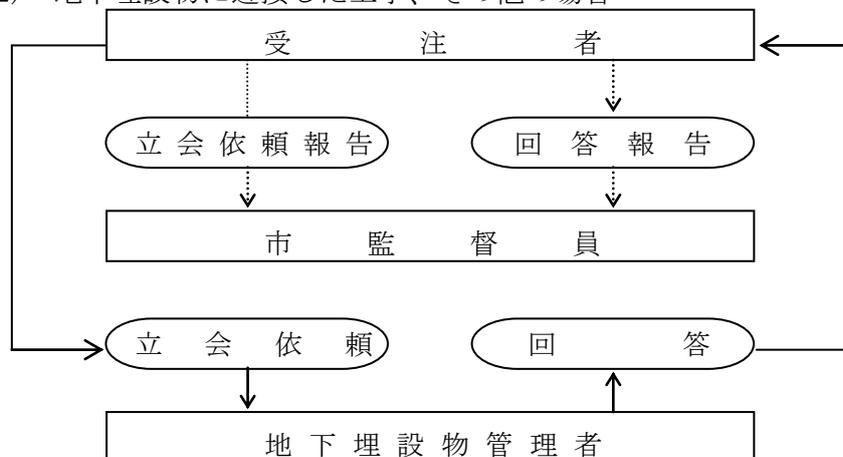
### (1) 立会依頼

#### ① 立会依頼の手順

##### 1) 試掘の場合



##### 2) 地下埋設物に近接した工事、その他の場合



#### ② 立会依頼の連絡時期

- 1) 立会の3日前までに地下埋設物管理者に依頼する。
- 2) やむを得ない特別な事情がある場合で、日、月曜日に立会が必要な場合は、金曜日の午前中までとし、他の場合は前日の午前中までとする。
- 3) 必要に応じて地下埋設物近接箇所予定表を地下埋設物管理者に提出する。

(2) 立会の時期と確認事項

立会の時期	確認事項
① 試掘調査をするとき	1) 管種 2) 管径 3) 位置、高さの確認 4) 管の条数 (NTT、中電ケーブル) 5) マンホールからの条数 (NTT、中電ケーブル) 6) 老朽度 7) ガス漏れ、漏水の有無
② 地下埋設物に近接して (原則として 50cm 以内で) 杭、矢板、ボーリングの打ち抜きをするとき	1) 杭、矢板、ボーリングロッドとの距離 2) 杭打機と埋設物の位置 3) ガス漏れ、漏水の有無
③ 地下埋設物が露出したとき	1) 地下埋設物損傷の有無 2) 地下埋設物防護の状況 3) 地下埋設物と仮設材との接触の有無 4) 吊防護の方法 5) ガス漏れ、漏水の有無
④ 埋戻しを行うとき	1) 沈下量の測定 2) ガス漏れ、漏水の有無
⑤ 舗装工事の着工前、完了後 (ガス、水道)	1) 付属設備の状態 2) ガス漏れ、漏水の有無
⑥ 吊防護が完了したとき	1) 吊金具の位置およびゆるみ 2) 横振れ止めの位置 (振れ止めは吊金具とは別途にする) 3) 管体損傷の有無 4) 吊防護の状態 5) ガス漏れ、漏水の有無
⑦ 仮移設管を布設したとき	1) 位置の確認 2) 高さの確認
⑧ 推進工において近接した (原則として 50cm 以内の) 地下埋設物の下を通過する前	1) 位置の確認 2) 高さの確認

(3) 立会チェックリストの作成

① 試掘立会チェックリスト (記入例参照)

- 1) 試掘計画図と対比できるように作成する。
- 2) 試掘調査報告書と共に提出する。

② 本工事立会チェックリスト (記入例参照)

1) 地下埋設物の露出及び近接工事の場合

- ア) 地下埋設物及び本工事のマーキングを行った後に、市監督員及び地下埋設物管理者との協議によって、立会箇所を決定する。
- イ) 立会箇所は、設計図に位置と地下埋設物の略号を記し、立会チェックリストと対比できるように一連番号をうつ。なお、上記図面の控を市監督員に1部提出すること。

2) その他の場合

立会の時期と確認事項(前項)に示すとおり立会依頼をするものとし、その都度、立会チェックリストに記入する。

3) 立会后速やかに、市監督員に提出する。

試験立会チェックリスト (記入例)

地下埋設物責任者	現場代理人
〇〇	〇〇

試験番号 ① 略号 WGNE

	立会連絡		回答事項	立会		指示事項
	氏名	日時		氏名	日時	
受注者	〇〇	5/15 13:00		〇〇	5/18 14:00~15:30	手掘で掘るよう指示あり。
市監督者	〇〇		5/18 14:00~立会OK	〇〇	5/18 14:00~15:30	
地下埋設物管理者 (市・受注者からTEL)	W 〇〇	5/15 14:00	"	〇〇	5/18 14:00~15:30	施工の立会要請あり。
" (市・受注者)"	G 〇〇	5/15 14:20	都合に依り立会NO	—	—	立会出来ないで、注意して試験して結果の報告を提出
" (市・受注者)"	N 〇〇	5/15 13:50	5/18 14:00~立会OK	〇〇	5/18 14:00~15:00	注意して露出するよう指示あり。
" (市・受注者)"	E 〇〇	5/15 14:10		〇〇	5/18 14:00~14:30	
" (市・受注者)"						
" (市・受注者)"						

注：① 試験立会チェックリストは試験の場合のみとし、1箇所につき1枚とする。

- ② 地下埋設物の略号  
 水道管.....W  
 ガス管.....G  
 NTTケーブル.....N  
 中電ケーブル.....E

本工事立会チェックリスト (記入例)

立会カ所  
略号 W-2、G-2

(立会理由) No.15 立坑築造における地下埋設物の露出

地下埋設物責任者	現場代理人
〇〇	〇〇

	立会連絡	回答事項	立会		指示事項
			氏名	日時	
受注者	〇〇		〇〇	6/24 14:00~16:30	
市監督者	〇〇	6/24 14:00 立会OK	〇〇	6/24 14:00~16:30	W、G、共それぞれ吊防護をする事
地下埋管理者 (市・受注者からTEL)	W 〇〇	6/24 14:00 立会OK	〇〇	6/24 14:30~16:00	吊防護をし、沈下測定をする事
" (市・受注者)"	G 〇〇	6/24 14:00 立会OK	〇〇	6/24 14:50~16:30	吊防護をする事
" (市・受注者)"					

注:① 本工事立会チェックリストは、立会必要カ所1カ所に付き1枚とする。  
② 地下埋設物の略号

水道管.....W  
ガス管.....G  
NTTケーブル.....N  
中電ケーブル.....E

### 3 安全の点検

#### (1) 安全点検パトロール

地下埋設物の保安を確保するため、毎日安全点検パトロールを行う。

##### ① 安全点検パトロールの実施計画

パトロールの実施にあたっては、実施計画表を作成し、定期的にパトロールを行う。

##### パトロール実施計画表（参考）

項 目	実施日・時間	参 加 者	要旨・実施内容
安 全 点 検 パトロール	午 前 中	地下埋設物責任者 補 助 員	設備の点検・不安全行動の 指摘・日誌の記録等 (工事打合せ会にて発表)
自 主 安 全 パトロール	毎月 15 日 午 前 中	現場代理人 地下埋設物責任者 補 助 員 全 職 員 全 作 業 員	現場査察 パトロール等記録
社 内 パトロール	毎 月 1 回	本 社 現場代理人 地下埋設物責任者 補 助 員	社内責任者による査察 (現場で反省会)

注：降雨の前後等には、その都度パトロールを行う。

##### ② パトロール実施方法

地下埋設物の保安を確保するため、地下埋設物責任者は地下埋設物布設図に基づいて、毎日巡回点検を行い、地下埋設物安全点検パトロール日報を作成する。

地下埋設物安全点検パトロール日報（記入例）

平成 14 年 4 月 12 日	天候	晴
------------------	----	---

No.	点 検 項 目	点 検 事 項		点検結果	備 考
1)	制水弁・消火栓等露出	(ア) 露出の確認	ガス	○	
		(イ) 弁類の開閉	水道	○	
		(ウ) 表示板有無	N T T	—	
			その他	—	
2)	吊り防護・受け防護	(ア) 支持具の位置およびゆるみの有無 (イ) 横振れ止め位置 (ウ) つり支持具間の接合部の数 (エ) 管体損傷の有無 (オ) 接合部の抜き出し目印の有無 (カ) 支持具と導管との接触部の導管の損傷防止措置 (キ) 漏洩、漏水の有無		支持具ゆるみの補正	ガスについては、広島ガスの「他工事によるガス施設管理基準」に準ずる。
3)	施工中・施工後の路面	(ア) 臭い	ガス	○	
		(イ) 漏水	水道	○	
		(ウ) 陥没	N T T	—	
		(エ) 盛り上り	その他	—	
		(オ) 亀裂			
4)	排水路及び下水管への薬液・セメントミルク土砂等の流水防止措置	(ア) 土のう等による土砂の崩れ、流出防止措置 (イ) 廃液タンクの設置及び廃液の撤去 (ウ) 土砂沈砂装置の設置及び土砂の除去		土のうにより土砂流出防止措置	
5)	土留工	(ア) 杭、矢板及び支保工の変形 (イ) 土圧及びたわみの計測		○	

## (2) 沈下、移動の測定

### ① 沈下測定棒の設置並びに測定（水道、ガス）

#### 1) 目的

下水道工事による地盤沈下に伴う、地下埋設物の沈下の影響測定を定期的に行い、沈下状況を把握するものである。

#### 2) 条件

##### ア) 設置時期

下水道工事（以下「工事」という）の開始前に設置する。

##### イ) 対象管径

地下埋設物管理者との協議により必要に応じて取り付ける。

##### ウ) 取付間隔

原則として、30～50m/カ所とし、詳細については地下埋設物管理者との協議により決定する。

##### エ) 測定期間

原則として、工事着工前から工事完了後までとし、地下埋設物管理者との協議によって決定する。

##### オ) 測定頻度

原則として、1回/日とし、地下埋設物管理者との協議によって決定する。

なお、BMは測定期間中を通じ、沈下及び破損の恐れのない場所に基準BMを設ける。

#### 3) 報告

報告については、次の要領で行う。

##### ア) 沈下測定棒設置の施工に際しては、地下埋設物管理者に着工、完了について、事前・事後報告する。

##### イ) 工事についても前項と同様とする。

##### ウ) 工事着工前の測定結果については、書類を作成し、監督員並びに地下埋設物管理者へ提出する。

##### エ) 工事着工後の測定結果については、原則として

a) 異常が認められない場合……………1回/週

b) 異常が認められる場合……………すみやかに書類で報告し、再度協議

##### オ) 報告書の様式

報告書はA4版とする。

#### 4) 装置

装置の設置方法は図-1～3のとおりとする。

### ② 地盤沈下測定

NTT、中電ケーブル等のように沈下棒を設置できない場合や沈下棒を設置しない場合は、地盤の沈下測定を行い監督員に報告するとともに地下埋設物管理者に報告する。

図-1

沈下測定装置取付図 S = 1/10

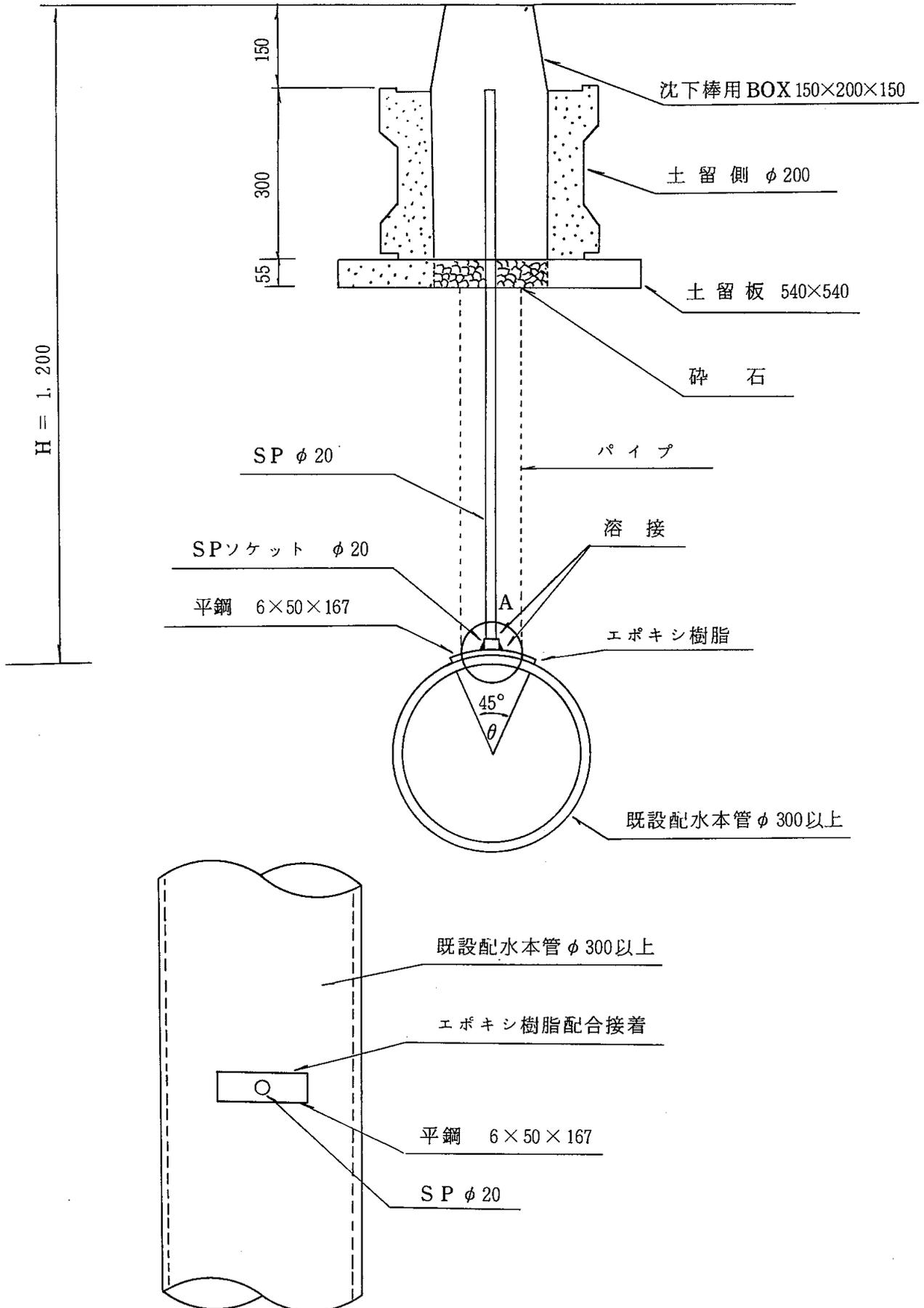
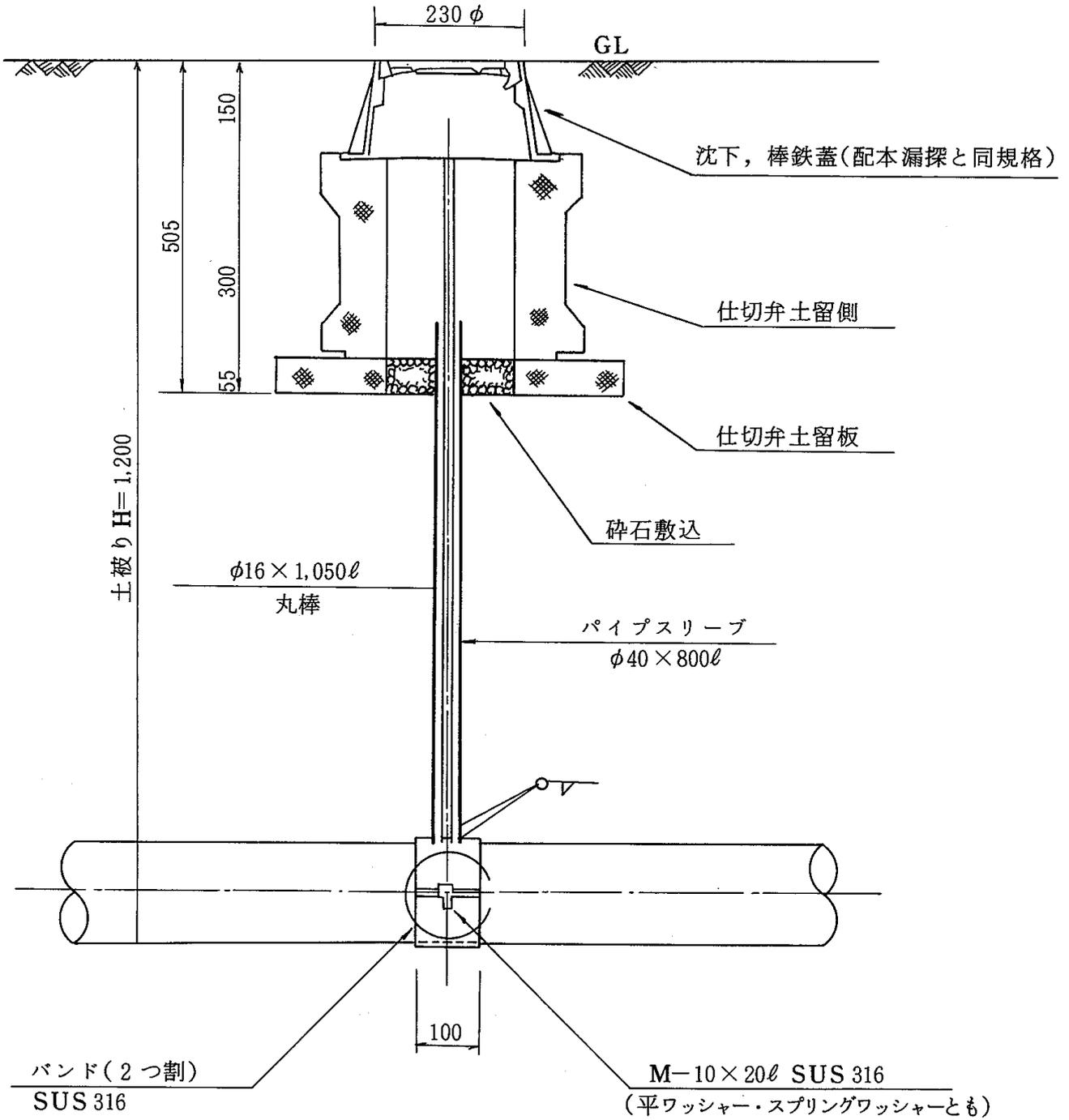
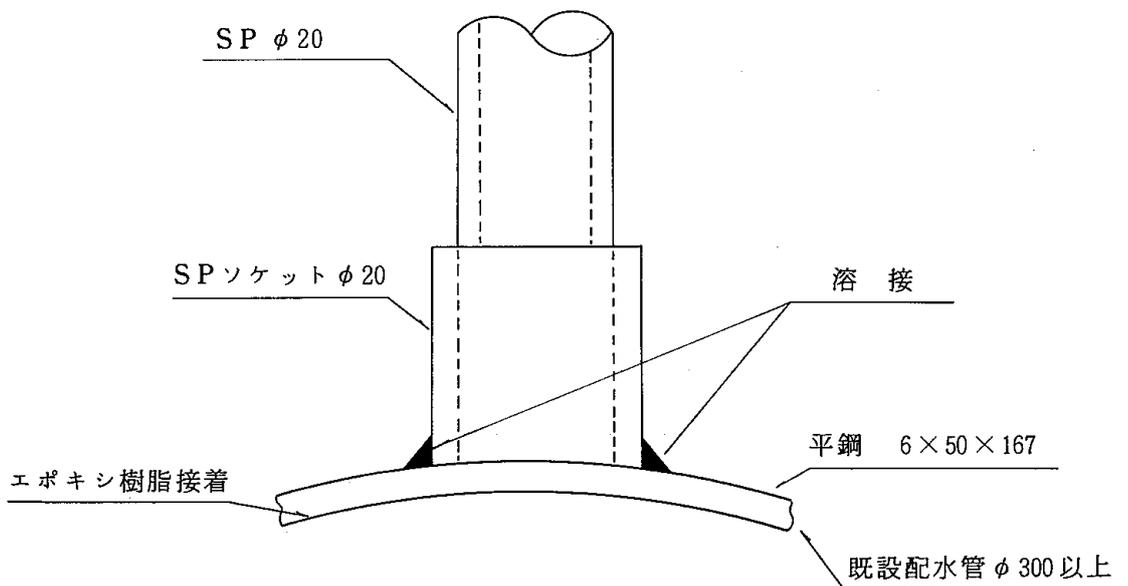
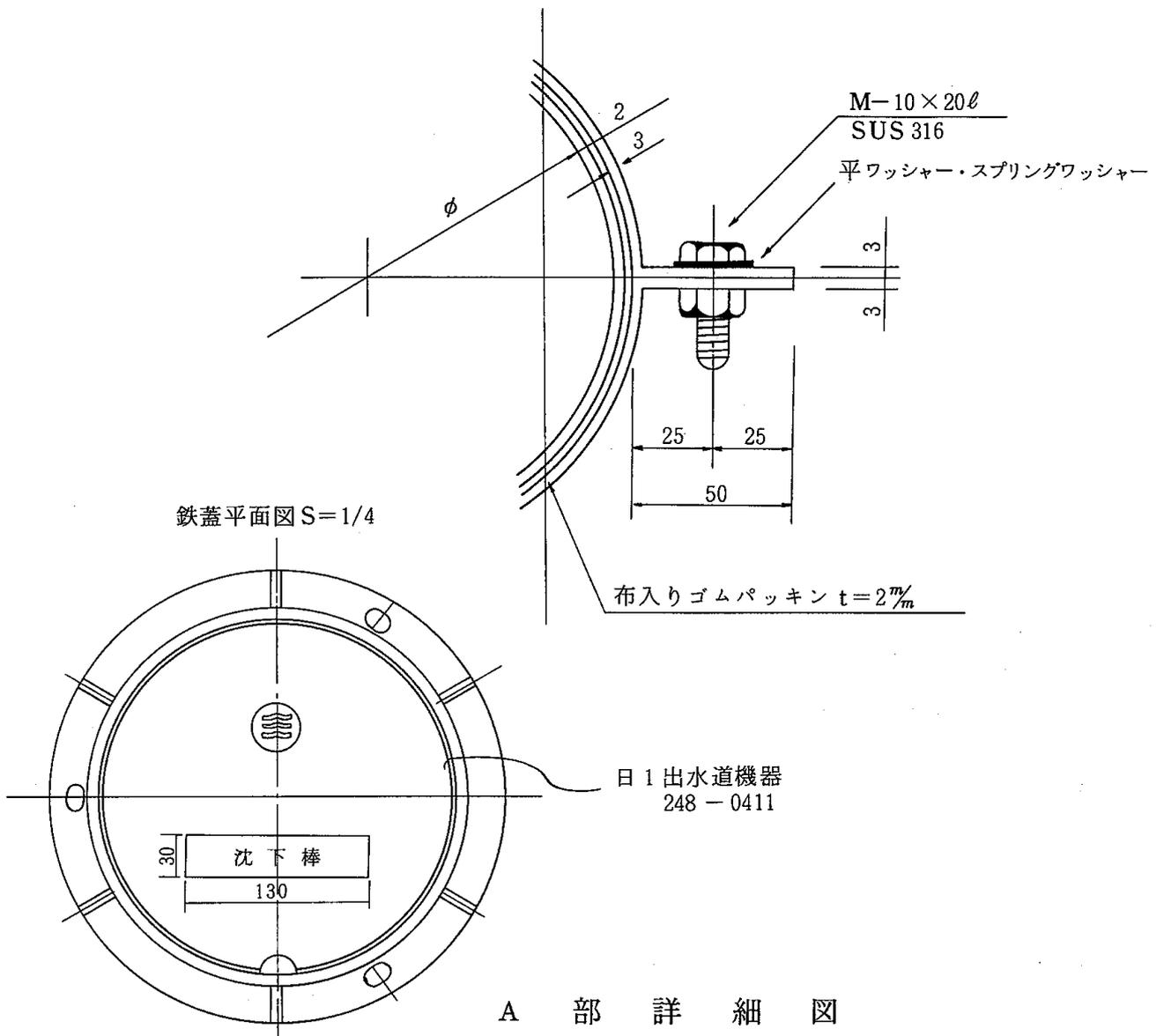


図-2

断面図 S = 1/10



A 部 詳 細 図 S = 1/2

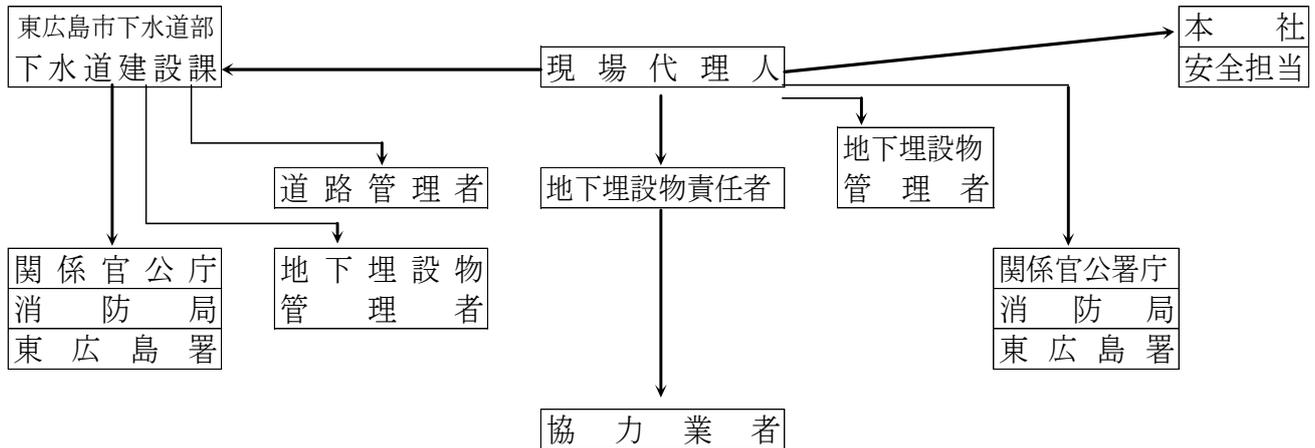


#### 4 事故対策

##### (1) 事故防止体制の確立

地下埋設物事故対策にあたっては、事前に事故防止体制を確立し、関係者と日頃から緊密な連絡が取れるようにしておかなければならない。

地下埋設物事故防止体制（参考）



下 請 業 者				緊急資材連絡業者	
会社名	工種	担当者	TEL	会社名	TEL
				水中ポンプ	
				クレーン類	
				土のう雑資材	
				水道関係	
				ガス関係	
				電気関係	

##### (2) 緊急連絡表の作成

緊急時においても連絡が取れるよう、連絡表を作成しておく。

## (3) 緊急時の資機材等の確保

事故発生時に備えて、下記の資材等を確保しておくこと。

- ① 土のう
- ② 砂・碎石
- ③ 掘削機械
- ④ 鋼材等（鋼矢板・支保材、滑り止め加工鉄板）
- ⑤ 水替ポンプ
- ⑥ 誘導員
- ⑦ バリケード、フェンス、安全ネット
- ⑧ 夜間照明燈
- ⑨ その他、必要と思われるもの

## (4) 事故発生時の措置

## ① 通報連絡

受注者は、工事の施工に関し建設業法を遵守することはもとより、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守等を心掛ける必要がある。

こうした中で、工事の施工に伴い不慮の事故が発生した場合には、どんな微細な事故であっても事故発生後直ちに、本市監督員に報告しなければならない。

万一事故が発生した場合には、別紙「災害、事故等が発生した場合における初動の基本的処理要領」（案）に従い、速やかに報告を行うなどの適切な処理を行わなければならない。

- 1) 地下埋設物管理者に事故状況を正確に通報する。

(例) 水道管破損事故の場合

- ア) 発生日時及び場所
- イ) 水漏れなどの程度
- ウ) 路面陥没の有無
- エ) 破損状況
- オ) 現場付近の状況

- 2) 二次災害が懸念される場合は、消防、警察に通報する。
- 3) 緊急連絡表に基づいて関係者に速やかに通報する。

## ② 応急措置

- 1) 一時的な交通止め及び誘導
- 2) 断水の呼びかけ
- 3) 現場関係者への周知
- 4) 応急措置報告書を直ちに市監督員に提出する。

③ 事故対策

- 1) 現場代理人、又は地下埋設物責任者は現場に到着した管理者に現況報告を行う。
- 2) 対策については、地下埋設物管理者の指示に従う。
- 3) 第三者の誘導及びバリケードの設置等を行う。

④ 復旧

- 1) 市監督員及び地下埋設物管理者と協議の上、速やかに復旧を行うこと。

⑤ 事故報告書

1) 内容と様式

受注者は原因を調査の上、事故発生報告書を作成し、直ちに市監督員に提出する。

2) 提出部数

必要部数

## 災害、事故等が発生した場合における初動の基本的処理要領 (案)

## 1 目的

この要領は、災害、事故等が発生し、又はその恐れがある場合における初動の適切な対応について、基本的事項を定める。

## 2 初動の対応

災害、事故等が発生した場合、受注者は、直ちにその状況を把握して監督職員へ報告し、必要に応じて応急対策を講じなければならない。

また、監督職員は状況に応じて市長、副市長、及び関係部長並びに議会及びその他の関係機関へ速やかに報告を行う。

## 3 対応フロー

別紙のとおり

## 4 速報の様式

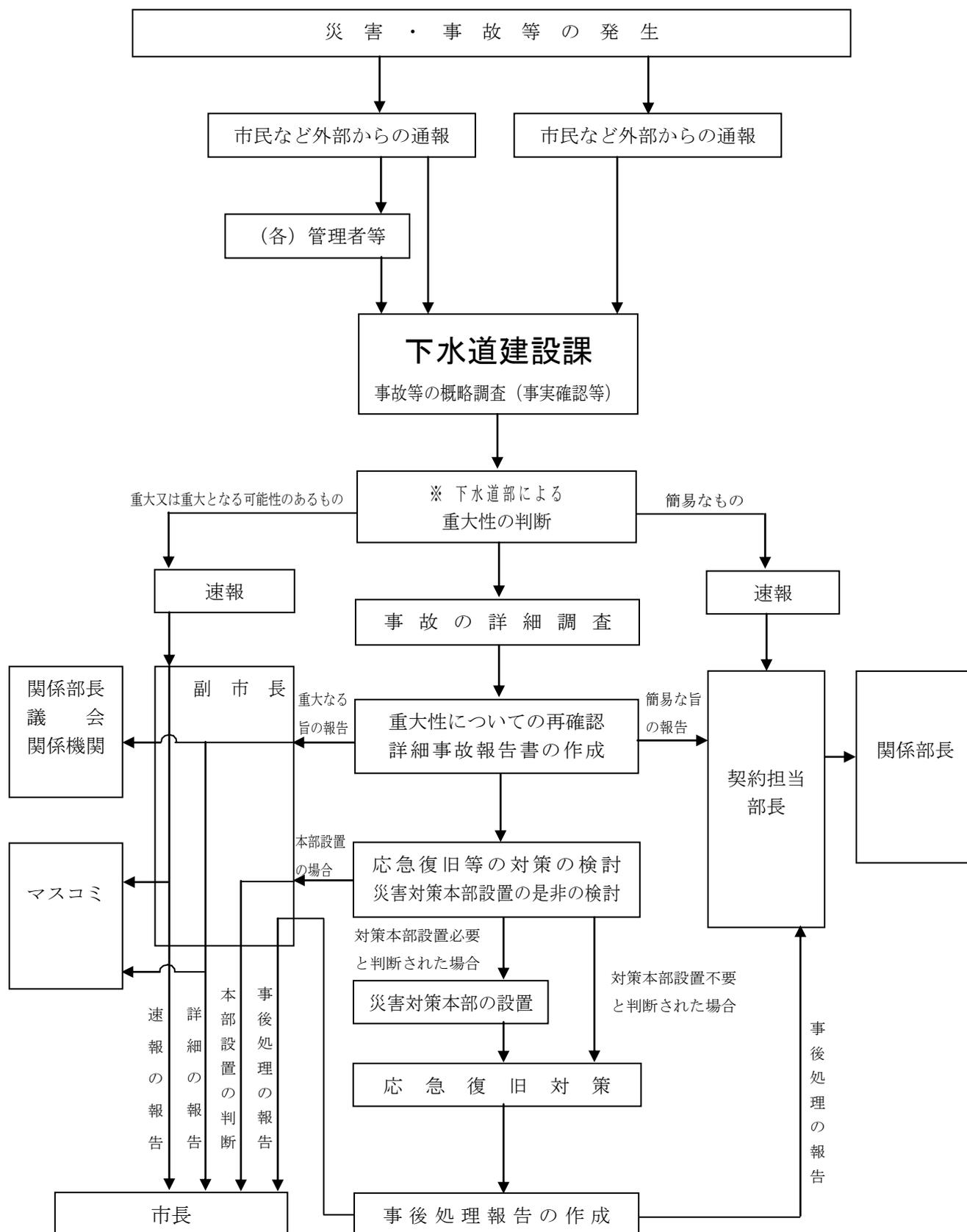
請負工事書式集 参照

## 5 報告時の留意事項

受注者は、緊急の場合は先ず電話（FAX）で第一報を行い、その後、書面により速やかに報告を行う。

また、休日・夜間についても、携帯電話により速やかに行う。

# 災害、事故等が発生した場合における初動の対応フロー (案)



## ※ 「重大性の判断」

例えば、次のいずれかに該当する場合など

- ① 死亡、重傷事故となった場合
- ② ライフラインなど市民生活に影響を及ぼす場合
- ③ 市民が不安を抱いたりトラブルが予想されるなど社会的影響が大きい場合
- ④ その他

## 5 各種地下埋設物防護方法

各種地下埋設物に近接して工事を行う場合は、道路法，市街地土木工事公衆災害防止対策要綱，労働安全衛生法，経済産業省令および各埋設関係企業者との協定等に基づき保安上の措置について定められた方法で防護を行い、工事中の損傷およびこれによる公衆災害を未然に防止するたえに万全を期さなければならない。

以下に各種埋設管の主な防護方法の一例を示す。

### (1) ガス防護図（参考）

- 1) つり防護図 図 5-1 参照
- 2) 受け防護図 図 5-2 参照
- 3) 受けはり 図 5-3 参照
- 4) 受け台および受け桁 図 5-4①～⑤参照

### (2) 水道管防護図（参考）

- 1) つり防護図 図 5-5 参照
- 2) 受け防護図 図 5-6 参照

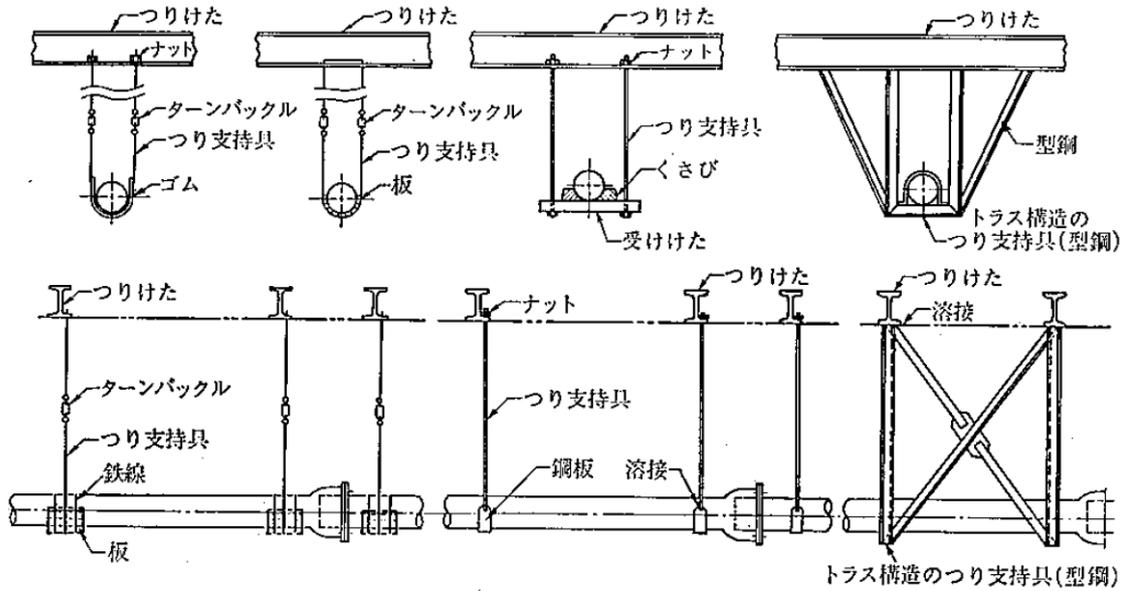
### (3) NTT 地中ケーブル防護工（参考）

- 1) つり防護図 図 5-7 参照
- 2) 受け防護図 図 5-8 参照

### (4) 電気地中ケーブル防護工（参考）

- 1) つり防護図 図 5-9 参照
- 2) 受け防護図 図 5-10 参照

(5) ガス防護図 (参考)



ナット ; 座金を入れるナットはダブルにすること  
 つりけた ; 専用の桁とすること  
 ゴム ; 必ずゴム板を巻くこと

図 5-1 つり防護図

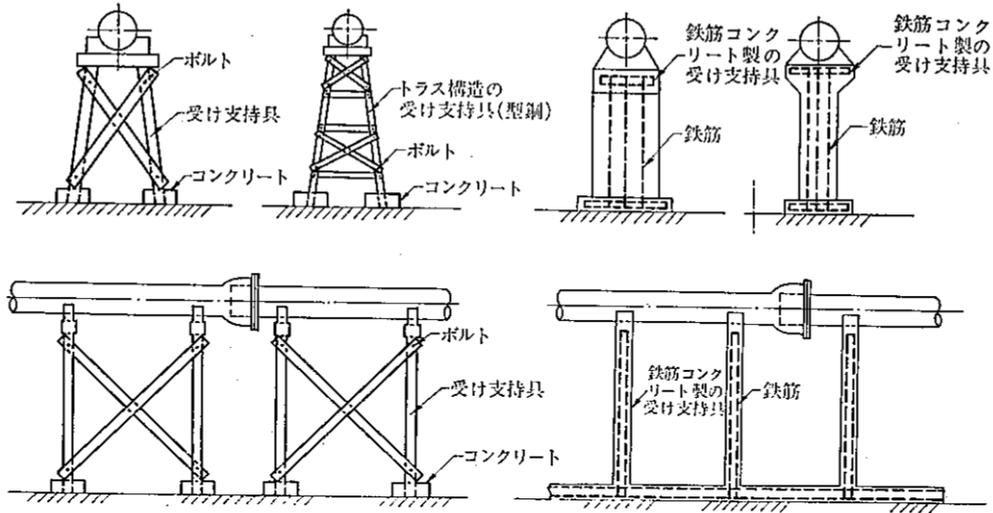


図 5-2 受け防護図

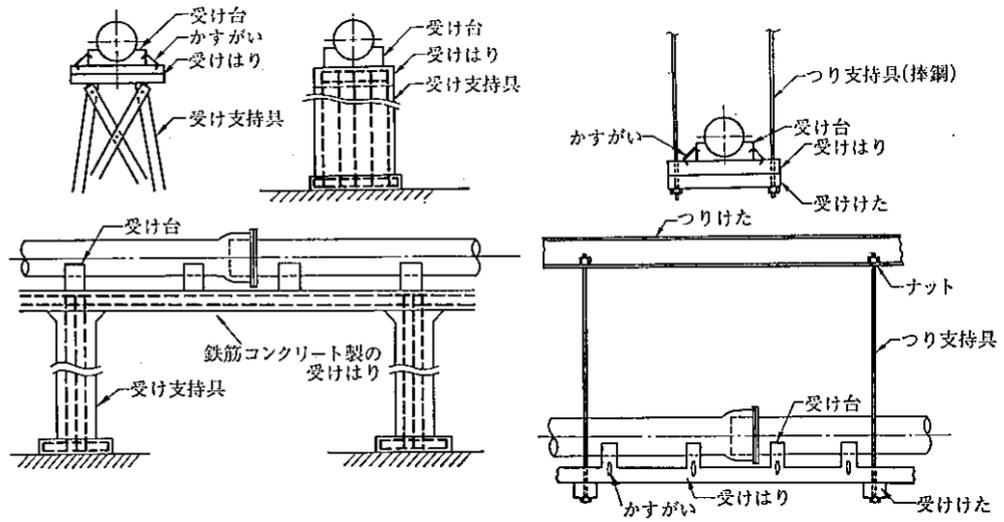


図 5-3 受けはり

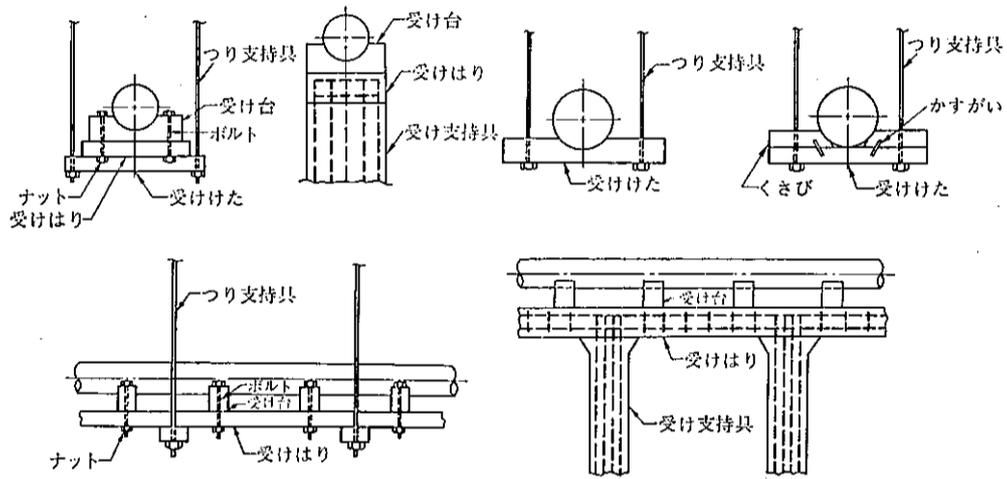


図 5-4 受け台および受け桁①

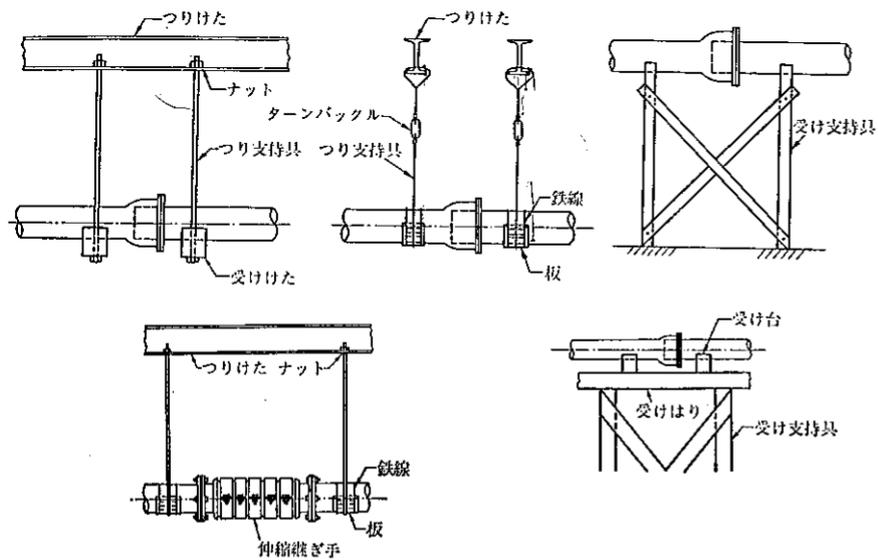


図 5-4 受け台および受け桁②

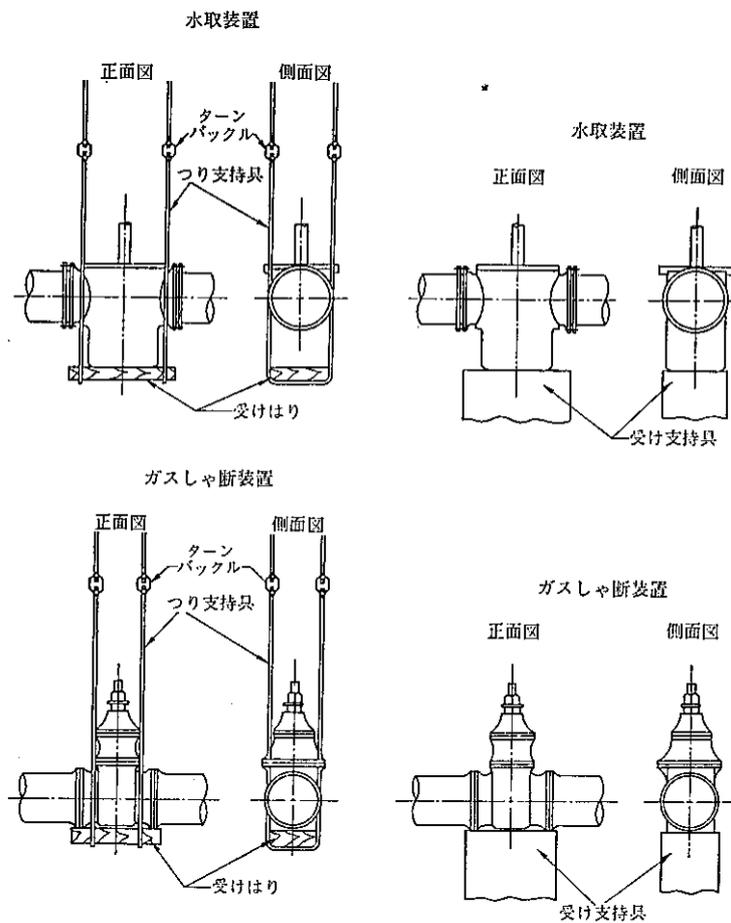


図 5-4 受け台および受け桁③

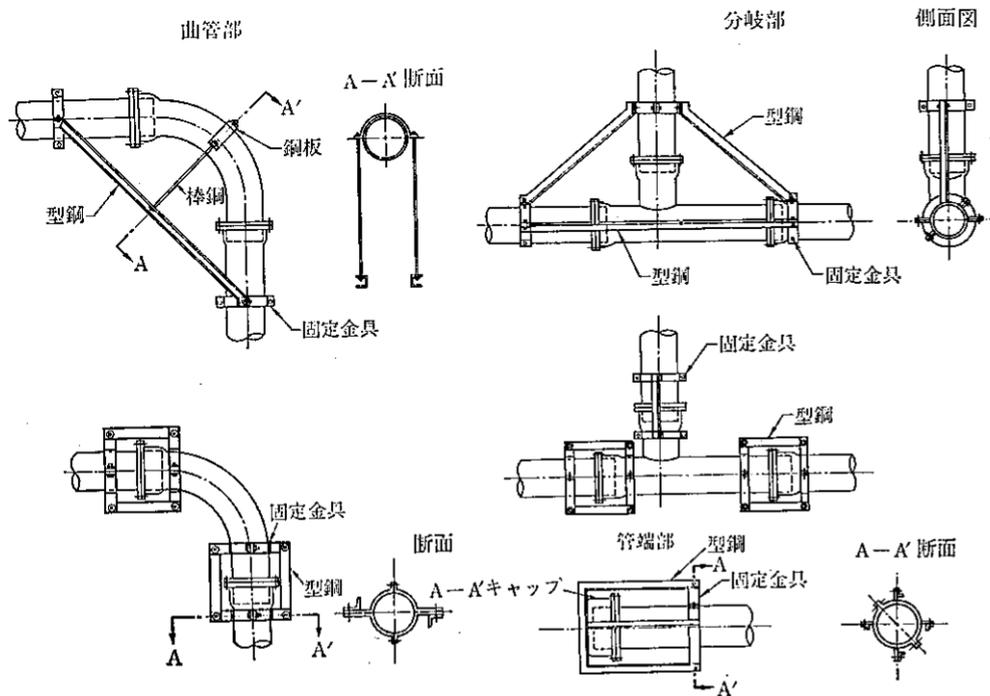


図 5-4 受け台および受け桁④

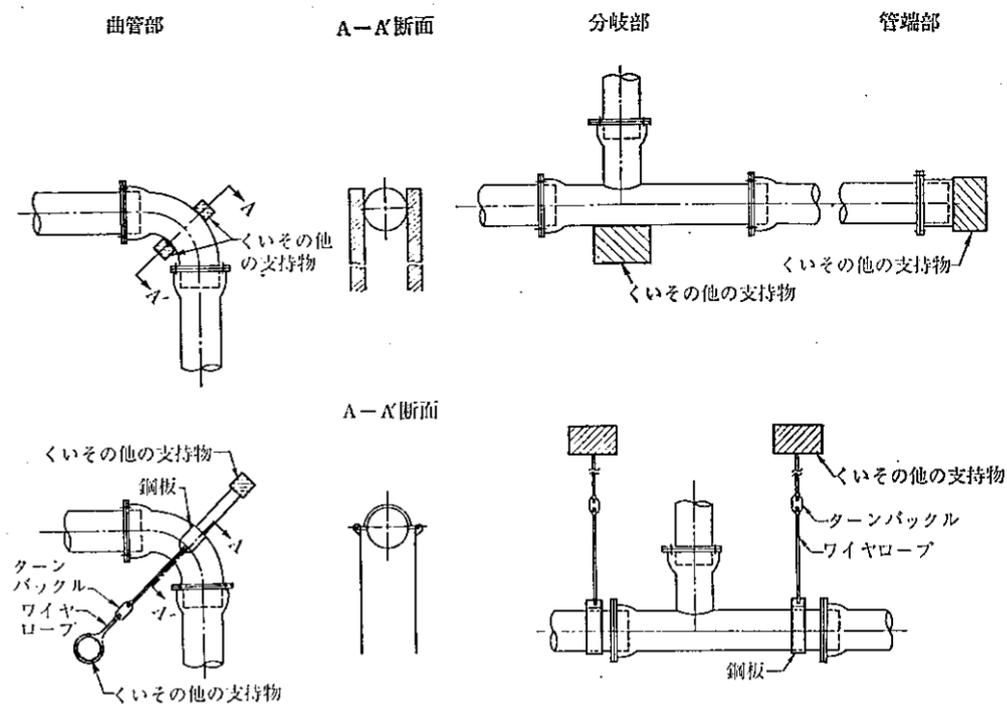


図 5-4 受け台および受け桁⑤

(6) 水道管防護図 (参考)

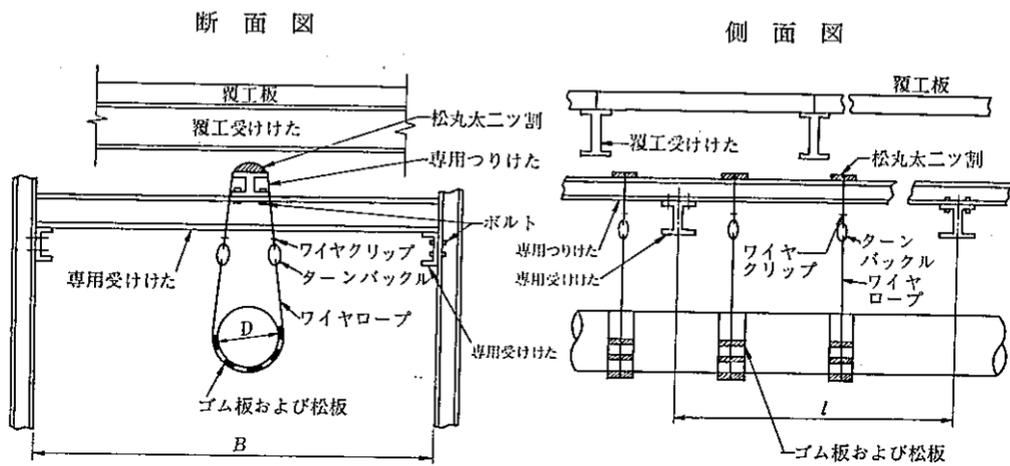


図 5-5 つり防護図①

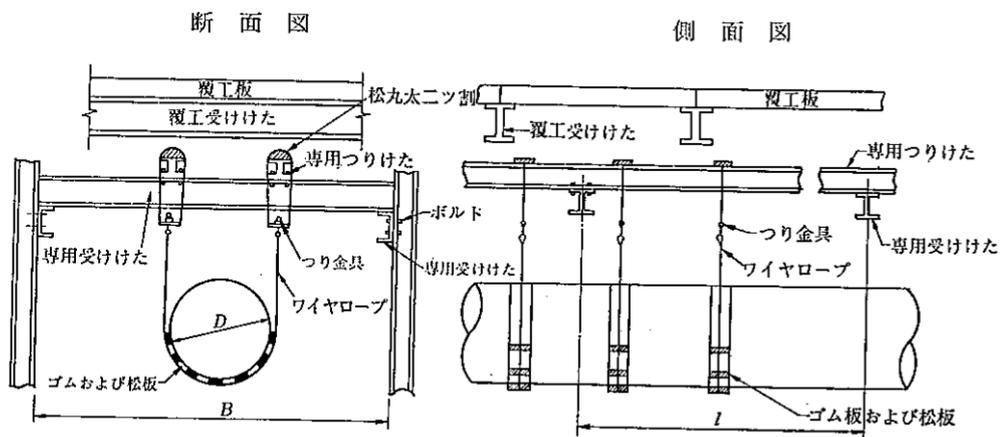


図 5-5 つり防護図②

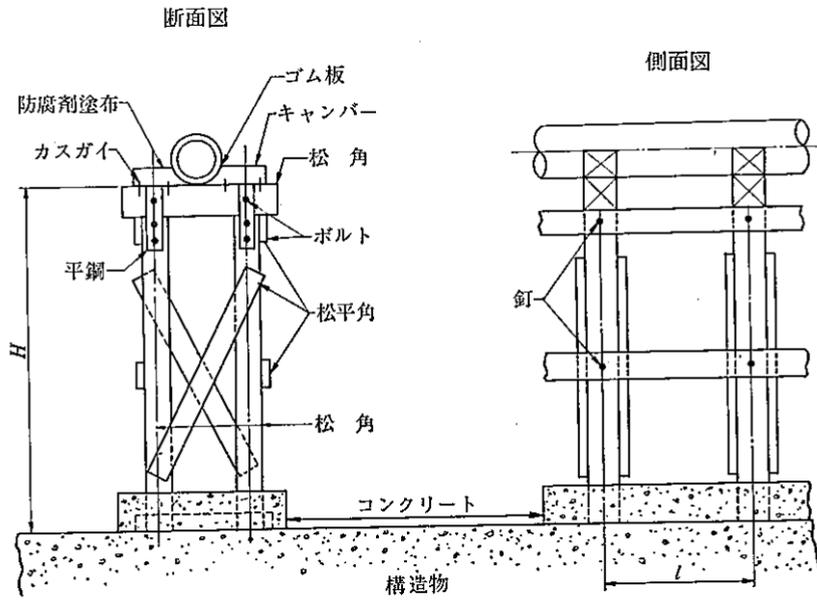


図 5-6 受け防護図

(7) NTT 地中ケーブル防護工 (参考)

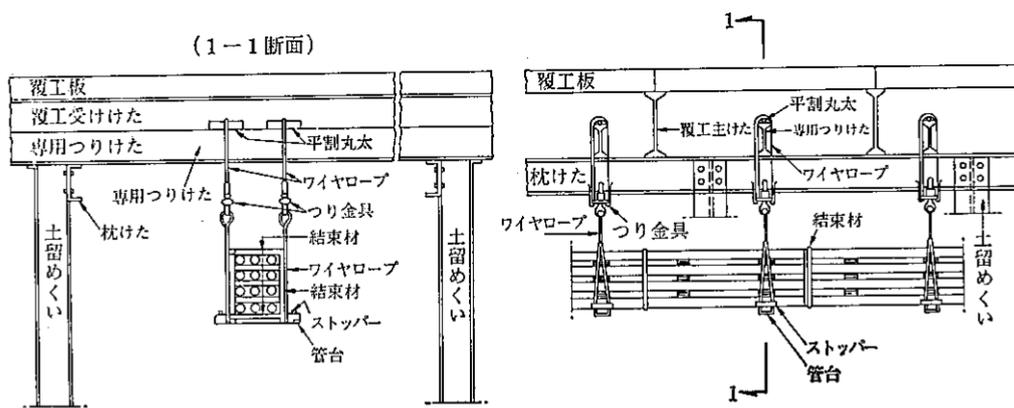


図 5-7 つり防護図

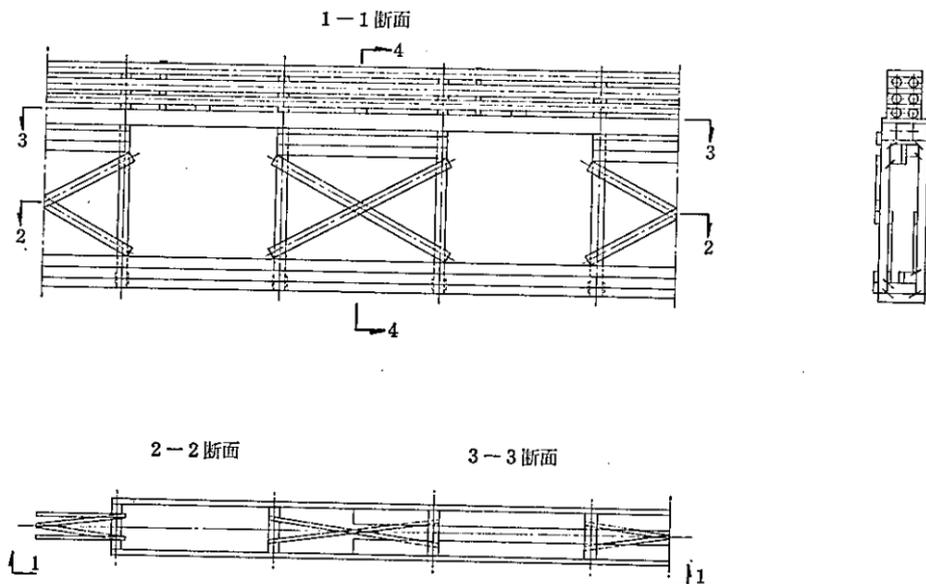


図 5-8 受け防護図

(8) 電気地中ケーブル (参考)

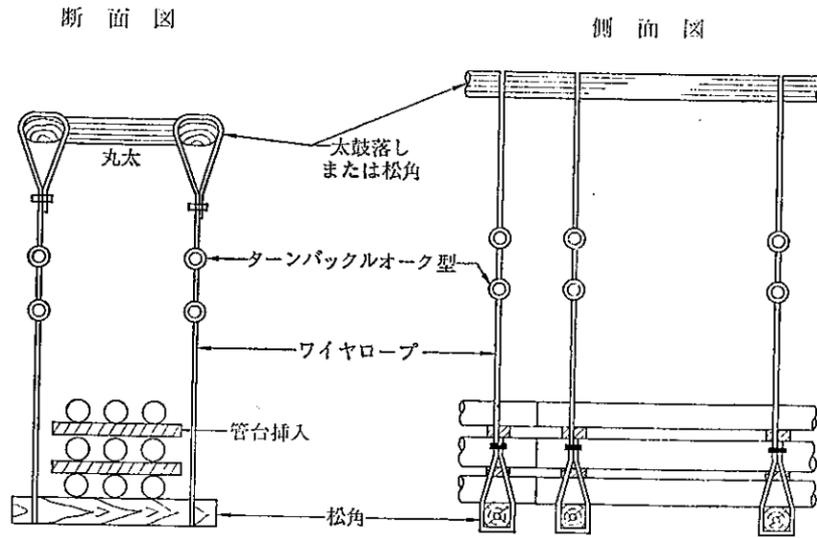


図 5-9 つり防護図

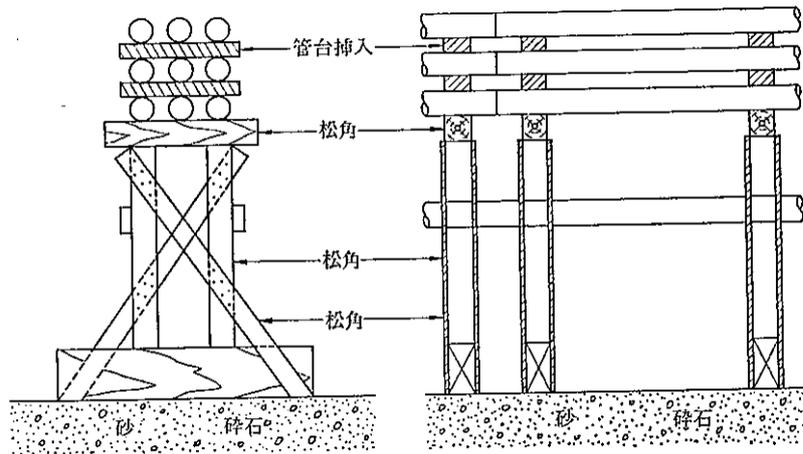


図 5-10 受け防護図

## VIII-2 土砂崩壊事故防止対策

### 1 土砂崩壊現象と原因

土砂崩壊は言うまでもなく、掘削の深さが地山の自立高以上になったとき、掘山全体がすべり面に沿って崩れ落ちる現象であり、一般にはこれを防止するのが土留めの役割である。

土留めはこの他に、肌落ち防止や地表物の落下防止等の目的・機能もある。

### 2 土砂崩壊の各種特徴

#### ① 土砂崩壊の特徴

- 1) 崩れること自体は、掘削に伴う自然要因（重力、内部摩擦角、粘着力、掘削後の時間）による。
- 2) 掘削底面付近から掘山全体が崩れる。
- 3) 土留めなしで深掘すれば、必ず崩壊が起こる。
- 4) 掘削中、後を問わず、突然崩壊が起こることが多い。

#### ② 認識的特長

- 1) 開削下水道工事は、作業工程の大半が土砂崩壊の恐れの中での施工となる。
- 2) どの深さでいつ崩れるか不祥である。
- 3) 安全確保は『この掘削深さなら、まず崩れないであろう』という経験に基づいた予測の中で行われている。
- 4) 安全側の予測をしているが、予測には不測の事態も含めなければならないことは忘れられがちである。

#### ③ 災害的特長

- 1) 掘山（掘削溝）に人がいれば、その人数だけ被災する恐れが高い。

#### ④ 体験談の特徴

- 1) 『崩れるとは思えなかったが・・・、山が来るとは思わなかった・・・』

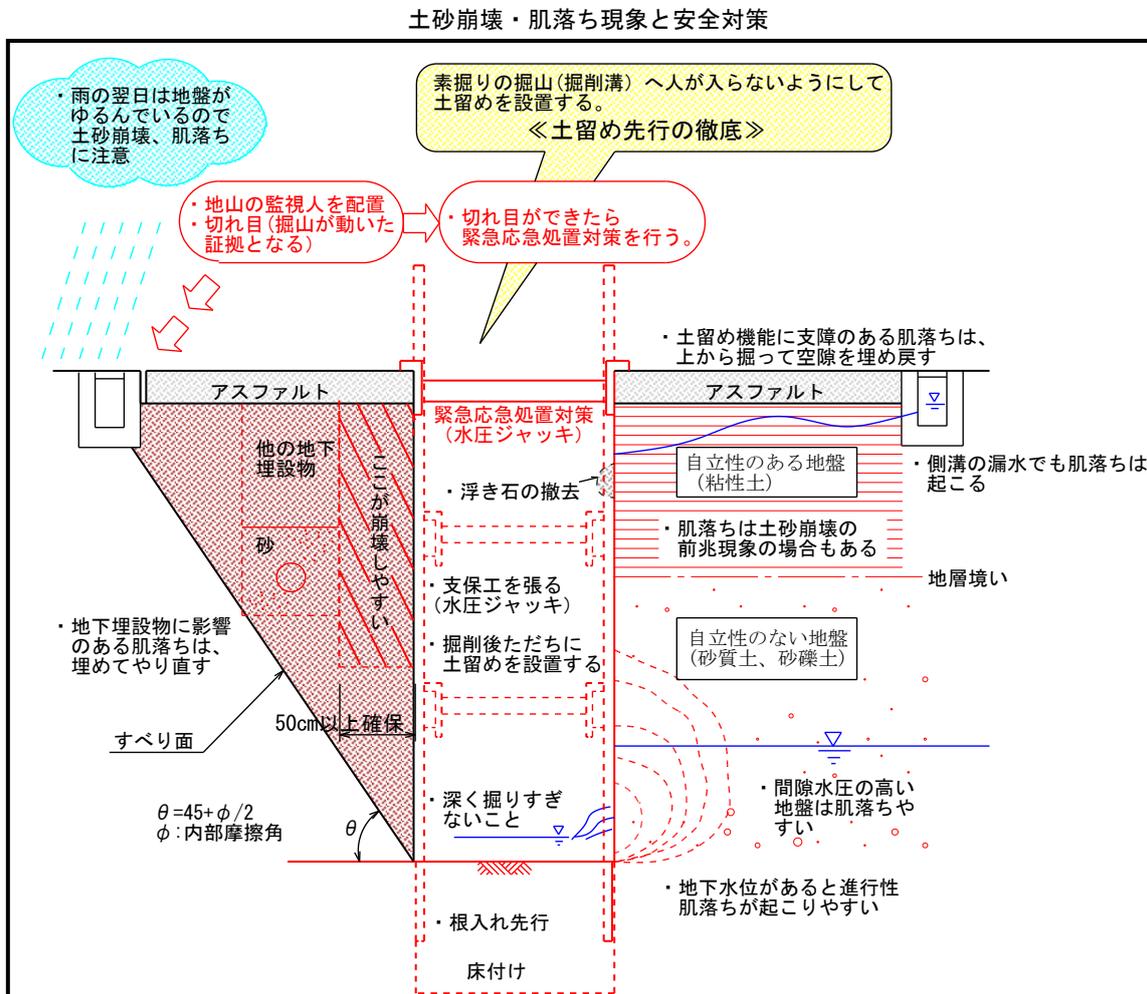
### 3 現場での注意事項

#### ① 安全の視点

- 1) 掘削段階では自立しているが、ある程度時間が経過すると、突然崩れることがある。
- 2) 土砂崩壊への経過時間は現場状況のみならず、特有の土質特性により異なる。
- 3) 自立状態から土砂崩壊までの経過時間を利用して、土留め等を行うことがある（過度な深掘りなど、掘削の結果としてこのような状況になる）。
- 4) 雨の翌日は特に地盤が緩んでいるため、土砂崩壊が起こりやすい。

#### 4 土砂崩壊防止と予防方法

土砂崩壊の前兆現象、土砂崩壊と予防方法、安全確保の具体策について次に示す。



- ① 目視観測できる土砂崩壊の前兆現象を見逃さない
  - 1) 舗装道路では掘山(掘削溝)に変動があれば、舗装と側溝等との接点の切れ目が発生、あるいは開く等の現象が発生するためこれに注意(観測)する。
  - 2) 肌落ちが発生する。
- ② 予防方策
  - 1) 土質や含水比を見極め、深掘りは決して行わない
  - 2) 素掘り後、すばやく土留めを行う
  - 3) 舗装面に①1)の症状が見られたら、緊急応急処置として掘山(掘削溝)の舗装盤へ、水圧ジャッキをかける。
  - 4) 支保工は水圧ジャッキを使用し圧をかける。

- 5) 過去の経験による判断は一切排除し、目の前の掘山（掘削溝）に適した土留め設置に努める。

### ③ 安全確保の具体策

- 1) 素掘りの掘山（掘削溝）へ人が入らないようにして土留を設置する。

#### ※ 土留め先行の徹底 ※

- 2) すばやく土留めを設置する。  
 3) あらかじめ、掘山（掘削溝）から逃げる方向手段を決めておく。  
 4) 逃げ出す方向には物を置かない。  
 5) 掘山（掘削溝）を観測する監視人を配置する。  
 6) 肌落ちが連続して発生する等緊急事態の場合、緊急応急処置としてバックホウのバケットを崩壊面へ押さえつけ崩壊を少しでも遅らせる。また、人が埋まらない空間を確保する。

## 5 土砂崩壊の種別分類（参考）

土砂崩壊の種別分類を参考として次に示す。



## 6 推奨される土留め先行工法

本市下水道工事において推奨される土留め先行工法および土留め引抜きについて次頁に示す。

- 軽量鋼矢板・建込の流れ（推奨）
- 建込簡易土留の流れ 1/2（推奨）：縦梁プレート方式
- 建込簡易土留の流れ 2/2（推奨）：スライドレール方式
- 土留め引抜き機械の注意事項

## 7 必要な作業主任者

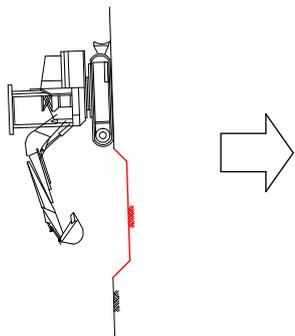
作業内容	作業主任者名	必要な資格	作業主任者の管理を必要とする業務内容	根拠法令
地山の掘削作業	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了者	掘削面の高さが 2m以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く）の作業（採石の作業を除く）ただし、当市では、1.5m以上となる場合にも作業主任者を選任することとしている。 ※1	安衛則 359 条、 360 条
土止め支保工の取付け取はずし作業			土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業	安衛則 374 条、 375 条

※1 『土止め先行工法に関する指針とその解説 建設業労働災害防止協会』参照



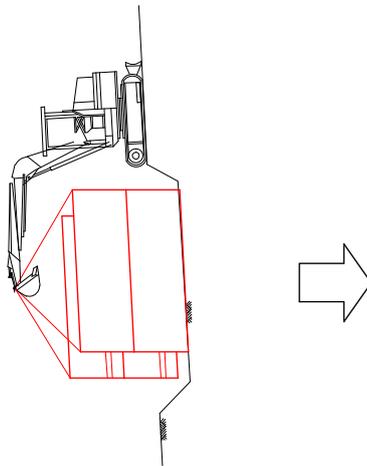
縦梁プレート方式  
**建込簡易土留の流れ1/2 (推奨)**

建込簡易土留めに先立ち行う溝掘り



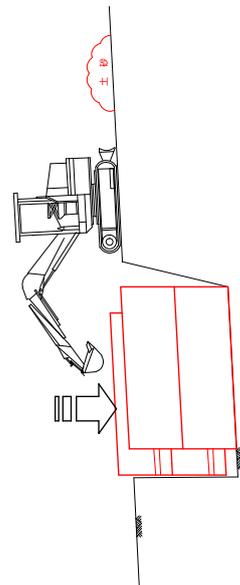
パネルを建込む (1/2)

・縦梁プレート4枚に切戻し体を取付、高さ3m、長さ3mの部材を余量り上に吊り込む。(下段縦梁にエッジを取付ける)



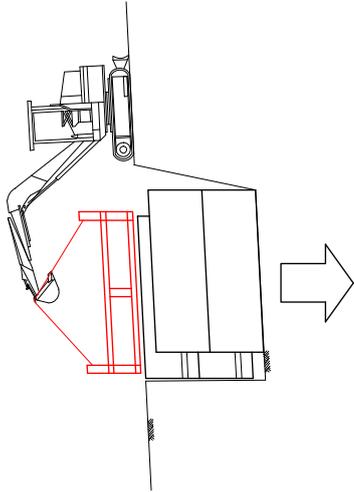
パネルを建込む (2/2)

・パネル内側の掘削を行わないながら、地表面下まで押し込む



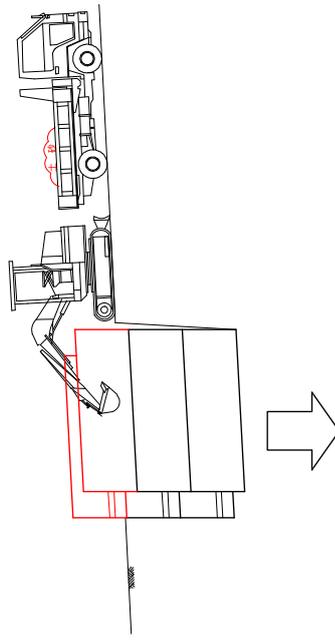
切梁を継足す

・地表面下に押し込まれたプレートを掘削方向左右に搬足し、切梁を取り付ける。

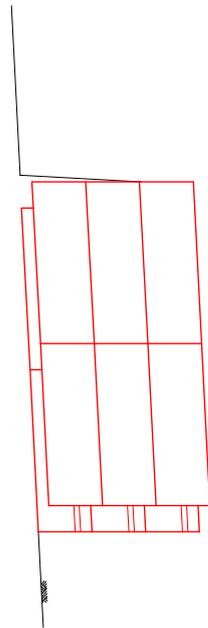


所定掘削深まで掘削

・再びプレート内側を掘削し、プレートを押し込む。



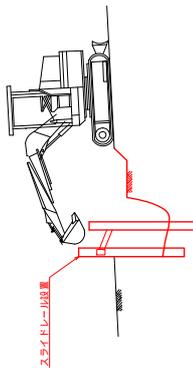
～ を繰り返す。



スライドレール方式  
**建込簡易土留の流れ2/2 (推奨)**

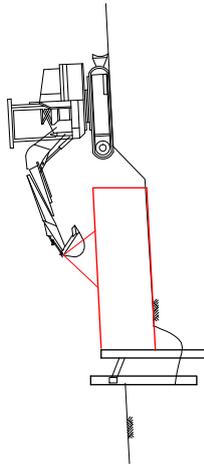
建込簡易土留めに先立ち行う溝掘り

・溝掘りを行い、スライドレール2本に切盛材を取り付けバックホウで掘り込む。  
 スライドレールが直立したら垂直と掘削方向に対する方向性の確認を行う。



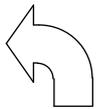
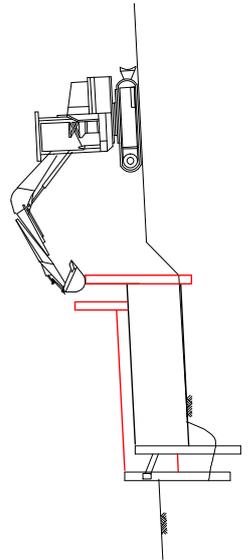
パネルを建込む (1/2)

・スライドレールの方向が定まったら、掘進方向に左右にエッジ付パネルを建込む。



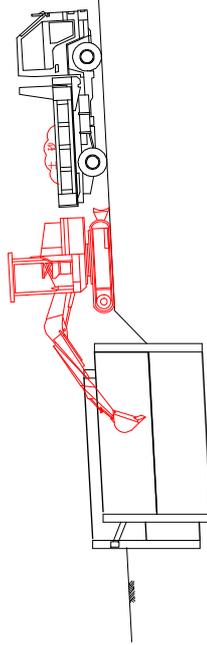
パネルを建込む (2/2)

・スライドレールの方向が定まったら、掘進方向に左右にエッジ付パネルを建込む。



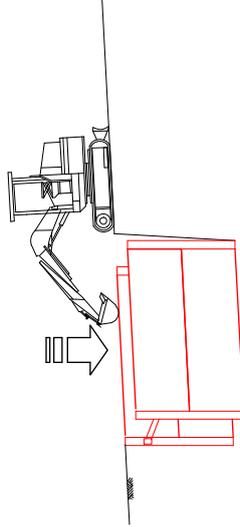
パネル内側を掘削

・左右パネルを押し込み、次に左右前後のスライドレールを交互に押し込む。  
 このときスライドレールに掘削付けられた切盛の傾斜角度は、5°以上に  
 ならないように注意する。

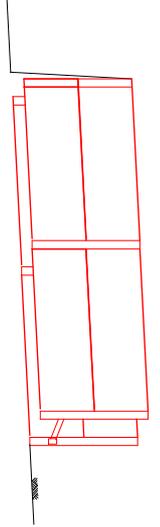


所定掘削深まで掘削

・エッジ付パネルが地面直下に押し込まれながら、パネルを掘進方向左右に  
 挿入、所定掘削深まで掘削、挿込みを繰り返す。



～ を繰り返す。

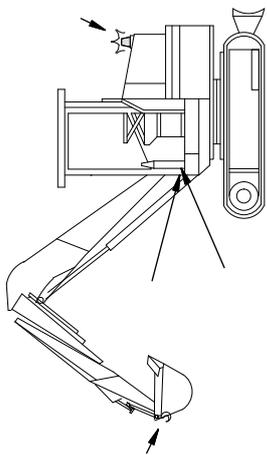


## 土留め引抜き機械の注意事項

### 【クレーン機能付バックホウについて】

『クレーン機能を備えた車両系建設機械』が移動式クレーンとして取扱われることになった。  
(平成12年2月28日付 労働省労働基準局事務連絡)

3t未満の移動式クレーンとして使用する。  
車両系建設機械構造規格及び移動式クレーン構造規格の両方が適用される。  
特定自主検査と移動式クレーンの定期自主検査の両方が必要。



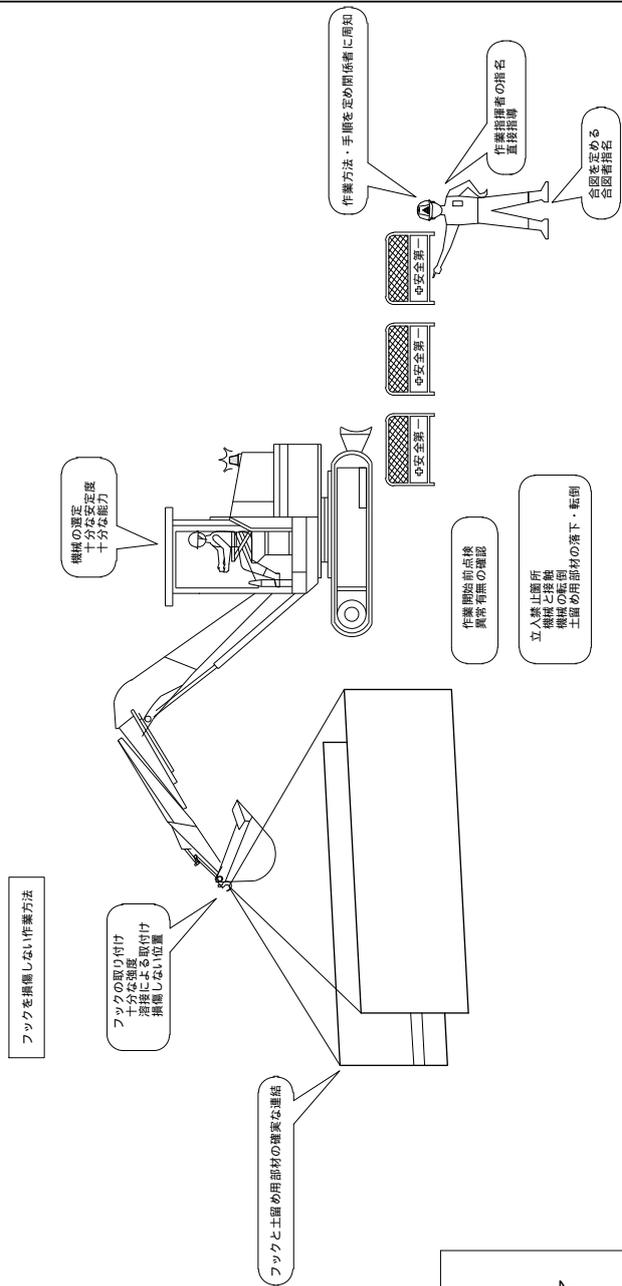
- 外部表示灯（橙色）：  
クレーンモードに入れた時に点灯する。
- 格納式フック：  
取り外しできないフックとする。  
JCA規格に適合した過負荷制限装置を装備していること、表示  
(定格荷重銘板、規格に適合していることを示す銘板、定額荷重表等)  
荷重計および水準器；  
クレーン作業時の荷重計および水平度を確認する。

### 【主たる用途以外の使用（土留め支保工の組立・解体作業）の制限】

主たる用途以外の使用の制限（安衛則164条）  
地山掘削の作業に伴う土留め支保工の組立て・解体作業時に、掘削した機械を用いて土留め支保工の部材の打ち込み・引き抜きの作業ができるのは、次の2点を満たす場合である。

労働者に危険を及ぼす恐れがない時

安全確保措置として、下図の事項すべての措置ができている場合



### 必要な資格等

クレーン作業：『小型移動式クレーン運転技能講習』の修了  
(移動式クレーン運転士免許でも可)  
掘削作業：『車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）運転技能講習』の修了  
玉掛け作業

つり上げ荷重	特別教育修了者	玉掛け技能講習修了者
1t未満		
1t以上	x	

## Ⅸ 完成図作成

# 目 次

<b>1 完成図面作成</b> .....	<b>IX- 1</b>
(1) 設計図面データを受注者へ提出.....	IX- 1
(2) 作成手順.....	IX- 1
(3) 図面タイトル等.....	IX- 1
(4) 平面図.....	IX- 3
(5) 横断図.....	IX- 6
(6) データの測定方法.....	IX- 6
(7) 完成図に追記すべきこと.....	IX- 9
(8) 取付管作成.....	IX- 9
<b>2 市担当者が行うべきチェック等</b> .....	<b>IX-13</b>
(1) 完成平面図.....	IX-13
(2) 添付図面等.....	IX-13

## 1 完成図面作成

(1) 設計図面データを受注者へ提出（市担当者対応）

(2) 作成手順

① 図面タイトル・位置図・凡例・断面図等を記入する。完成図の例を、別途示していますので参考にして下さい。

②チェックが済んだ後、データを保存したCDを納品して下さい。（縮小図面：1部（A-3）、データ）

(3) 図面タイトル等

① 工事名・工期等

下記要領で記入する。

平成20年度 東広島市公共下水道事業 ○号汚水幹線建設工事（東20-1）				←工事名	
種別	完成図	縮尺	1:500 1:100		
工事箇所	東広島市西条町大字田口		図 番	No 1	計 1
路線番号	5094 -1				
東広島市下水道部下水道建設課					
工 期	自	平成20年5月1日		←契約工期	
		至 平成20年9月30日			
施 工	○×建設株				

② 位置図

施工か所を○で囲み記入する。（縮尺 1/5000～1/10000 程度）

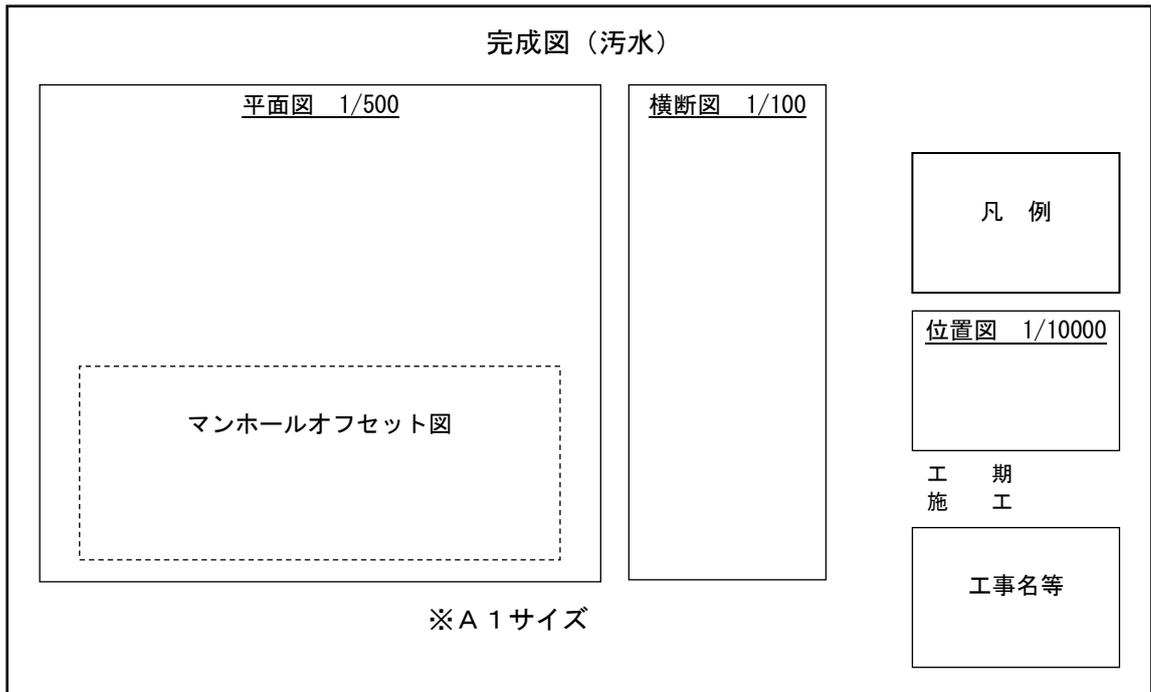
③ 凡例

凡 例	
←	汚 水 実 施
←	汚 水 既 設
←	汚 水 計 画
←	雨 水 実 施
← +	雨 水 既 設
← ++	雨 水 計 画
← (P)	圧 送 管
○ ●	副 管
○ ●	内 副 管
●	汚 水 樹
▲	污水管キャップ止め
( W )	水 道 管
( G )	ガ ス 管
( N )	N T T ケ ー ブ ル
( E )	中 電 ケ ー ブ ル
◎	橋 田 組 立 マ ン ホ ー ル
●	1 号 マ ン ホ ー ル
○	2 号 マ ン ホ ー ル
◎	3 号 マ ン ホ ー ル
△	特 0 号 組 立 マ ン ホ ー ル
●	0 号 組 立 マ ン ホ ー ル
◎	1 号 組 立 マ ン ホ ー ル
◎	2 号 組 立 マ ン ホ ー ル
◎	3 号 組 立 マ ン ホ ー ル
⊗	小 型 マ ン ホ ー ル
∇	小 型 マ ン ホ ー ル ( 塩 ビ 製 )
⊗	特 殊 マ ン ホ ー ル
( )	参 考 表 示

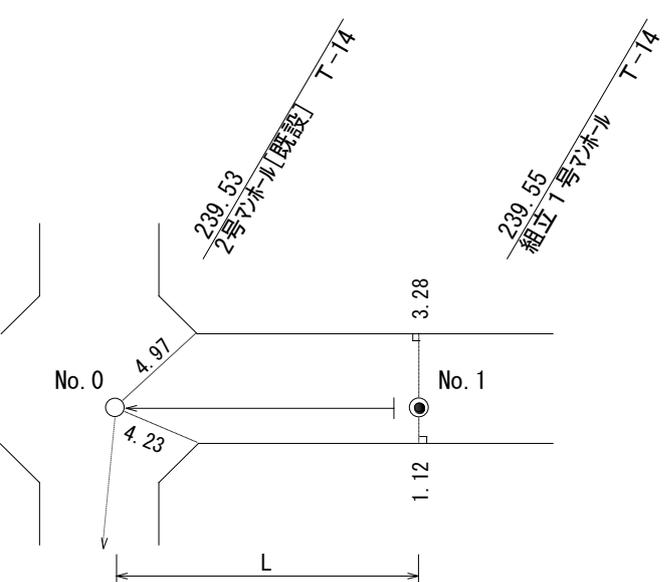
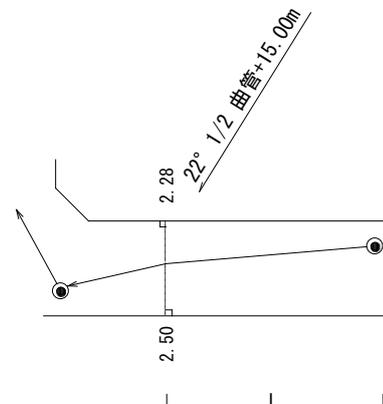
④ タイトル

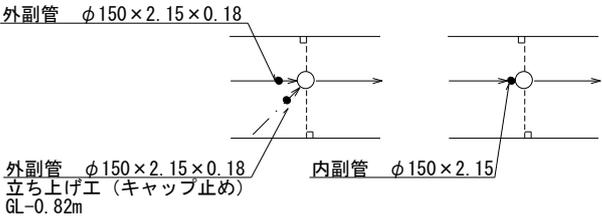
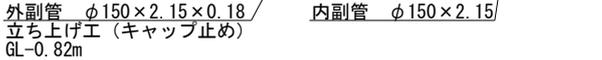
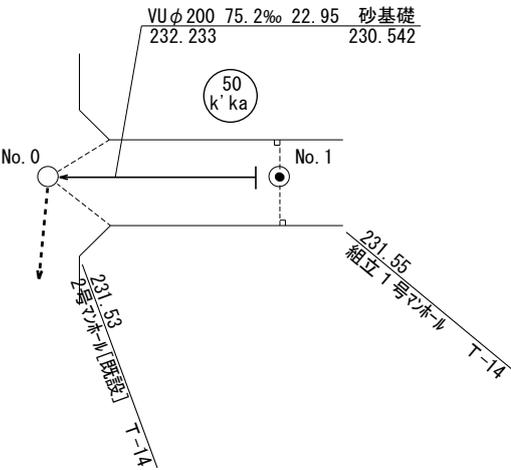
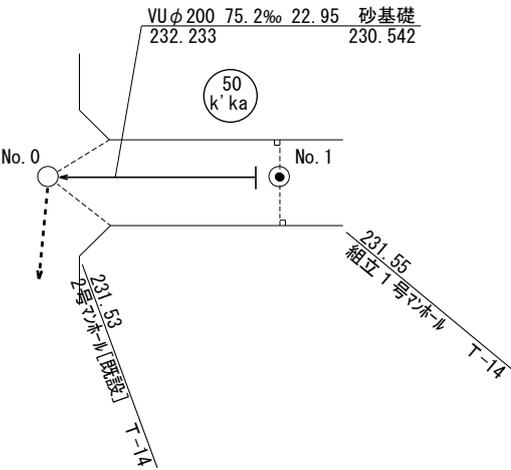
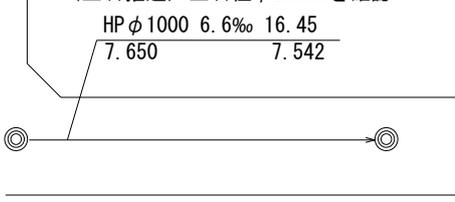
完成図と表示し、右横に汚水と書く。

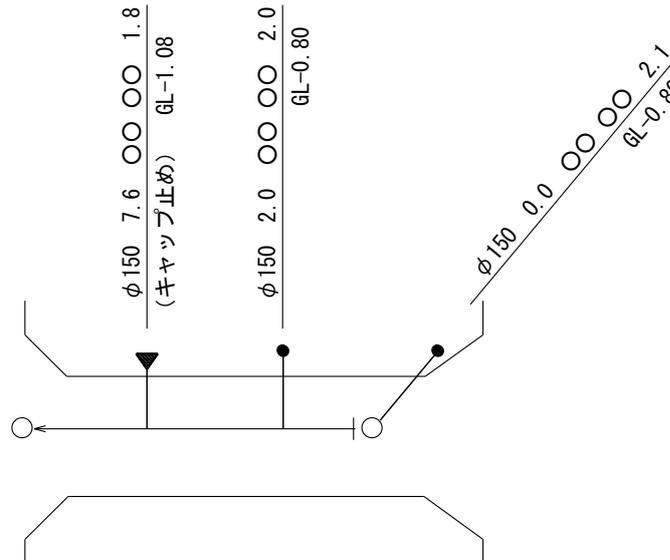
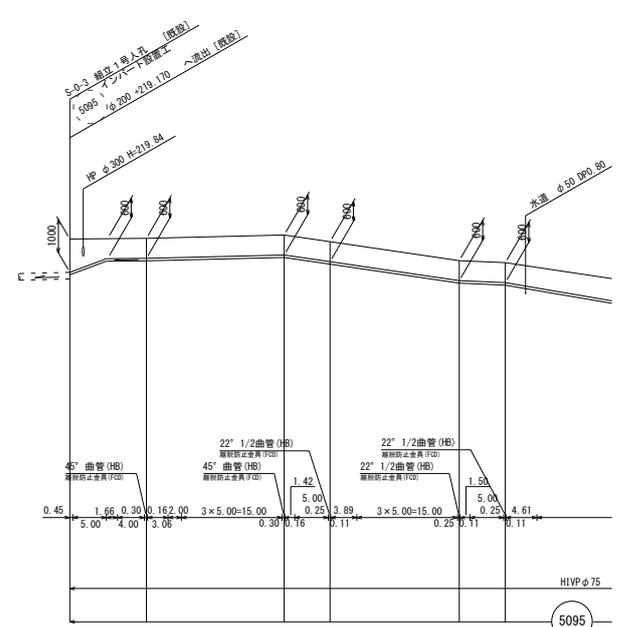
⑤ 配置



(4) 平面図

項目	記入方法	記入例
①タイトル	◇図面上の中央に記入する。	<p style="text-align: center;">平面図 1/500</p>
②マンホール	◇計測されたオフセットと管渠の区間距離をもとに記入する。	
③オフセット	◇オフセットラインとオフセット値を記入する。 ◇単位はmで小数第2位まで。	
④マンホール番号	◇設計図とできるだけ同じ番号をシンボルの横に記入する。	
⑤地盤高	◇マンホールに向けた線の上側に記入する。単位はmで小数第2位まで。	
⑥マンホール種別、マンホール蓋種別	◇マンホールに向けた線の下側に記入する。 ◇特殊マンホールは外形寸法と内径寸法をカッコ書きで記入し、別途構造図を作成する。	
⑦既設マンホール、マンホール蓋種別	◇工事において接続した既設マンホールを記入し、線の下側に記入する。	
⑧起点マンホール	◇起点マークを記入する。	
⑨曲管	◇工事において布設した曲管を記入し、片矢印で○ ○曲管と記入する。 ◇上流のマンホールから距離を記入する。	

項目	記入方法	記入例						
⑩副管	◇管渠ライン上のマンホールシンボルの隣に黒丸で記入する。	<p>外(内)副管 φ管径×延長×奥行</p> <p>外副管 内副管</p> 						
⑪副管データ	◇管径：mm ◇延長：mで小数第2位まで ◇奥行：mで小数第2位まで ◇内副管の場合の奥行は無記入							
⑫管ライン	◇マンホールとマンホールを結ぶラインを引き下流方向へ矢印をつける。	<p>記入形式</p> <p>管種 管径 勾配 区間距離 基礎 管底高</p> 						
⑬管データ	◇管ラインと平行に記入し、下流側に下流管底高、上流側に上流管底高を記入する。 ◇管種 ◇管径：mm ◇区間距離：mで小数第2位まで ◇勾配：‰で小数第1位まで(小数第2位を四捨五入) ◇管底高：mで小数第3位まで ◇路線番号を記入する。							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1225 676 1308">補足事項</th> <th data-bbox="676 1225 1031 1308">記入方法</th> <th data-bbox="1031 1225 1401 1308">記入例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1308 676 1572">①サヤ管</td> <td data-bbox="676 1308 1031 1572">               ◇管種管径のあとにかっこ書きで記入する。                ◇サヤ管がスパンの一部の場合、引出線でサヤ管の起終点と延長を記入する。(水路横断工など)             </td> <td data-bbox="1031 1308 1401 1572">               VUφ250 (HPφ1000)             </td> </tr> </tbody> </table>	補足事項	記入方法	記入例	①サヤ管	◇管種管径のあとにかっこ書きで記入する。 ◇サヤ管がスパンの一部の場合、引出線でサヤ管の起終点と延長を記入する。(水路横断工など)	VUφ250 (HPφ1000)	
補足事項	記入方法	記入例						
①サヤ管	◇管種管径のあとにかっこ書きで記入する。 ◇サヤ管がスパンの一部の場合、引出線でサヤ管の起終点と延長を記入する。(水路横断工など)	VUφ250 (HPφ1000)						
⑭工法	◇開削工法以外の工法(推進工法等)を用いた場合は、管データの隣に詳しく明記しておく。	<p>(玉石推進) 玉石径φ200mmを確認</p> <p>HPφ1000 6.6‰ 16.45</p> <p>7.650 7.542</p> 						

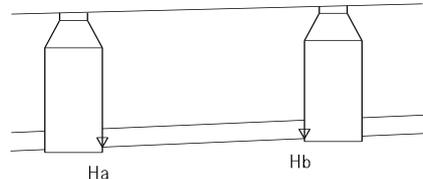
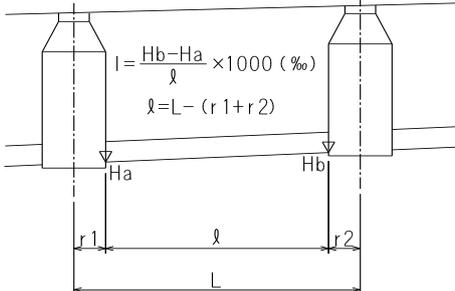
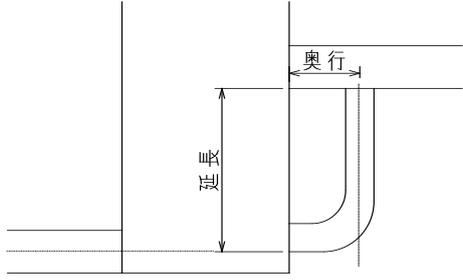
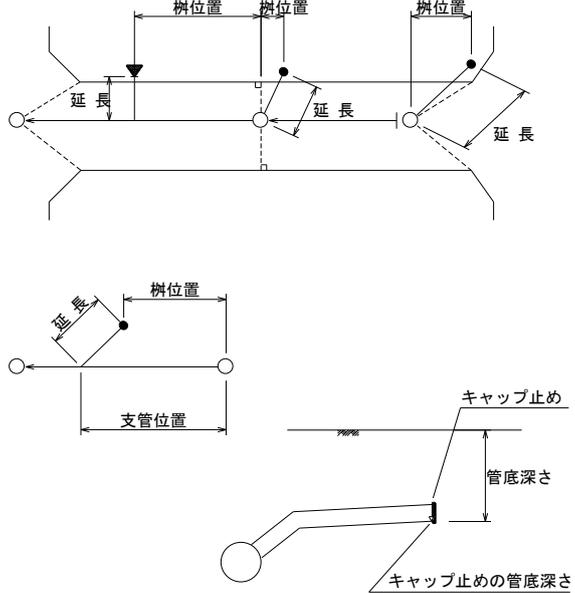
項目	記入方法	記入例
⑮仮接続	◇上下流管底高の間に <仮接続>と記入する。	$\frac{VU \phi 250 \quad 4.32}{7.650 \text{ <仮接続> } 7.542}$
⑯取付管	◇取付管の延長、榫（キャップ止め）位置、支管位置をもとに管渠ラインに取付管と榫を記入する。	<p>記入形式  <math display="block">\frac{\text{管径} \quad \text{上流からの榫位置} \quad \text{榫所有者} \quad \text{取付延長}}{\text{(キャップ止め)} \quad \text{榫深さ}}</math></p>
⑰取付管データ	◇管径：mm ◇延長：mで小数第1位まで ◇榫位置 （キャップ止め位置）： mで小数第1位まで ◇榫所有者氏名 ◇キャップ止めの場合は（キャップ止め）と記入する。 ◇キャップ止めの管底深さ： キャップ止めの位置を示すピンからのGLマイナス管底深さを記入する。 mで小数第2位まで	 <p>※支管位置が本管に対して 90° でないときは、支管位置を記載する。（榫位置の後に支管距離を記載）</p>
⑱圧送管データ	◇縦断図を作成し、使用した材料および土被りを記載する。	

(5) 横断図

項目	記入方法	記入例
①断面位置	◇平面図に断面位置を○-○断面と記入する。	<p style="text-align: center;"><b>横断図</b> 1/100</p> <p style="text-align: center;"><b>○-○断面</b></p>
②作図	◇平面図の空欄部分に、断面にある全ての埋設物を記入する。	

(6) データの測定方法

項目	記入方法	記入例
①オフセット	<p>◇マンホールを中心から官民境界までの最短距離（直角距離）を測定する。</p> <p>◇交差点部分については、街路の角切りから測定する。</p> <p>◇単位はmで小数第2位まで。</p> <p>※民地境界や電柱などから測定しないこと。</p>	
②区間距離	<p>◇マンホール中心間の水平距離を測定する。</p> <p>◇マンホール中心と管渠の会合点が一致しない場合は、管渠の会合点基準にする。</p> <p>◇単位はmで小数第2位まで。</p>	

項目	記入方法	記入例
③管底高	◇マンホール管口の高さ (Ha, Hb) を測定する。 ◇単位はmで小数第3位まで。	
④勾配	◇上流管底高 (Ha) と、下流管底高 (Hb) の差を管渠の実延長 (ℓ) で除して求める。 (管渠の実勾配) ◇勾配：‰単位で小数第1位まで (小数第2位を四捨五入)	
⑤副管データ	◇管径：mm ◇延長：mで小数第2位まで ◇奥行：mで小数第2位まで	
⑥取付管データ	◇管径：mm ◇延長：mで小数第1位まで ◇柵位置 (キャップ止め位置)：mで小数第1位まで ◇支管位置：mで小数第1位まで ◇キャップ止めの管底深さ： キャップ止めの位置を示すピンからのGLマイナス管底深さを記入する。 mで小数第2位まで	

※下水道標準図に掲載の無いマンホールは、別途構造図が必要です。

記号	名称
	起点マンホール
	外副管
	内副管

## ②管渠

管種・管材	
記号	名称
HP	ヒューム管
SHP	推進用ヒューム管
VU	塩化ビニル管
PRP	リブ付塩化ビニル管
FRP	強化プラスチック管
REC	レジンコンクリート
PEP	ポリエチレン管
DCIP	鋳鉄管
SP	鋼管
SUS	ステンレス管

## (7) 完成図に注意すべきこと

- ① 鞘管の位置 ⇒ 延長・材質を引出線で鞘管の起終点を図示して下さい。
- ② 立坑矢板等残置している場合、『GL-1.0以下を矢板（ケーシング、ライナープレート）残置』等のコメントを図示して下さい。（大きさ、残置長さを記載）

## (8) 取付管作成

次頁に、参考図面を添付する。

路線番号

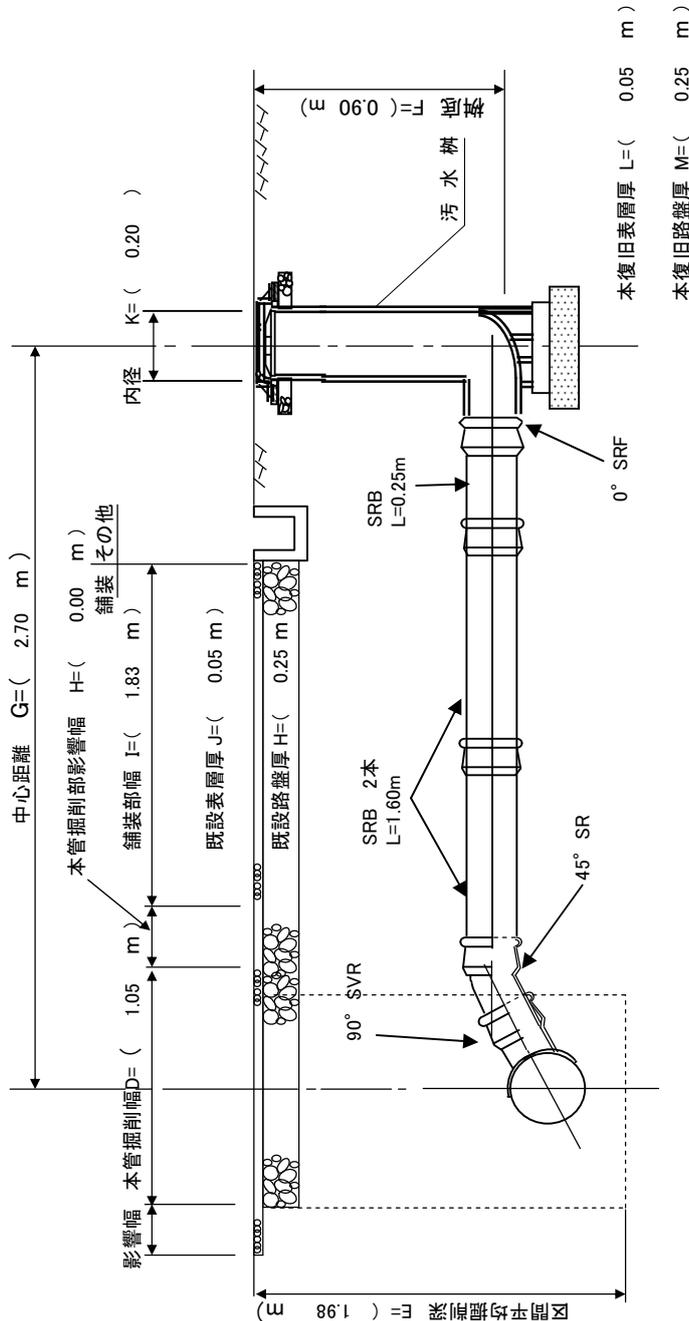
( 292 )

### 取付管出来形図

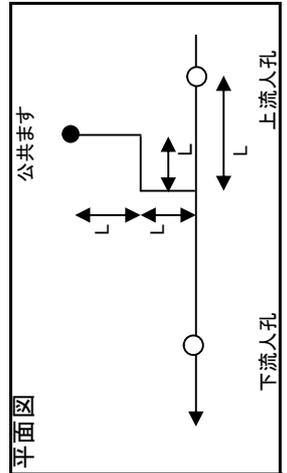
Ⓐ タイプ

### 汚水樹及び取付管材料使用表

人孔番号 A= (No. 3 ) ~ B= (No. 4 ) 間 土地所有者( 東広島下水 ) その( )  
 ( 19.90 m ) ( 上流人孔からの距離 )



※取付管を平面的に曲げた場合は、平面的な寸法を詳細に記入すること



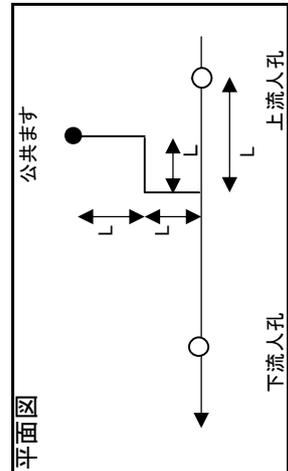
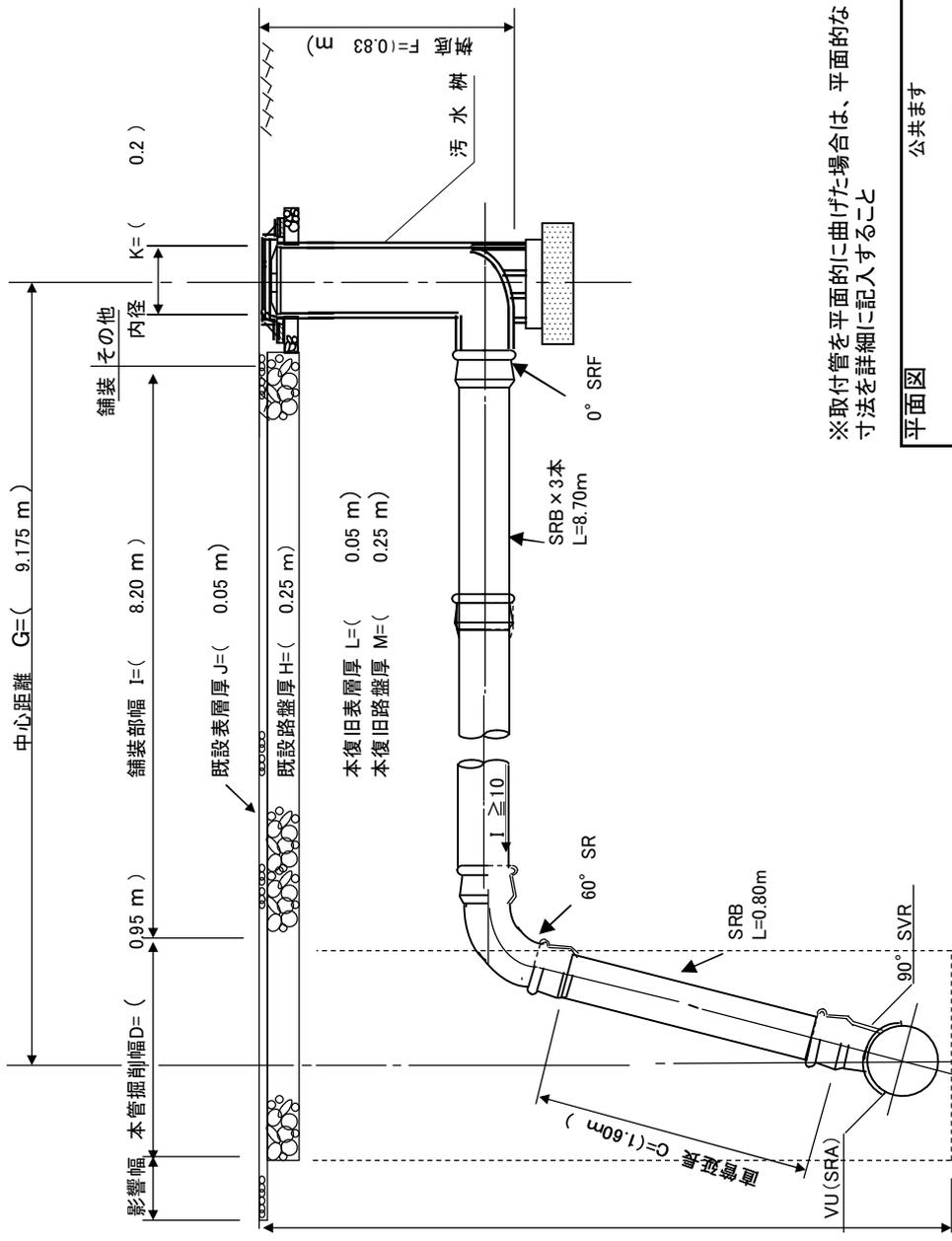
- 記載上の注意
- ( )内は全て、実測数値を記入すること。
  - A、B及びCタイプにより適宜様式を替えて記入のこと。
  - 上記図は概要図とし、管配列の詳細は備考欄に詳しく記載すること。
  - 既設舗装厚(J)は、安定処理層も含んだ値とすること。
  - 復旧欄には、公共柵からその値(図示)の部分の復旧方法・仕様・数量を明記し、必要に応じ詳細図を添付すること。

名称	内容	数量	備考
直管延長		1.85m	
直管	SRB φ150 L= 800	1.60m	
	SRB φ150 L= 250	0.25m	
曲管	15°	個	
	30°	個	
	45°	1個	
	60°	個	
支管	90° SVR200-150	1個	
	0° SRF	1個	
その他		1m	
管埋設シート			
滑材			
取付管接着剤		6箇所	
支管接着剤		箇所	
		1箇所	
塩ビ製蓋	塩ビ柵 φ200	HC=( 0.80 ) m	
	柵底	F=( 0.90 ) m	
	柵深	H=( 0.80 ) m	
	塩ビ製蓋	個	
	内蓋φ200	1個	
防護蓋	T-8	2個	
備考	SRB 2本 L=1.60m		
	90° SVR		
復旧	土間コン撤去復旧		
	A=1.0m <sup>2</sup> t=10cm		

# 取付管出来形図

② タイプ

人孔番号 A= (No. 3) ~ B= (No. 4) 間 土地所有者(東広島太郎) 其の( )  
 ( 19.90 m ) ( 上流人孔からの距離 )



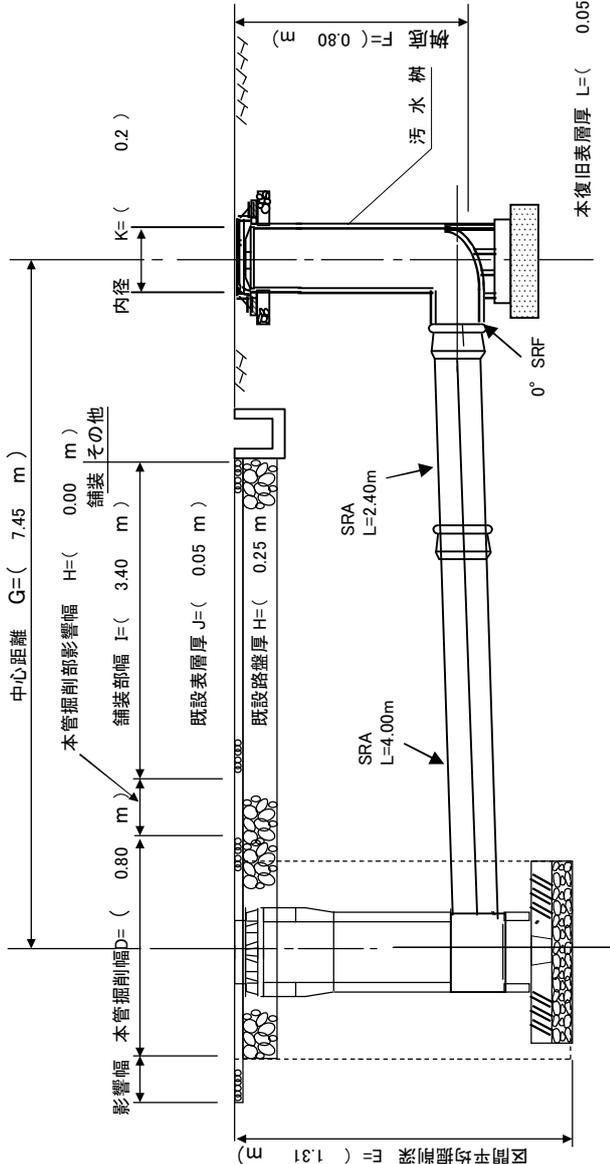
記載上の注意  
 1. ( )内は全て、実測数値を記入すること。  
 2. A、B及びCタイプにより適宜様式を替えて記入のこと。  
 3. 上記図は概要図とし、管配列の詳細は備考欄に詳しく記載すること。  
 4. 既設舗装厚(U)は、安定処理層も含んだ値とすること。  
 5. 復旧欄には、公共樹からその値(図示)の部分の復旧方法・仕様・数量を明記し、必要に応じ詳細図を添付すること。

# 汚水樹及び取付管材料使用表

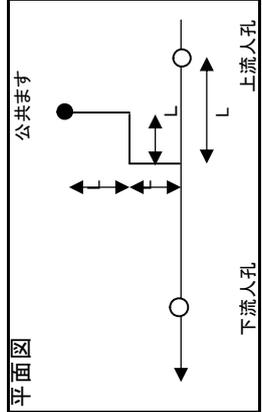
名称	内 容	数 量	備 考
直管延長	ST φ 100 L=4000	9.175m	
直管	SRB φ 100 L=800	8.70m	
曲管	SRB φ 100 L=800	1.60m	
支管	15°		
	30°		
	45°		
	60°		1個
支管	90° SVR200-150	1個	
その他	0° SRF	1個	
管理設シート		1m	
滑 材		3箇所	
取付管接着剤		1箇所	
支管接着剤		1箇所	
塩ビ樹	φ 200 HC=( 0.80 ) m		
樹底	F=( 0.83 ) m		
樹深	H=( 0.68 ) m		
みかけ蓋		個	
内蓋φ200		1個	
防護蓋 T-8		1組	
備 考			
復 旧			

人孔番号 A= ( No.10 )

土地所有者( 東広島下水 ) その( )



※取付管を平面的に曲げた場合は、平面的な寸法を詳細に記入すること



記載上の注意

1. ( )内は全て、実測数値を記入すること。
2. A、B及びCタイプにより適宜様式を替えて記入のこと。
3. 上記図は概要図とし、管配列の詳細は備考欄に詳しく記載すること。
4. 既設舗装厚(J)は、安定処理層も含んだ値とすること。
5. 復旧欄には、公共枳からその値(図示)の部分の復旧方法・仕様・数量を明記し、必要に応じ詳細図を添付すること。

名称	内容	数量	備考
直管延長		6.40m	
直管	SRA φ150 L=4.000	4.00m	
	SRA φ150 L=2.400	2.40m	
曲管	15°	個	
	30°	個	
	45°	個	
	60°	個	
支管	90° SVR200-150	1個	
	0° SRF	1m	
その他 管理設シート		個	
		0.00m	
		0.00m	
滑材		3箇所	
		箇所	
		箇所	
取付管接着剤 支管接着剤	塩化枳 φ200 HC=( 0.70 ) m		
	枳底 F=( 0.80 ) m		
	枳深 H=( 0.70 ) m		
	みかけ蓋	個	
	内蓋φ200	1個	
	防護蓋 T-8	1個	
備考			
復旧			

## 2 . 市担当者が行うべきチェック等

### (1) 完成平面図

タイトル部の内容に誤りはないか(工事番号・工事名・工期等)

方位・住所・家屋名等の地形情報に漏れ・誤りは無いか。

管きょ・人孔・取付管等、記載すべき施設の漏れ、あるいは表示記号に誤りは無いか。

人孔番号・取付管番号・人孔オフセット値に漏れは無いか。

### (2) 添付図面等

特殊人孔構造図、あるいは特殊な形状の管渠断面図が添付されているか。

引取手続きのなされていない既設管を利用する場合、その完成図が作成されているか。

次頁に見本完成図を添付する。



## X 建設工事様式集

## 目 次

### 下水道建設課統一様式

工事における創意工夫等実施状況について .....	X - 1
工事事故報告書 .....	X - 4
発生状況概略図(説明図) .....	X - 7
〇〇〇休暇緊急連絡表 .....	X - 8
工事週報 .....	X - 9
資材承認願い(添付書面) .....	X - 10
建設業退職金共済制度共済証紙購入状況報告書.....	X - 11

総括監督員	主任監督員	監督員	

令和 年 月 日

### 工事における創意工夫等実施状況について

総 括 監 督 員

受注者 住所  
氏名

印

工事名			
工事場所			
工期	請負代金額		
令和 年 月 日から			円
令和 年 月 日まで			
高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況 別添のとおり			

## 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	受注者名	
項 目	評 価 内 容	備 考
<input type="checkbox"/> 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	<input type="checkbox"/> 施工規模	
	<input type="checkbox"/> 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	<input type="checkbox"/> 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用
	<input type="checkbox"/> 自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等
	<input type="checkbox"/> 周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 建設副産物対策（汚泥のリサイクル等）
	<input type="checkbox"/> 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化への対応
	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け	
	<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫
	<input type="checkbox"/> 品質関係	
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	<input type="checkbox"/> 施工管理関係	
<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

- 1 該当する項目の□にレマーク記入する。
- 2 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理する。

## 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			／
項 目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説 明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

ファックス等により速報を必ず行い、後日直ちに提出すること。

# 工事事故報告書

(令和 年 月 日発生・〇〇〇〇工事による〇〇〇〇事故)

令和 年 月 日

東 広 島 市 長

受注者

(商号又は名称)

(代表者氏名)



## 1 工事概要

(1)工 事 名	
(2)工 事 場 所	
(3)工 期	
(4)受 注 者	
(5)請 負 金 額	
(6)工 事 内 容	
(7)施 工 体 制	別添〇 (施工体系図のとおり)
(8)進 捗 度	計画： % ・実績： %

## 2 事故概要

(1)発 生 日 時	令和 年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分頃
(2)発 生 場 所	町 別添○ (位置図・平面図・作業員配置図等)
(3)発 生 状 況	(発生前後の経緯と事故状況)
	(当該作業の指示内容・指示方法)
	(安全上での注意事項)
(4)事 故 原 因	(人的・物的・管理的要因)
	(原因)
(5)発生状況概略図	別添○ (平面図・断面図・説明図のとおり)
(6)写 真	別添○

## 3 被害状況

(1)被害者の状況	(氏名)
	(年齢) 歳
	(住所) (TEL)
	(業者名)
	(職種・経験年数)
	(雇用形態)
	(負傷の程度) 別添○ (診断書等)
	(病院名)
(2)被害物件の状況	(住所) (TEL)
	(被害物件)
	(所有者)
	(住所) (TEL)
	(破損の程度)

## 4 安全管理の実施状況

安全教育・安全対策 安全点検等	
	別添○ (施工計画書、安全管理)

## 5 今後の事故防止策

事故に対する所見 及び事故防止策	

## 6 その他

労働基準監督署長 への報告・請求	事故報告・労働者死傷病報告
	別添○ (報告書の写しのとおり)
	労災・療養給付の請求
その他 (報道機関と の対応状況等)	別添○ (請求書の写しのとおり)

### 発生状況概略図（説明図）

事例番号		事故分類	
被災内容		工事区分（工種）	
職 種		発 生 年 月 日	
〔事故の概要〕			
〔状況図〕			
要 因	人 的		対 策
	物 的		
	管理的		
原 因			

# 〇〇〇休暇緊急連絡表

東広島市 下水道部  
下水道建設課長

受注者 住所  
氏名

- 1 工事名：
- 2 工事場所：東広島市
- 3 現場代理人：

月日	曜日	作業内容	パトロール者	連絡先(携帯)
		通常作業	—	—
		通常作業	—	—
		片付け、清掃	—	—
		休工		
		作業開始	—	—
		通常作業	—	—

◆パトロール内容《休工中の毎日、午前・午後 現場状況を点検確認します。》

## 4 非常及び緊急の連絡先

[発注者⇒受注者]

順位① 〇〇 〇〇 携帯電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

順位② 〇〇 〇〇 携帯電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

順位③ 〇〇 〇〇 携帯電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

[受注者⇒発注者]

順位① 〇〇 〇〇 携帯電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

順位② 〇〇 〇〇 携帯電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

順位③ 〇〇 〇〇 携帯電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

※工事打合せ簿によって提出すること。

令和 年 月 日

# 工 事 週 報

工事名：

履 行 実 績	月 日	月 日(月)	月 日(火)	月 日(水)	月 日(木)	月 日(金)	月 日(土)	月 日(日)
	内容	天候						
記 事								
履 行 予 定	月 日	月 日(月)	月 日(火)	月 日(水)	月 日(木)	月 日(金)	月 日(土)	月 日(日)
	内容	天候						
記 事								

現場代理人	監理(主任) 技術者

総括監督員	主任監督員	監督員	

この様式は、資材承認願（見本又は品質を証明する資料）の集計表として使用し、発議は、工事打合せ簿を使用すること。

土木工事共通仕様書の規定に基づき、つぎの工事に使用する資材は、別紙試験成績表及び品質規格証明書等のとおりです。

工事名： \_\_\_\_\_

番号	使用資材	規格	数量	単位	製造業者	承認方法※
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※承認方法を記入すること。（例：試験成績表、性能試験結果、品質規格証明書、承認願等）

※日本下水道協会、JIS マーク表示品については、品質規格証明書等の提出は省略できる。

令和 年 月 日

東 広 島 市 長

受注者 住所  
氏名



建設業退職金共済制度共済証紙購入状況報告書

次の工事に係るこのことについて、建設工事請負契約の特約事項により報告します。

工 事 名	令和 年度		
工 事 場 所	東広島市		
工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
契 約 日	令和 年 月 日	請負代金額 (税込み)	円

(注) 請負契約の増額変更等があった場合には、契約変更日、工期の変更内容及び変更額も記入すること。

共済証紙購入額等(合計)	円( 日分)
[掛金収納書(契約者が発注者へ)貼付欄]	
※1 追加購入等により複数枚ある場合は重ね貼付すること。 ※2 他工事と併用して購入する場合は写しを貼付すること。	
共済証紙を購入しなかった場合(掛金収納書の貼付がない場合)及び 請負代金額の増額変更があった場合で追加購入しなかった場合の理由記入欄	